

第4部

復興へのみちしるべ

市議会活動

議会では、議員15人で構成する災害復興促進特別委員会を設置。震災復興基本計画に盛り込むべき提言を取りまとめ、4月19日、市長に「『尼崎市震災復興基本計画』の策定に当たって(意見)」を提出した。「意見」では、市が震災復興基本計画を策定するに際しては、①市民参加の行政運営 ②全市的視点に立った住宅政策の展開 ③国・県等関係機関への必要措置の要請—の3点を災害復興にあたっての基本的考え方とし、これに基づいて基本計画に盛り込むべき事項として、①住宅対策 ②激甚地域の整備 ③災害に強いまちづくり ④中小企業者への支援 ⑤防潮堤、開門および主要河川堤防の点検・整備 ⑥地域防災体制の確立 ⑦ボランティア活動への支援 ⑧地域コミュニティの育成支援—についての具体的な提言をまとめている。さらに、今後の市の基本計画と復興計画に基づく復興事業を着実に推進していくためには、国・県の全面的な支援が不可欠であることから、7月17日・20日の両日、それぞれ貝原兵庫県知事と小里阪神・淡路大震災対策担当大臣に面会し、陳情を行うとともに、地元選出県議会議員と国会議員に対しても支援を求めた。

●第1節 災害復興促進特別委員会

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、本市に甚大な被害をもたらしたが、市は高い次元での復興対策を講じるため、災害復興本部を設置し、災害に強いまちづくりに取り組むこととなった。

一方、議会では、地震発生直後の1月18日から計5回にわたり会派代表者会を開き、本市の被害状況や市の復旧対策等に係る協議を行ってきたが、災害復興は緊急かつ重要な課題であり、災害に強いまちづくりを推進するという立場から、災害復興について多様な市民の声を反映させ、効果的な復興促進を図っていくためには、別途専門機関が必要であるとの認識の中で、「災害復旧及び災害復興の促進に関する事項」の協議を行う組織として、議員15人で構成する災害復興促進特別委員会を2月15日に設置した。

2月20日の第1回委員会以降、8月3日までの間に、計11回にわたり委員会を開催した。委員会開催

の都度、当局から本市の被災状況や復旧状況などについての報告を求めた。それとともに、委員会として市内の被災地域への現場視察を行う中で、本市の被災状況を把握し、災害復旧・復興に係る多様な市民の声を反映させるべく、市の震災復興基本方針案および震災復興基本計画案についての協議とあわせて、災害復旧・復興全般に係る事項について、鋭意協議を重ねてきた。

そうした中で、災害復旧・復興にあたっての各委員からの具体的な提言に基づき、震災復興基本計画に盛り込むべき提言を委員会として取りまとめ、4月19日に尼崎市災害復興本部長の市長に対して、「『尼崎市震災復興基本計画』の策定に当たって(意見)」を提出した。

また、災害復興事業をより強力に推進すべく、本市の生活基盤や事業活動の復興への支援等について、7月17日に兵庫県阪神・淡路大震災復興本部長の兵庫県知事に対して、また同月20日に阪神・淡路大震災復興本部長の内閣総理大臣に対して、それぞれ、「震災復興に関する要望」を提出し、陳情を行った。

本委員会は、2月20日の第1回委員会以降、計11回の協議を経てきた中で、一定の役割を果たした。

また、市で震災復興基本方針と震災復興基本計画が策定され、今後はこれらの計画に基づく具体的事業を推進していくための震災復興推進本部が8月7日に設置されることとなった。議会での今後の復興対策については、震災復興基本方針と震災復興基本計画に基づく具体的事業の推進に向けて、本会議をはじめ所管の常任委員会等の然るべき場で協議検討することとし、8月3日、議長にこれまでの活動状況について報告し、委員会としての活動を終えることとなった。

1 委員会設置までの経過

- 1月18日 会派代表者会
 - ・兵庫県南部地震について
 - 〔被害状況、市民の避難状況および市の対応等について〕
- 1月23日 会派代表者会
 - ・兵庫県南部地震について
 - 〔その後の被害状況および当局の対応等について〕
- 1月27日 会派代表者会
 - ・兵庫県南部地震について
 - 〔その後の被害状況および当局の対応等について〕
- 2月3日 会派代表者会
 - ・兵庫県南部地震について
 - 〔会派代表者会の申し入れ事項に対する回答について〕
 - 〔尼崎市災害復興本部の設置について〕
 - 〔兵庫県南部地震に係る本市の被害状況について〕

- 2月10日 会派代表者会
 - ・兵庫県南部地震について
 - 〔その後の被害状況および当局の対応等について〕
 - 〔特別委員会の設置について〕
- 2月15日 議員総会
 - ・議会運営に関する申し合わせ事項の一部改正について
 - 〔災害復興促進特別委員会の設置〕
 - 〔災害復興促進特別委員会委員の選任〕

2 委員

災害復興促進特別委員会委員名簿

会派名等	委員氏名
新 政 会	石 本 晟 中 川 日出和 波 多 正文
連 合 新 党 市 民 ク ラ ブ	中 村 四 郎 (H7.2.20~H7.4.27) ○ 藤 原 軍 次 竹 内 綱 敏 西 尾 秀 文 (H7.4.28~H7.8.3)
清 風 会	竹 原 利 光 岩 川 悦 治
日 本 共 産 党 団 議 員 団	○ 瀬 井 幸 則 田 村 征 雄
日 本 社 会 党 議 員 団	◎ 小 柳 久 嗣 谷 原 重 雄 (H7.2.20~H7.4.27) 丸 山 佳 伸 (H7.4.28~H7.8.3)
公 明	畠 山 郁 朗 仙 波 幸 雄
無 所 属	北 川 れん子

◎は委員長を、○は副委員長を示す

3 委員会の活動状況

災害復興促進特別委員会の活動状況

回	年月日	協議事項
1	7. 2. 20	1 委員長および副委員長の互選について 2 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 3 尼崎市震災復興本部について 4 尼崎市震災復興基本方針等について 5 今後の進め方について
2	7. 2. 28	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 災害復興について (1) ひょうごフェニックス計画について (2) 公共土木施設等の被害状況について ア 公共土木施設 イ 公共建築施設
3	7. 3. 7	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 上水道の被害状況について 3 災害復興について (1) 築地・戸ノ内地区等の被害状況等について (2) 第1回尼崎市震災復興基本計画策定委員会について
4	7. 3. 20	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 第1回尼崎市震災復興基本計画策定委員会について 3 地区整備について 4 災害復興について
5	7. 3. 31	○被災地域への現場視察 第一閘門・中島川防潮堤・築地地区・市立尼崎高校・常松地区・西昆陽3丁目・東園田町8丁目
6	7. 4. 5	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 港湾・河川の被害状況について 3 本市被災の特徴について 4 第2回尼崎市震災復興基本計画策定委員会について 5 災害復興について

7	7. 4. 11	1 第2回尼崎市震災復興基本計画策定委員会について 2 災害復興について
	7. 4. 19	○「尼崎市震災復興基本計画の策定に当たって（意見）」を議長に提出 ○市長（尼崎市災害復興本部長）に対して、「尼崎市震災復興基本計画の策定に当たって（意見）」を具申
8	7. 4. 20	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 尼崎市震災復興基本計画（案）について
9	7. 6. 8	1 兵庫県南部地震による本市の被害状況等について 2 国・県への要望事項について
10	7. 6. 30	1 震災によるその後の状況等について 2 震災復興計画について
	7. 7. 17	○兵庫県へ陳情（貝原兵庫県知事と面会） ○地元選出県議会議員に対し側面からの支援を要望
	7. 7. 20	○国へ陳情（小里阪神・淡路大震災対策担当大臣に面会） ○地元選出国会議員に対し側面からの支援を要望
11	7. 8. 3	1 学校施設の災害査定結果等について 2 住宅助成にかかる義援金の支給について 3 震災復興推進体制について 4 本委員会の活動状況（案）について

「尼崎市震災復興基本計画」の策定に当たって（意見）

—平成7年4月19日

尼崎市災害復興本部長（尼崎市長）
に提出—

平成7年4月19日

尼崎市議会議長
米田守之様

災害復興促進特別委員会
委員長 小柳久嗣

災害復興促進特別委員会意見について（報告）

本委員会において災害復興の促進に関する事項について、協議・検討を行った結果、尼崎市震災復興基本計画の策定に盛り込むべき事項について意見をとりまとめたので、別紙のとおり報告いたします。

以上

平成7年4月19日

尼崎市災害復興本部
本部長 宮田良雄様

尼崎市議会議長
米田守之

「尼崎市震災復興基本計画」の策定に当たって（意見）

今般、本市議会災害復興促進特別委員会では、本市の一日も早い災害復興を願い、様々な観点から復興のあり方を協議・検討してきましたが、この度、尼崎市震災復興基本計画に盛り込むべき事項について、一定の意見集約を見ました。

つきましては、別紙のとおり本特別委員会の意見を送付しますので、計画の策定に当たっては、委員会の意見を十分に反映されるよう要望いたします。

以上

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震により、本市は全市的規模で甚大な被害を受け、市民は不安と混乱の中に陥った。その後、市当局はじめ関係機関の懸命な努力により、復旧については一定の方向が見えてきたが、なお残された課題があり、これについては全力で取り組むとともに、一日も早い平穏な市民生活の回復を図る必要がある。このことから、当局においては、早期の復興を目指すとともに、再度の災害に備え、災害に強く、防災体制の整ったまちづくりに向け、諸事業を計画的に進める基本方向を示す尼崎市震災復興基本計画の策定に取り組んでいる。

本市議会としても、災害復興は緊急かつ重要な課題であり、総合的に取り組む必要があることから、その効果的な促進に資するため、災害復興に関し、協議・検討を行う組織として、2月15日に本委員会が設置されたものである。

本委員会は、これまで市内の被災状況の把握や各委員からの具体的な復興に当たっての提言に基づき、今回の阪神・淡路大震災程度の災害にも耐えうるまちづくりを実現するとの決意の下、以下のような基本的観点に立ち、慎重に協議してきたところである。その結果、この度、一定の意見の集約を見たので、特に下記の事項について、基本計画に十分反

映されるよう意見を申し述べるものである。

なお、言及しなかった事項については、既に基本計画素案において、一定の対策が検討されていることから、これらについては施策の実現を図り、早急に取り組みられるよう併せて要望する。

- ① 今回の災害を通じて、例えば、障害者などの社会的弱者に対するきめ細かな対応策の必要性、地域コミュニティにおける相互扶助の大切さ及びボランティアの重要性など数多くの教訓を得た。これらの教訓を踏まえ、将来を見据えた復興対策に取り組んでいく必要がある。そのためには、市民や事業者などの理解と協力を得て、市民参加の行政運営を行うことが必要である。
- ② 本市においては、古い木造住宅が多く全市に散在している。今回の被災の特徴として、特に木造住宅に被害が集中したことが挙げられる。このことから、今後復興に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、全市的な視点に立って住宅対策を展開していく必要がある。特に、今回集中的に被害を受けた地域については重点的な整備を進めていく必要がある。
- ③ 今回のような大規模な災害から立ち直るためには、災害救助法をはじめ現行法に基づく諸制度では十分に対応しきれず、既存制度の拡充や改善のほか新しい制度の創設なども検討していく必要があるが、本市独自の取り組みだけでは限界があることから、国・県における制度の創設、拡充や改善、さらに財政的支援などについて、積極的に国・県等関係機関に対して必要な措置を要請していくことが必要不可欠である。
- ④ 本委員会としては、一日も早い復興を図るために、市当局と連携して、超過負担の解消や県営・公団住宅等の供給促進など積極的に国・県への要望活動を行っていくものである。

記

1 住宅対策

今回の震災で多くの住民が住居を失い、この方々の一日も早い生活安定と再度の災害に備えるためにも、住宅対策が最優先課題となっている。そのためには、これら被災者の恒久住宅の確保や民間による住宅建設の誘導策が必要である。その際、高齢者や障害者などに十分配慮した住宅供給を行うよう留意する必要がある。

また、自力で住宅を確保しようとする住民に対しては、十分な誘導対策などを図る必要がある。

(1) 公営・公団住宅等の建設

震災により住居を失った住民に対して、十分な住宅確保と居住環境が図れる災害復興公営住宅を建設推進すること。さらに県営災害復興公営住宅及び公社・公団住宅などの積極的な誘導を図ること。

(2) 民間による住宅建設の促進

民間による住宅建設を促進するため、低金利融資制度などの新たな制度を創設するとともに、現行民間賃貸住宅建設資金利子補給制度、特定優良賃貸住宅制度及び密集住宅市街地整備促進事業の制度などを拡充し、効果的に活用されるよう、十分検討するなどして、民間の住宅建設促進のための誘導策を積極的に展開すること。

(3) 自力による住宅確保への支援策

自らの資力で住宅の建て替えや補修などを促進するために、既存の個人住宅資金融資あっ

旋制度などの充実を検討するとともに、被災しなかった住宅の耐震性強化のための方策や耐震性の高い住宅の建設促進を図るための誘導策と併せ、住宅に関する情報提供の方策について検討すること。

2 激甚地域の整備

本市において、激甚地域に指定した5地区のうち、戸ノ内地区と築地地区の整備に当たっては、既に設置されているまちづくりの住民組織と十分に協議を行い、地元の意見を集約するなかで早急に計画を策定すること。また、他の3地区についても、できる限りまちづくりの住民組織づくりを行い、地元の意見を反映した市民参加の計画を策定すること。

加えて、今回の震災では液状化により被害が増幅したことから、特に液状化の影響を受けた地域については、十分な専門的調査と分析を行い、その地域の地盤特性に応じた対策を講じること。

3 災害に強いまちづくり

今回の震災では、道路、鉄軌道に多大の被害を受けた。特に東西の交通網が遮断され、この影響による南北交通の渋滞など市民生活に多大な影響を与えた。また、高速道路や鉄軌道は高架部分が落下するなど、その耐震性が改めて問われることとなった。こうしたことから、普段から災害時を想定した救助・救援・復旧などの輸送手段の確保が不可欠であり、災害に強い交通基盤を整備するとともに、災害によって道路、鉄軌道が寸断された経過を踏まえ、非常時における代替輸送手段を検討する必要がある。

また、今回の震災による火災延焼や家屋倒壊の防御に際して、街路樹、緑地帯の役割が大きく重要視されていることから、公園や道路をはじめとする公共施設など全市的に緑化対策を推進していく必要がある。

さらに、今回の震災で最も強く感じられたのは水の大切さである。水道については、市内全域に水が行きわたるまでに相当の時間を要し、市民生活に重大な影響を及ぼした。また、災害初期の火災に対して消火活動に一部支障を来した。このことから、災害時における水の確保が課題となっている。

公共建築施設については、倒壊に至るものはなかったが、約半数の施設が何らかの被害を受け、特に学校施設については、一部使用できない状態にある。このことから、公共建築施設全般にわたる耐震性の確保と早期整備が課題である。

(1) 道路等の整備

災害発生時の避難路ともなる道路については、国から示される耐震基準に基づき整備を図るとともに、現行の地域防災計画に掲げられている都市防災構造化対策事業計画を早急に策定すること。特に、道路の立体交差部分の高架橋については、安全面で万全を期すこと。

また、高速道路や新幹線などの鉄軌道については、耐震性の強化や落下防止策などの安全対策のほか振動による住宅の二次災害を防止するための調査を行い、必要な対策を講じよう国・県等関係機関に要請すること。

(2) 海上からの輸送ルートの確保

災害時においては、大量輸送手段として海上輸送ルートが有効となる。耐震性・防災機能を強化した災害に強い港湾施設として、また広域的な視野に立って、他港との代替機能

や旅客輸送機能を備えた港湾機能への充実などの尼崎港の整備を行うこと。併せて、尼崎港へのアクセス道路の整備を関係機関と連携しながら、強力に推進していくこと。

(3) 空からの輸送ルートの確保

緊急時の輸送に有効な手段となる空からの輸送ルートの確保のために、防災機能を兼ね備えたヘリポートスペースを設置するとともに、これらへのアクセス道路の整備を行うこと。

(4) 緑化対策

火災延焼防止策をも兼ねた緑化対策を全市域に展開していくため、新たに公園を整備するなど公共施設の緑化を図るとともに、主要幹線道路への街路樹の整備や市道の側道への植樹を積極的に推進すること。また、生垣助成制度の対象範囲の拡大や鎮守の森の再生に対する援助など、民間による緑化を支援すること。

(5) 水の確保

市民生活に必要な不可欠な水の安定供給を行うために再度の震災に耐えうる水道施設の整備を図るとともに、災害時の防火用水などの確保のために市内の公共施設に耐震性貯水槽・防火水槽を適正配置すること。

また、雨水を有効に活用するため、平常時は散水、生活雑用水として利用し、非常時には防火用水などとして利用できる雨水利用システムの導入について検討すること。

(6) 公共建築施設の整備等

公共建築施設は、災害時には災害救助・復旧の拠点となることもあり、市民が安心して利用できるよう、施設全般にわたり耐震性への専門的調査を行い、耐震性を強化するなどの対策を講じること。

特に、学校については、一日も早い正常な教育活動が行えるよう早急に整備を図ること。

また、今回被災した障害者小規模作業所などの無認可の福祉施設に対しては、地域福祉に果たす役割も大きいことから、一日も早い復旧・復興に向けた支援を行うこと。

4 中小企業者への支援

今回の震災による本市産業の被害は、建物や設備の被害のほか、取引先の被災による出荷の停滞や中止及び物流の停滞など事業活動への多大な影響を与えている。もとより、本市産業は中小企業の占める割合が高く、地域経済の中心的な担い手として産業の発展を支えてきた。しかし、多くの中小企業は経営基盤が脆弱なことから、本市産業全体に与える影響が大きく、本市産業振興の観点から、中小企業者に対し早急な支援対策を講じる必要がある。

このようなことから、中小企業者の一日も早い事業活動の正常化が必要である。特に、商店街は人が集い交流する地域コミュニティの拠点としての役割をも持っていることから、既存の経済変動対策特別融資あっ旋制度等を充実するなど、中小企業者への支援を積極的に行うこと。

5 防潮堤、閘門及び主要河川堤防の点検・整備

海拔0メートル地帯が市域の約3分の1を占める本市においては、防潮堤、閘門及び主要河川堤防が生命線となっており、仮に災害によりこれらの施設が機能しなくなれば、多くの尊い命と市民の財産が奪われることともなりかねない。このことから、本市の最重点

課題として、今回の震災で被害を受けていない箇所も含め、施設・設備全体の総点検を行い、その耐震性を強化する等の整備を行うなど、関係機関と連携を図り、あらゆる災害を想定した長期的な安全対策を講じること。

併せて、南部地域における防災に強いまちづくりの整備に万全を期すること。

6 地域防災体制の確立

今回の地震では、初期情報が迅速・的確に収集できず、また災害時の情報手段として重要な役割を果たすべき電話がその機能を全く発揮できなかった。このことから、適切な指示が地域の拠点となるべき支所や現場に正確に伝わらず、初期の災害復旧活動に混乱を来した。さらに、市の防災組織体制においても、横の連携が極めて不十分であった。

また、避難所として指定されている学校等については、一時的な避難所を想定しており、今回のような長期にわたる場合の避難所としては十分な機能を有していなかった。さらに、市民への情報提供についても、迅速かつ適切な対応ができていなかった。そのため、これらの情報管理体制や避難所のあり方などについて、地域防災計画の中で抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

今回の震災は、近隣都市を含めた広域的規模であったため、相互の協力体制が全く発揮できない状況となり、近隣以外の自治体から、ごみ処理、水道復旧、救助活動などにおいての多くの援助を受けた。こうしたことから、災害時の協力体制のあり方が問われている。

(1) 情報管理体制の確立

災害体制の拠点となる公共施設においては、無線等の通信手段を有効に活用し、公共施設（例えば、防災センター一本庁一支所など）相互の連携体制を整備するなど、情報管理体制を確立すること。

また、災害時においても、市民に対して時宜を得た適切な情報を確実に提供するため、あらゆる手段を通じた情報提供システムの再検討を行うこと。

(2) 今後の避難所のあり方

今後は一時的な避難所のほか、長期的な生活の場としての機能を持ち、保健・福祉とも連携した避難所、障害者などの社会的弱者に配慮した避難所や避難管理体制など、そのあり方について抜本的に見直すこと。

(3) 災害に対応した行政組織の確立等

現行の防災体制の見直しを図り、例えば、各支所が災害時には地域の防災対策等の拠点となるなど、災害時の初動体制を含め迅速で的確な市民ニーズに対応できるような組織体制を確立すること。また、職員が災害時における役割を自覚し的確な行動がとれるよう、職員に対する防災啓発を日常的に行うこと。

(4) 防災体制の強化

震災において、救助・救援・復興活動を迅速に行えるよう防災体制を強化するとともに、さらに高い防災体制の確立に向けて、他の自治体はもちろん、関係機関等との連携・強化を図ること。

(5) 広域的な観点からの応援体制の確立

大規模な災害時にも迅速な救助・復旧活動が行えるよう、近隣以外の自治体との相互の応援体制を確立するなど、広域的な観点からの見直しを行うこと。

また、医療機関相互の救急医療体制の確立や老人福祉施設などの施設相互の協力関係な

ど、民間における協力体制のあり方についても併せて検討すること。

7 ボランティア活動への支援

今回の災害では、自主的なボランティア活動の申し出が数多くあり、行政の手の届かない部分で非常に大きな役割を果たした。しかし、行政の受け入れ体制が不十分であったため、ボランティアと十分な連携が取れなかったのが現状である。こうしたことから、今後はボランティアの重要性と役割を再認識する必要がある。

このことから、ボランティアの自主的な活動を阻害しない範囲でその円滑な活動を担保するため、地域防災計画の中に、ボランティア活動の積極的な活用について明確に位置づけること。また、個人及び企業のボランティア活動を十分活かすために、行政の受け入れ窓口の明確化やボランティアの育成支援など、そのあり方を十分検討すること。

8 地域コミュニティの育成・支援

地域コミュニティの形成を図っていくためには、住民相互による人と人とのつながりを重視し、また時代の変化にも対応したコミュニティづくりが求められている。今回の震災では自然発生的に近隣同士の助け合いが起こり、改めてその大切さが認識され、現在、地域コミュニティの形成に向けての機運が一層高まりつつある。このようなことから、災害時の地域コミュニティの重要性に鑑み、既存の社会福祉協議会などの地域団体の充実を図り、連携を強化する必要がある。

(1) 地域コミュニティとの連携

コミュニティ醸成の機運が高まっていることを一つの契機として、地域住民がより一層相互に連携し自らが地域を守り、かつ快適で住みよい地域社会を形成していくという観点に立って、既存の社会福祉協議会などの地域団体の充実を図りながら、連携を強化し、積極的にコミュニティ育成の支援を行うこと。

(2) 支所機能の強化

地域での行政情報、保健、福祉などを通じて、日常から市民との係わりが深い支所の果たす役割は大きい。よって、災害時においては、地域の災害対策の拠点としての機能を持たせるなど、支所のあり方を見直すこと。

(3) 防災教育の推進

学校教育や社会教育など、あらゆる機会を通じての防災意識啓発や防災に備えたマニュアルの策定などを行うとともに、より効果的な防災訓練を実施すること。

以上であるが、本委員会で各委員から提言された具体的な対策などを別紙のとおり添付するので、計画策定に当たり参考とされたい。

委員会活動状況報告

—平成7年8月3日

尼崎市議会議長に提出—

尼議調第61号

平成7年8月3日

尼崎市議会議長

中村四郎様

災害復興促進特別委員会

委員長 小柳久嗣

災害復興促進特別委員会の活動状況について
(報告)

みだしの件について、別紙のとおり報告いたします。

以上

<別紙>

災害復興促進特別委員会の活動状況について

平成7年1月17日の兵庫県南部地震は本市に甚大な被害をもたらしたが、市は高い次元での復興対策を講じるため災害復興本部を設置し、災害に強いまちづくりに取り組むこととなった。一方、議会においても、災害復興は緊急かつ重要な課題であるとの考えから、その効果的な促進を図るため、災害に関して協議・検討を行う組織として本委員会を2月15日に設置した。

本委員会では、2月20日の第1回委員会以来、計11回にわたる会議を開催し、災害復旧・復興全般に係る事項について鋭意協議を重ねてきた。この間、市内で特に被害が甚大であった尼崎閘門、中島川堤防、築地地区、常松地区、東園田地区及び市立尼崎高等学校などを視察し、本市の被災状況を把握するとともに、委員会開会の都度、当局から本市の被災状況及び復旧状況等についての報告を求め、災害復旧・復興に市民の声を反映させるべく協議・要望を行ってきた。

特に、市が今後の復興に向けての基本方向を示す尼崎市震災復興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに際しては、同計画に多様な市民の声を反映させるため、各委員からの具体的な提言をもとに、今回の兵庫県南部地震程度の災害に耐えうるまちづくりを実現するとの決意のもと、慎重に協議を重ね、

- ①市民参加の行政運営
- ②全市的視点に立った住宅政策の展開
- ③国・県等関係機関への必要措置の要請

の3点を災害復興に当たっての基本的考え方とし、これに基づいて基本計画に盛り込むべき事項として、

- ①住宅対策
- ②激甚地域の整備
- ③災害に強いまちづくり
- ④中小企業者への支援
- ⑤防潮堤、閘門及び主要河川堤防の点検・整備
- ⑥地域防災体制の確立
- ⑦ボランティア活動への支援
- ⑧地域コミュニティの育成支援

についての具体的な提言を、本委員会の総意として、「尼崎市震災復興基本計画の策定に当たって（意見）」にまとめ、4月19日に災害復興本部長である市長に具申した。また、同意見の中で、本委員会でも当局の復興活動を積極的に支援するため、必要に応じて要望活動を行っていくことを確認した。

その後、本委員会の意見を反映した基本計画が策定され、本委員会の協議を経て、住宅復興計画などの具体的な復興事業計画である尼崎市震災復興計画（以下「復興計画」という。）が策定されたところである。

更に、今後の市の基本計画及び復興計画に基づく復興事業を着実に推進していくためには、国・県の全面的な支援が不可欠であることから、

- ①生活基盤の復興への支援
- ②事業活動の復興への支援
- ③閘門・防潮堤及び河川堤防の復旧
- ④公共施設の復興への支援
- ⑤交通基盤整備への支援
- ⑥財政支援

の6つの項目について、7月17日及び同月20日の両日、それぞれ貝原兵庫県知事及び小里阪神・淡路大震災対策担当大臣に面会し、陳情を行うとともに、地元選出県議会議員及び国会議員に対しても側面からの支援を求めた。

このたび、市当局において災害復興本部が基本計画及び復興計画に係る策定作業を完了したことにともない、8月7日をもって基本計画及び復興計画の着実な進捗を図るための震災復興推進本部体制に移行することとなった。従って、本委員会も設置当初の予定どおり活動を終えることとなるので、これまでの活動状況を、ここに報告するものである。

なお、今後は復興計画に基づく具体的な復興事業推進の段階に入るが、一日も早い市民生活の安定に向けた災害に強いまちづくりの実現は、これからの事業推進のあり方にかかっている。よって、今後の復興対策に関しても、所管の常任委員会など然るべき場において、より一層の協議・検討が必要であると思われる。

以 上

●第2節 本会議・常任委員会

議会では、災害復興は緊急かつ重要な課題であり、災害に強いまちづくりを推進するという立場から、災害復興について多様な市民の声を反映させ、効果的な復興促進を図っていくために、「災害復旧及び災害復興の促進に関する事項」を協議する組織として、議員15人で構成する災害復興促進特別委員会を2月15日に設置し、災害復旧・復興全般に係る事項について鋭意協議を重ねてきた。

一方、本会議・常任委員会では、災害復旧・復興に係る予算案や工事請負契約等をはじめ、数多く議事に提出された震災関連の陳情について審議、審査するとともに、災害復旧・復興に向けた具体的な対策に係る質疑、質問等を行ってきた。これらの機会をとらえて、災害復旧・復興事業の進ちょく状況の把握と推進、さらには、具体的施策の促進を図ってきた。

❖(1) 第10回定例会

＜平成7年3月10日～3月30日＞

第10回定例会は、3月10日に招集され、会期21日をもって、全市的な災害復旧費を盛り込んだ平成7年度当初予算案をはじめ、災害復旧・復興に係る専決処分報告、補正予算案、条例案などの諸案件の審議を行い、3月30日に閉会した。

その間、各会派の代表者による代表質疑、議員15人による一般質疑では、災害復旧・復興の具体的な対策を中心に論議がなされるとともに、常任委員会では、諸案件の審査をはじめ、震災関連の陳情等の審査を行った。

なお、当初予算関連議案は、例年、予算特別委員会を設置して審査を行っているが、震災により、当初予算の内容が主として骨格経費を中心としたものとなったことと、災害復旧・復興に向けた早急な取

り組みを行う必要性があることから、予算特別委員会は設置せず、常任委員会で審査した。

また、常任委員会での震災関連の陳情の取り扱いについては、早期の対応が求められるもの、その趣旨について大筋で理解できるもの、理解する部分はあるものの願意達成が極めて困難なものなど、全体を通して、採択・不採択を論ずることが難しい面があることから、災害復旧・復興に係る事項については、委員会として、別途、意見を取りまとめ、当局に対して要望することとなった。

(主な災害復旧・復興関連議案等)

- { 平成6年度一般会計補正予算(第5号)など }
の専決処分報告
避難所・仮設住宅設置事業費、住宅応急修理費、災害援護資金貸付事業費、公共施設・道路・上下水道等復旧費、合同慰霊祭関係経費、がれき処理関係経費、災害対策特別融資関係経費等の補正
市立高等学校入学料の減免措置、災害援護資金貸付要件・償還方法等の改正措置等
- { 平成6年度一般会計補正予算(第7号)など }
の補正予算案
市営住宅・道路・公園・水路等復旧費、災害公営住宅建設事業費、国民健康保険料・上下水道料金減免措置経費等の補正
- { 平成7年度一般会計補正予算(第1号)など }
の補正予算案
避難所・仮設住宅設置事業費、災害援護資金貸付事業費、公共施設・道路・上下水道等復旧費、災害公営住宅建設事業費、がれき処理関係経費、被災住宅補修資金緊急特別融資関係経費、災害復興調査事業費、地震災害対策特別融資関係経費等の補正
- { 災害派遣手当の支給に関する条例などの条例 }
案
他都市からの派遣職員への手当支給措置、震災に係る雑損控除額の特例措置、固定資産税・都市計画税の減免措置等

震災関連の陳情に係る常任委員会意見

○ 総務委員会

今回の震災により、議会や市当局に対し、多くの要望、陳情が提出されており、本委員会にも震災に係る陳情が1件提出されている。今回の震災は過去に経験のないみぞうのものであり、従って、避難所以外の避難者の掌握には限度があると考え。しかし、本件は被災者への思いが表れたものであり、その趣旨については理解ができるものである。よって、市当局として、その手法に創意、工夫した広報活動を行い、希望する市外避難者に対する情報提供について意を尽くすよう本委員会の総意として要望するものである。

○ 文教委員会

今回の震災により、議会や当局に対し、多くの要望、陳情が提出されている。本委員会にも震災に係る陳情が8件提出されており、それらの陳情趣旨について理解する部分はあるものの、陳情の要旨及び陳情項目の中には、願意達成が極めて困難なものなどが見受けられ、委員会として、陳情そのものを採択することは非常に困難な状況である。しかし、現在、震災復興については、議会において災害復興促進特別委員会を設置し、その中で市当局の震災復興計画にその意思を盛り込むべく、論議がなされているところである。本委員会としても、その論議を今後見守る必要があるが、災害復旧及び復興については、陳情にかかわらず、現在の状況にかんがみ、本委員会としても、主体的になんらかの対応をしなければならない。そこで、市当局におかれては、次の事項について関係機関との連携を密にし、最善の意を尽くすよう本委員会の総意として強く要望するものである。

- 1 安全で安心な教育の場を保障するため、被災校舎の安全点検を行い、補修、建て替え等を順次進めていくこと。
- 2 学校での避難生活がいち早く解消され、従来の機能が回復できるよう適切な対応を行うこと。
- 3 その他、必要に応じて、教育環境の確保に向けた諸施策を弾力的に運用すること。

上記の項目に係る災害復旧及び復興に際しては、財政支援をはじめ、制度の拡充や改善など国、県の全面的支援が不可欠なものについては、積極的に国、県等関係機関に対して、必要な措置を要請すること。

また、震災復興に当たっては、本委員会としても積極的に市当局と連携し、国、県等に対して、全面的な支援を強く要望するものである。

○ 生活福祉委員会

今回の震災により、議会や市当局に対し、多くの要望、陳情が提出されている。本委員会にも震災に係る陳情が12件提出されているが、いずれも被災者の方々の切実な思いが表れたものであり、その趣旨については大筋で理解できるものである。現在、震災復興については、議会において災害復興促進特別委員会を設置し、その中で市当局の震災復興計画にその意思を盛り込むべく論議がなされているところである。本委員会としても、その論議を今後も見守る必要があるが、災害復旧については、速やかになんらかの対応をしなければならない。このような状況にかんがみ、災害復興促進特別委員会に対し、陳情の趣旨を伝えるとともに、市当局におかれては、次の事項について関係機関との連携を密にし、最善の意を尽くすように本委員会の総意として強く要望するものである。

- 1 長期にわたり避難所生活を余儀なくされている人の健康面や生活面を考慮し、食事料の引き上げを含めた食事改善や生活環境の改善を行うこと。
- 2 被災した高齢者、障害者などハンディキャップを有する者や子供に対しては、各種福祉施策を有効かつ柔軟に活用しながら支援すること。
- 3 被災した福祉施設（小規模作業所を含む）については、復旧に向け、できるかぎりの財政援助を行うこと。
- 4 市民相談窓口の充実を図ること。
- 5 地域住民を主体とした復興となるような施策の展開並びにボランティア活動等に対する十分な連携と支援を図ること。
- 6 その他貸付制度等市民ニーズに応じた制度の改善や創設を検討すること。

以上の項目に係る災害復旧及び災害復興に際しては、財政支援をはじめとする国、県の強力なバックアップが不可欠である。また、既成の災害救助法などの法制度は、応急的な救助を行うことが主目的であり、今回のような大規模かつ長期的な災害対策には対応しきれない面があることから、既存法制度の抜本的な改善や新たな特別法の制定も必要である。従って、本委員会としても積極的に市当局と連携して、国、県の総合的な支援を強く要望するものである。

○ 経済環境委員会

今回の阪神大震災に伴い、陳情第23号ほか4件の陳情をはじめ、市当局や議会に対して数多くの要望が寄せられている。被災された方々の切実な声として、それらの趣旨については、大筋で理解できるものである。現在、市においては、災害復旧に取り組むとともに、震災復興に向けた計画づくりが進められており、議会としても、幅広い意見を反映させるべく、災害復興促進特別委員会を設置し、論議を重ねている。今後とも、その経過を見守る必要があるが、本委員会に付託された陳情の趣旨を災害復興促進特別委員会に伝えることと合わせて、陳情の審査や議案審査において各委員から提起された意見も踏まえて、経済環境委員会として、市当局に対し、災害復旧に際して当面の問題として、特に次の事項について、関係機関との連携を密にし、最善の措置を講じるよう強く要望するものである。

1 保健対策

被災者の健康保持対策について万全を期し、精神的不安を訴える者に対しては十分なメンタルケアを行うこと。特に、高齢者、障害者等への介護ヘルプ、訪問看護などの体制を強化すること。

2 環境対策

- (1) 倒壊家屋の解体を権利関係の確認が済みしだい、早期に進めること。
- (2) 粉じんや交通渋滞などに伴う環境悪化に対して、監視を強化するとともに、状況に応じて適切な措置を講じること。

3 中小企業対策

中小企業の立ち直りを支援するため、融資制度をはじめ各種施策のいっそうの拡充を検討すること。

4 雇用対策

産業界に雇用の確保を要請するとともに、関係機関と連携し離職者対策に努めること。

5 消費者対策

震災に便乗した値上げや悪徳商法を防止するための指導、監督を強化し、消費者保護

に努めること。

6 国、県等関係機関への要請

上記の項目について、市単独での対応が困難なもの、また、国、県における制度の創設、拡充や改善、更に、財政的支援などが、不可欠なものについては、積極的に国、県等関係機関に対して、必要な措置を要請すること。

また、震災復興に当たっては、本委員会としても積極的に市当局と連携して、国、県等に対して、全面的な支援を強く要望するものである。

○ 建設委員会

今回の震災により、議会や市当局に対し、多くの要望、陳情が提出されている。本委員会にも震災に係る陳情が9件提出されているが、いずれも被災者の方々の切実な思いが表れたものであり、その趣旨については大筋で理解できるものである。現在、震災復興については、議会において災害復興促進特別委員会を設置し、その中で市当局の震災復興計画にその意思を盛り込むべく、論議がなされているところである。本委員会としても、その論議を今後も見守る必要があるが、災害復旧については、速やかになんらかの対応をしなければならぬ。このような状況にかんがみ、災害復興促進特別委員会に対し、陳情の趣旨を伝えるとともに、市当局におかれては次の事項について関係機関との連携を密にし、最善の意を尽くすよう本委員会の総意として強く要望するものである。

1 住宅対策

- (1) 応急仮設住宅については、入居希望者の意思に添って、必要戸数分の確保に努めること。
- (2) 恒久的な住宅として公営住宅を必要戸数分確保すること。その際、高齢者や障害者等に十分配慮すること。
- (3) 民間賃貸住宅については、便乗値上げのないよう、業者等に周知するとともに、民間賃貸住宅の確保に当たっては、側面的な支援を検討すること。
- (4) 住宅応急修理については、対象者の拡大など制度の充実を図ること。

2 公共土木施設

今回の震災で被害を受けたこう門や防潮堤などの港湾施設、道路及び橋りょうは、市民の生命と財産を守る重要な施設であることから、関係機関と連携し、早急に全面復旧を図るとともに、災害に強い施設の整備に努めること。

上記の項目に係る災害復旧及び復興に際しては、財政支援をはじめ、制度の創設や改善など国、県の全面的支援が不可欠である。従って、本委員会としても積極的に市当局と連携して、国、県の全面的な支援を強く要望するものである。

☆(2) 第11回臨時会

<平成7年4月25日～4月28日>

第11回臨時会は、4月25日に招集され、会期4日間をもって、正副議長、議会運営委員、常任委員等の議会役員の改選を行ったほか、災害復旧・復興に係る専決処分報告などの審議を行い、4月28日に閉

会した。

(災害復旧・復興関連専決処分報告)

- (平成6年度一般会計補正予算(第10号)など)の専決処分報告

災害による財源不足に対応するための市債限度額、ケア付き仮設住宅設置事業費、地震災害対策特別融資関係経費の補正

❖(3) 第12回定例会

＜平成7年6月19日～7月5日＞

第12回定例会は、6月19日に招集され、会期17日間をもって、災害復旧・復興に係る専決処分報告、補正予算案などの諸案件の審議を行い、7月5日に閉会した。

その間、議員23人による一般質問では、災害復旧・復興の具体的な対策や防災対策などについての論議がなされるとともに、常任委員会では、諸案件の審査を行った。

(主な災害復旧・復興関連議案等)

- 〔平成7年度一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告〕
災害援護資金貸付事業費、仮設住宅冷暖房機設置経費の補正
- 〔平成7年度一般会計補正予算(第4号)〕
災害公営住宅(大物・友行西カイチ)建設事業費、個人住宅復興資金特別融資斡旋事業費、学校施設復旧工事設計費、仮設校舎リース料、巡回健康栄養相談事業費等の補正

❖(4) 第13回定例会

＜平成7年9月8日～9月29日＞

第13回定例会は、9月8日に招集され、会期22日間をもって、災害復旧・復興に係る補正予算案、工事請負契約などの諸案件の審議を行い、9月29日に閉会した。

その間、議員22人による一般質問では、災害復旧・復興の進ちょく状況および促進などについての論議がなされるとともに、常任委員会では、諸案件の審査を行った。

(主な災害復旧・復興関連議案等)

- 〔平成7年度一般会計補正予算(第5号)〕
学校施設復旧工事費、築地地区震災復興事業費、都市美形成建築物復興助成事業費、防災行政無線

受信機増設経費等の補正

- 〔工事請負契約〕

市道災害復旧工事、大物団地・友行西カイチ団地建設工事

❖(5) 第14回定例会

＜平成7年12月5日～12月22日＞

第14回定例会は、12月5日に招集され、会期18日間をもって、災害復旧・復興に係る専決処分報告、補正予算案などの諸案件の審議を行い、12月22日に閉会した。

その間、議員21人による一般質問では、災害復旧・復興の進ちょく状況および促進などについての論議がなされるとともに、常任委員会では、諸案件の審査を行った。

(主な災害復旧・復興関連議案等)

- 〔平成7年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告〕
災害援護資金貸付金2次受付に伴う補正
- 〔平成7年度一般会計補正予算(第7号)〕
築地地区震災復興事業費、災害復興公営住宅建設費、本庁舎復旧事業費などの補正

国・県への要望活動

復旧・復興を着実に推進していくためには、国や県の協力、支援が不可欠である。そこで、本市はあらゆる機会を活用し国・県等への要望活動を行った。まず、震災後2日目の1月19日に、県に対し今緊急に必要と考えられる22項目をファクスで送信した。続いて、1月24日には3項目を、また、3月24日には3項目を追加要望した。国に対しても、国務大臣や国会議員の現場視察などの機会を活用し、市長が文書あるいは口頭で本市の窮状を訴えた。一方、市議会でも、災害復興促進特別委員会で、国・県への要望を決議。市議会議員団が、7月17日に県へ、7月20日には国へ出向き、市長・議長連名の要望書を提出した。阪神間7市1町で構成する阪神広域行政圏協議会では、各市町共通の要望項目を集約し、8月22日、同協議会の会長である宮田市長が国へ出向き、関係省庁の所管部局を回り、実情を訴えた。続いて、県に対しても11月17日に要望活動を行った。また、阪神間都市のうち、激基地に指定された6市が連携して、さらに兵庫県市長会等からも要望活動を展開した。

※(1) 要望の経過

1 本市からの要望

バブル崩壊による全国的な不況の嵐のなか、本市の財政状況も厳しい方向に向かっていった。そこに起きた大地震は、都市基盤のみならず、本市の財政基盤にも無情の槌を振り下ろした。その中から本市が立ち上がり、市民生活を元へ戻し、さらに災害に強くたくましいまちへと、復旧・復興を着実に推進していくためには、国や県の協力、支援が不可欠である。そこで、本市はあらゆる機会を活用し国・県等への要望活動を行った。

まず、震災後2日目の1月19日に、県に対し救援物資の確保や仮設便所の設置など、今緊急に必要と考えられる22項目を簡条書きでまとめ、ファクスで送信した。まだ職場が混乱している時であったため、要望項目の集約には難を要したが、一刻も早く窮状を訴えたいという強い気持ちで後押しし、早急な対応となった。続いて、1月24日には仮設住宅の建設、

危険度調査の技術者の派遣、被災事業者に対する支援の3項目を、また、3月24日には復興計画での位置づけ、液状化に対する補助制度、都市基盤・住宅再建に対する補助の拡充の3項目を追加要望した。

国に対しても、国務大臣や国会議員の現場視察などの機会を活用し、市長が文書あるいは口頭で本市の窮状を訴えた。

一方、市議会でも、災害復興促進特別委員会で、国・県への要望を決議。地元選出の国会・県議会議員の協力を得ながら、小柳久嗣委員長をチーフとした市議会議員団が、7月17日に県へ、7月20日には国へ出向き、市長・議長連名の要望書を提出した。

2 広域連携による要望

震災は、1自治体にとどまらず、広い範囲に被害をもたらす。阪神・淡路大震災は、その最たるものであり、多くの市町が甚大な被害を被った。すなわち、程度の差はあれ、復旧・復興に対する思いは、被災市町にとって共通の課題であると言えよう。そこで、阪神間7市1町で構成する阪神広域行政圏協議会では、各市町共通の要望項目を集約し、8月22

日、同協議会の会長である宮田市長が国へ出向き、関係省庁の所管部局を足しげく回り、実情を訴えた。続いて、県に対しても11月17日に要望活動を行った。

また、阪神間都市のうち、激甚地に指定された6市が連携して、さらに兵庫県市長会等からも要望活動を展開した。

❖(2) 要望の成果

救急・救難期には、とりあえず身近な問題から、復旧期には、道路や住宅整備など生活に密着した課題、そして復興期には、今後のまちづくりを推進するための制度的な面を中心にと、要望の内容は変化を見せた。その方法についても、市長単独要望から、議会や他都市と連携したものに移っていった。その結果、県の強力な支援もあり、国を動かし、制度面や補正予算の活用などでさまざまな成果があった。

たとえば、土地地区画整理事業や住宅地区改良事業など面的整備において、補助率が拡充され、起債充当率が100%となった。災害復興公営住宅の建設が促進され、その補助率、起債充当率も拡充された。学校施設については、解体撤去工事の単価が増額となり、防潮堤、武庫川堤防や道路の復旧も早期に着手された。また、中小企業者に対する融資制度が充実されるなど、各方面で成果が見られたが、これも地道な国・県等関係機関への働きかけが、その結果につながったものと言える。

しかし、こうした大災害に対する救済制度が整っていないことに起因し、莫大な費用を必要とする復旧・復興に被災地が対応できないため、財源を求める要望にウェイトが置かれたものとなった。

被災者にとっては、生活再建の明るい展望がなかなか見えず、公的な支援が後手に回ったことも否めない。その意味から、とくに住居を失うことから生じるさまざまな問題に対してどのように対応するかは、災害対応の基本的な問題として大きな課題を残したと言え、今後、大災害に対する抜本的な救済の枠組みが国のもとで構築されることが望まれる。

❖(3) 学校施設に係る国・県への陳情活動

1 復旧方法の要望

大規模被災校である城内小学校（琴城分校含む）、立花西小学校、水堂小学校、武庫南小学校、武庫北小学校、小園小学校、立花中学校、尼崎高等学校の8校の復旧方法は、建物診断を実施した建築構造専門家の当初の判断では補強による復旧であった。最終的に補強か改築かの復旧方法の決定は、建物の詳細調査結果とこれに基づくコスト比較をもって決定することとなっていたが、当時計画をしていた補強の工法である耐震壁補強では、窓開口部分を著しく減少させ、採光の悪化など教育環境を阻害することが懸念されたため、県を通じて国に対して8校の改築による復旧を機会あるごとに要望した。

2 国の事前調査

国は復旧方法の決定にあたり、平成7年5月11日に城内小学校（琴城分校含む）、小園小学校、立花中学校、尼崎高等学校を、19日には再度尼崎高等学校の被害状況確認のための事前調査を実施した。この調査では、建物の被害状況から半壊認定は難しいとの判断があり、最終的な復旧方法は建物構造専門家の判断をもとに、国が現地調査をもって復旧方法を決定することとなる。

3 国への陳情

建物構造専門家による大規模被災校8校の被災状況は大破以下との判断がなされていたが、城内小学校（琴城分校含む）、立花中学校、尼崎高等学校については、復旧コストの比較から半壊認定となる。

また、当初懸念されていた耐震壁補強による教育環境の悪化も、柱補強による工法を採用すれば教育環境の悪化を招かないことが判明したことから、本市として改築による復旧は3校に的を絞り、国による3校の改築による復旧の承認およびその財政援助についての陳情活動を行う。

〔文教委員会による上京陳情〕

- ・と き 平成7年7月25日
- ・陳情先 文部大臣および地元選出国會議員
- ・陳情者 尼崎市長 宮田 良雄
尼崎市議会議長 中村 四郎
尼崎市教育委員会委員長 中村 弘一
- ・上京者 文教委員会委員8人
教育委員会事務局職員3人

兵庫県議会議員選挙の実施

1 兵庫県議会議員選挙期日の決定

平成7年は、第13回目の統一地方選挙の年にあたり、**「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」**により、兵庫県下では、兵庫県議会議員選挙、神戸市議会議員選挙は4月9日に、その他の10市35町の議会の議員および長の選挙は4月23日に投票が行われる予定であった。尼崎市でも、4月9日執行予定の兵庫県議会議員選挙の準備を鋭意進めていた。

しかし、1月17日に発生した兵庫県南部地震は、阪神・淡路地区を中心に未曾有の被害をもたらした。このため、兵庫県選挙管理委員会は、2月27日に自治大臣に対し、とくに被害の甚大な神戸市、西宮市、芦屋市では、選挙を予定どおりに執行することが困難であるとして、選挙の延期を要望した。

この結果、3月13日に「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」および同法施行令等が公布・施行され、これにより、次の選挙の選挙期日が6月11日に延期された。また、これらの市の議員および長の任期についても、同法で6月10日までの期間とされた。

【6月11日に投票が延期された選挙】

兵庫県議会議員選挙、神戸市議会議員選挙、西宮市議会議員選挙、芦屋市議会議員選挙、芦屋市長選挙

なお、県選挙管理委員会は、これらの選挙が次回以降必ず、統一地方選挙に復帰できるよう法的措置を強く要望した。

一方、尼崎市も今回の地震で大きな被害を受けたため、1月26日に緊急に委員会協議会を開催し、被害の状況報告、今後の対応を検討した。その結果、適正な管理執行のため、関係機関との連携を密にし、次のことを重点事項として取り組んだ。

- ① 投・開票所の確保
- ② 震災による避難者の選挙権と投票所との関係

- ③ 有権者（避難者を含む）への啓発
- ④ 事務従事者等の確保

6月11日に投票が行われる選挙の告示日等

選挙名	告示日	投票日
兵庫県議会議員選挙	6月2日 (金)	6月11日 (日)
神戸市議会議員選挙		
西宮市議会議員選挙	6月4日 (日)	
芦屋市議会議員選挙		
芦屋市長選挙		

2 兵庫県議会議員選挙の管理執行

① 委員会協議会の開催

震災に関連する委員会協議会は、定例委員会とは別に、2月17日、2月27日、4月18日に開催した。

② 選挙事務への影響

1) 投・開票所の確保の状況

震災により「園田学園清明会館」が使用できなくなったので、「園田学園幼稚園」に変更した。

2) 避難者の選挙権と投票所との関係

▷ 今回の震災により、市外および市内に避難している人（仮設住宅に入居中の人を含む）の選挙権および投票所は5月15日現在の住民票の住所地によるものとした。

▷ 投票所整理券

震災による避難者への郵送は、投票所整理券が選挙人名簿と一致しているので、住民票の住所地へ郵送した。このため、仮設住宅等に避難している人で市内転居の届け出をしていない人には届かないこともあるので、郵便局に転送の届け出をするように啓発を行った。

3) 有権者（避難者を含む）への啓発

▷ 尼崎市民および震災で尼崎市に避難している他市町の有権者に投票日延期の啓発を行うとともに、震災に伴う災害復旧応援職

員および民間ボランティア活動従事者への不在者投票の活用を啓発を行った。

▷ 仮設住宅の入居者への啓発

- 啓発チラシ、選挙公報を各戸に配付した。
- 市外に避難している人で市で把握できる人については、「選挙のお知らせ」を郵送し、選挙公報は希望する人にも郵送した。

▷ その他

市内の主な公共施設への配付、コミュニティ掲示板、ポスター掲示板への掲示も行った。

4) 事務従事者等の確保

関係課の協力により、従来どおりの従事者数が確保でき、選挙管理委員会事務局職員も4月11日から震災の日から続いていた避難者の援護勤務がなくなり、選挙事務に専念できるようになった。

③ 選挙執行状況

1) 兵庫県全般

- 今回の選挙の立候補者数は146人であった。とくに今回は政界再編が流動的であることや先の統一選挙での無党派層の増大もあり、無所属での立候補者が大幅に増えた。
- 今回の選挙は、震災の復旧、復興が最大の争点となったが、選挙戦は低調に推移した。
- 今回の選挙の県投票率は44.94%で過去最低だった前回の50.48%を5.54ポイント下回り、一般選挙として初めて50%の大台を割った。
- 原因として、震災の影響や統一選挙離脱の影響と4月に行われた統一地方選挙の選挙疲れなどが大きかったと思われる。
- なお、今回の選挙から県議会の定数が94から92に減数された。

2) 尼崎市選挙区

- 尼崎市選挙区では、一時、無投票とも報

道されたが、過去最低の10人（現職6人、新人4人）が立候補した。（なお、現職議員の任期は、6月10日まで）

- 啓発としては、震災での避難者への啓発に力を入れた。また、被災後間もないこともあり、街頭啓発等は規模を縮小し実施した。
- また、今回の選挙から、転出者にも投票所整理券の郵送を行った。
- 投票は市内89投票所で行ったが、投票率は低く、37.27%で過去最低だった前回の45.46%を8.19ポイント下回り、一般選挙としては40%を割る過去最低となった。
- 開票は市内6開票所で行い、午後9時18分に全市の開票が終了した。

復興と防災都市づくりに向けて

応急的な対策を講じるための平成6年度補正予算を編成、7年度当初予算は骨格予算とし、その後肉付けの補正予算を編成した。震災復興基本計画に、市民の皆さんの考えや提案を反映させるため、広く提言を募集。同計画は、4月27日、被災地のトップをきって策定された。震災復興計画は、震災復興基本計画を受け、計画的に復興事業を推進する必要がある「住宅」「地区整備」「公共土木施設」「公共建築施設」「上・下水道等」の部門について策定。特に緊急に取り組むべき事業を3か年に重点化している。この基本計画と復興計画に産業界の意見を反映するとともに、国・県等への要望など震災復興に関する事項の意見調整を行うため、尼崎市震災復興産業界関係者会議を設置した。一方、同会議での産業界の意見および尼崎市震災復興基本計画を踏まえたうえで、この計画に計上した73施策中、震災復興の観点から新たに11の施策を組み込み、平成7年8月に産業振興中期計画を策定した。また、本市の地域防災計画の改訂は、「震災経験を生かす」「実行性を担保する」「災害弱者への配慮を行う」という基本姿勢に基づいて行った。

式次第

■兵庫県南部地震尼崎市犠牲者合同慰霊祭■

あの忌まわしい悪夢がはまだ消え去らぬ2月上旬、本市はようやく水道・電気・ガスのライフラインが確保されたものの、なお避難住民の生活支援、仮設住宅の建設、生活再建・事業再開のための資金支援対策などの応急援助に忙殺され、さらには長期的視点に立った面的整備等復旧復興対策に必死で取り組んでいた。

市長はこれら地震災害対策の精力的な推進を指示しながら、一方では、この震災で犠牲となられた方々の御霊をお慰めする尼崎市犠牲者合同慰霊祭の開催についての検討を指示した。

折から、神戸・西宮・芦屋市でも慰霊祭実施の方向が伝えられ、他都市の状況も踏まえ、さらに検討が加えられた。

最終的には、震災直後から、市長は犠牲者の霊を弔うことの大切さと市長としての責務を果たしたいとの強い思いを抱いていたことから、犠牲者数にか

- | | | | |
|----|-------------|---------|---------|
| 1 | 開式 | | |
| 2 | 黙禱 | | |
| 3 | 追悼曲演奏 | | |
| 4 | 式辞 | 尼 崎 市 長 | 宮 田 良 雄 |
| 5 | 御遺族献花 | | |
| 6 | 主催者献花 | | |
| 7 | 皇太子殿下・妃殿下献花 | | |
| 8 | 追悼の辞 | 尼崎市議会議長 | 米田 守之 |
| | | 内閣総理大臣 | 村山 富市 |
| | | 兵庫県知事 | 貝原 俊民 |
| 9 | 追悼電報奉呈 | | |
| 10 | 御遺族代表お言葉 | | |
| 11 | 来賓、参列者献花 | | |
| | | 尼崎市議会議長 | 米田 守之 |
| | | 内閣総理大臣 | 村山 富市 |
| | | 兵庫県知事 | 貝原 俊民 |
| | | 参 列 者 | |
| 12 | 追悼曲演奏 | | |
| 13 | 閉式 | | |

かわらず尼崎市犠牲者合同慰霊祭を開催することとなった。会場は当時比較的被害が少なく、500人程度の収容能力を持つリサーチ・インキュベーションセンターが選定された。

このような経過を経て、3月にしては例年のない寒さ厳しい平成7年3月5日午前10時、皇太子殿下・同妃殿下のご臨席を仰ぎ兵庫県南部地震尼崎市犠牲者合同慰霊祭がしめやかに営まれた。

会場には犠牲者37人（平成7年3月5日現在）の冥福を祈るため、遺族をはじめ内閣総理大臣代理井出正一厚生大臣、貝原俊民兵庫県知事、国会、県議会、市議会議員、各界の代表者ら多くの人々が参列された。

1分間の黙禱の後、尼崎市消防隊による追悼曲が演奏され、市内で亡くなられた27人と市外で亡くなられた10人に宮田尼崎市長をはじめ米田守之尼崎市議会議長、内閣総理大臣代理井出正一厚生大臣、貝原俊民兵庫県知事が追悼の意を述べられ、続いて奥様とお母様を亡くされた古田順規さんが遺族を代表してあいさつをされた。

このなかで宮田市長は、「犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対し、心からお悔やみ申し上げます。今、ご霊前にたたずみ、改めて犠牲となられた方々の無念を思い出す時、私たちは多くの英知を結集し、この空前絶後の震災を乗り越え、明日に向かって災害に強く、人にやさしいまち、そしてにぎわいと活力にあふれた新しい尼崎のまちづくりを進め、次の世代に確実に引き継ぐことを固くお誓い申し上げます」と犠牲者の冥福を祈るとともに、この試練を糧とし、安全で住みやすいまちをつくり上げ、確かな未来を築くことを霊前に誓った。なお、当日の参列者は犠牲者37人の遺族96人をはじめとして約360人にのぼった。

また、当日ご参列いただいた皇太子殿下、同妃殿下にはご帰京後、宮内庁東宮侍従長から直接本市秘書室長に電話があり、改めて皇太子殿下、同妃殿下からの哀悼のお言葉を遺族の皆様にご伝達くださるよ

うにとの連絡を受けた。お言葉を郵送により3月10日拝受し、その後ただちにお言葉の趣旨をご遺族にお知らせすることとなった。

なお、本慰霊祭開催にあたっては尼崎西警察署をはじめ関係機関の全面的な協力を得た。

皇太子殿下、同妃殿下からのお言葉

この度の大震災により、かけがえのない大切なお身内を失われた遺族の皆様へ、心から哀悼の意を表します。

3月5日の合同慰霊祭に参列し、多くの遺族の方々に前にして、皆様の悲しみ、苦しみに改めて深く思いをいたしました。

皆様の深い心の傷は計り知れないものがあることと思います。そして、その悲しみを胸に今後の人生を歩んで行かれることはいかに大変なことかと思いますが、復興への足音が聞かれようとしている今、皆様には、多くの方から寄せられている声援を忘れずに、新たな希望の光を見出し、人生の歩みを進めて行かれることを願わずにはられません。

皆様の一人一人がお互いに励まし合いつつ、一日も早く悲しみを乗り越えられますよう心から祈っております。

慰霊祭への参列がかなえられなかった方々を含め、尼崎市のすべての遺族の皆様へ重ねて哀悼の意を表します。

●第1節 財政対策（一般会計予算）

1 平成6年度補正予算

大震災は、本市に甚大な被害をもたらし、被災した市民や公共施設の応急的な対策を講じるための補正予算を早急に編成せねばならない緊急事態となった。

この対策の具体的な内容は、避難所・応急仮設住宅の設置、食糧・水の供給、被災住宅の応急修理、災害援護資金の貸付、災害弔慰金の支給、家屋等ガレキなどの災害廃棄物の処理、公共施設の災害復旧などであった。

これら事業費は、本市では、過去にほとんど例をみない事業費であり、国・県の補助制度、起債制度など、不明な点が多く、非常に苦労した予算編成となった。

また、一般財源をどう確保するかも、頭を悩ませる問題であった。

こうした事態に対応するための市の貯金である財政調整基金については、バブル経済崩壊に伴う税収の落ち込みに加えて、収益事業収入の減などから、平成5年度60億円（決算）、6年度41億円（予算）と、2年間で約100億円を取り崩しており、その残額は、急減している状況にあった。

しかし、金融機関の株式を基金で保有していたことから、取得価格と市場価格の差である含み益があり、最後の手段として、この売却により、財源を捻出（14億円）することとした。

こうして編成した補正予算（第5号）は、被災者対策を早急に講じるため、急施を要したことから、地方自治法第179条（長の専決処分）第1項の規定により、専決処分を行った。

平成6年度予算については、この後、例年の決算見込みに基づくもの、災害関連事業費、市債限度額について、第6号から第10号までの5回もの補正を行った。

この補正予算の財源を捻出するため、土地開発基金条例の付則に、「基金は、平成7年の兵庫県南部地震に係る災害により生じた経費の財源又は当該災害により生じた減収をうめるための財源に充てるときは、その一部を処分することができる」との処分の特例の規定を設ける条例改正を行った。

この付則中の「減収をうめるための財源」として、競艇場事業収入が震災に伴い、24日間の開催中止を余儀なくされ、減収となったことから、この穴うめとして、24億円（補正予算第6号）の取り崩しを行った。

さらに、財政調整基金についても、7億円（補正予算第7号）の取り崩しを行わざるをえなかったことから、ほぼ底をついた状態となった。

この間、国・県に対して、再三再四、他の被災都市とも連携して、災害対策に必要な財政負担を軽減するための財政支援を要望してきた。

この結果、特別の財政援助を受けることができる激甚災害法適用地域に指定された（指定要件が今回の震災では緩和された）こともあって、国庫補助率のかさ上げ、補助対象経費の拡大、市債元利償還金に対する地方交付税措置などの財政支援策を受けることができた。

さらに、年度末になって、本年度の資金手当てとして、市債充当率の引き上げも、急きょ、決定されたことに伴い、市債限度額の補正（補正予算第10号）を行った。

2 平成7年度当初予算

本市財政は、震災発生以前から、バブル経済の崩壊による景気の低迷などから、歳入面では、主要な財源である市税の伸び悩みや収益事業収入の激減など、非常に厳しい環境にあるうえに、歳出面では、依然として、経常的経費の占める割合が高いといったように、財政構造の改善が進まず、危機的な状況にあった。

したがって、行政改革や財政再建に向けた取り組

平成6年度補正予算（第5号～第10号）の状況

（単位：百万円）

	補正額	内 容	議 会 関 係
第5号	12,359	災害関係事業費	7年3月議会で報告（7年1月17日専決）
第6号	△2,768	決算見込みに基づくものなど	7年3月議会で議決
第7号	4,129	災害関係事業費	7年3月議会で議決
第8号	60	災害関係事業費	7年3月議会で議決
第9号	822	災害関係事業費	7年3月議会で議決
第10号	—	市債の限度額	7年4月議会で報告（7年3月31日専決）

みを推進し、本市の将来を見据えた計画的なまちづくりのための財源を確保することが、本市の直面する大きな課題となっていた。

このような状況の中で、平成7年度当初予算編成にあたっては、「歳出の思い切った圧縮を基調とする」ことを方針とし、緊縮型の予算編成を行っていた。

震災が発生したときは、こうした予算編成作業が大詰めの段階を迎えていた。

しかし、震災により、事態は急変し、財政状況の悪化に拍車をかけると同時に、これまで行ってきた編成作業を、1日も早く平穏な市民生活を回復させるための震災復旧・復興を最優先したものに、急きょ、全面的に方向転換する必要が生じた。

この予算編成作業も、当然、急がれていたが、まず、震災復旧・復興事業の具体的な対応策を決定することが必要であった。このために必要な事業費を精査し、また、あわせて、新たなまちづくりの事業との整合性を図る中で、全体の財源配分を見極めるためには、相当の検討期間が必要であった。

このような状況を踏まえ、平成7年度当初予算は、骨格予算として編成し、これらがまとまりしだい、肉付けの補正予算を編成することとした。

用語の説明

骨格予算・肉付け予算：

本来予算は、その年度の歳入、歳出すべてについて年間の見通しのうえにたって編成されるべきものである。しかし、地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができていく事由により、政策的経費等の予算計上を避け、人件費等義務的経費等必要最小限度の経費を計上する予算編成が行われるが、この予算を慣用的に骨格予算と称し、これらの事由が解消後、政策的経費や新規事業費等を加える補正予算を肉付け予算という。

資料：ぎょうせい「地方財政小辞典」

3 平成7年度補正予算

平成7年度補正予算については、前年度と同様に、例年を大幅に上回る第10号まで行った。このため、1年中、予算編成に明け暮れる年となった。

まず、年度当初から、対応がすぐに必要な災害関連事業費については、骨格予算とした当初予算と分離し、予算措置（補正予算第1号）を行った。

平成7年4月に入ってから、被災者対策として、急施を要した災害関連事業費の予算措置（補正予算第2号・第3号）を立て続けに行い、市長の専決処分とした。

次いで、前年度から検討してきた震災復興・復旧事業の内容がほぼ決定されたので、一般政策経費とあわせて、当初予算を肉付ける予算措置（補正予算第4号）を行った。

平成7年度補正予算（第1号～第10号）の状況

（単位：百万円）

	補正額	内 容	議 会 関 係
第1号	38,825	災害関係事業費	7年3月議会で議決
第2号	1,765	災害関係事業費	7年4月議会で報告（7年4月3日専決）
第3号	2,495	災害関係事業費	7年6月議会で報告（7年5月22日専決）
第4号	28,594	通常事業費、災害関係事業費	7年6月議会で議決
第5号	8,123	通常事業費、災害関係事業費	7年9月議会で議決
第6号	930	災害関係事業費	7年12月議会で報告（7年11月6日専決）
第7号	34,205	通常事業費、災害関係事業費	7年12月議会で議決
第8号	—	人件費	7年12月議会で議決
第9号	△20,403	決算見込みに基づくものなど	8年2月議会で議決
第10号	△663	人件費	8年2月議会で議決

この補正予算については、多大な財政負担を要する震災復興・復旧事業を重点に財源を配分したことから、一般政策経費等については、限られた財源の中で、事業の緊急性や重要性を精査した必要最小限度のものにとどめざるをえなかったところである。

また、実質的には、平成7年度の当初予算編成であり、非常に短期間で編成となったことから、過密なスケジュールをこなすため、連日、深夜にわたる作業を余儀なくされた。

こうした予算措置を行う一方で、本格的な震災復興を進めるため、引き続き、国・県に対して、他の被災都市とも連携して、さらなる財政支援を働きかけてきた。この結果、国において、市債充当率の引き上げ、市債元利償還金に対する地方交付税措置などの支援策が盛り込まれた大規模な補正予算措置が講じられた。

この補正予算については、復興事業を早急に進めるため、今後、国が負担する復興に必要となるすべての事業費を措置するという方針のもとで、編成されたものであった。

この国の補正に伴い、本市でも、築地地区などの面的整備事業、災害復興公営住宅建設事業、公立学校災害復旧事業などの災害関連事業費を中心とした予算措置（補正予算第7号）を行った。

国の補正予算が、次年度以降の繰越を予定したものであったことから、本市の補正予算でも、補正額

342億円のうち、332億円もの過去に例をみない規模の繰越明許費の補正を行うこととなった。

4 財政再建への取り組み—「財政計画」の策定

危機的な財政状況のなかで、本市の財政収支が今後どう推移するのか見通すことが当然必要となったもので、平成7年11月に平成8年度予算編成方針とあわせて、今後10年間の収支見通しを明らかにした。なお、国の補正予算等復興事業の財源措置などを十分に見極める必要があったことから、予算編成方針の決定期限を1か月延長することとなった。

この収支見通しによれば、早晩財政再建団体への転落も予測されるもので、財政再建を目指す財政計画の策定が急がれるものであった。

財政計画の策定にあたっては、次期実施計画やすでに策定されている行政改革推進計画とも、深く関

収支試算表（一般財源ベース）

（単位 億円）

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳 入	1,114	1,172	1,212	1,256	1,292
歳 出	1,161	1,255	1,301	1,333	1,340
収支差引	△47	△83	△89	△77	△48
基金充当	47	78	2	2	2
単年度収支	—	△5	△87	△75	△46
累積収支	—	△5	△92	△167	△213

連するものであることから、関係部局との調整を踏まえ、内部検討を重ねた。

財政計画の前提となる収支見通しについては、平成8年度予算案を基礎とし、国で示された新経済計画等を参考として、市税等の推移を再検討するなど、その後の変動要因を考慮するなかで、再度、その平成17年度までの収支試算の見直しを行った。

この収支見通しを基に、平成8年2月に、平成12年度までの5か年の財政計画を策定したものであるが、この計画期間中の収支状況は、前ページ表に示すとおりである。

今後の財政状況をみれば、基金を最大限活用したとしても、平成9年度以降、単年度収支均衡の維持は困難となり、毎年度収支不足が生じ、累積赤字は加速度的に増加していくことが予想されるものであった。

財政計画は、こうした見通しを踏まえ、行財政運営全般についての抜本的体質改善が必要として、次のような目標を掲げている。

- ① 計画期間終了をもって、単年度収支の均衡とともに、累積収支不足の解消を目標とする。
- ② 事務・事業の今日の見直しなど、計画的な経常経費の削減等に努めることにより、財政構造の改善を図る。
- ③ 歳入については税収の確保策など、歳出については、経常経費の削減に努めることによって、計画最終年度において、50億円の収支改善を目標とする。

また、その取り組みの方向を、歳入・歳出の各項目ごとに列挙しているが、このかつてない難局を打開すべく、その後、この指針に基づき全庁を挙げた取り組みがなされているところである。

●第2節 震災復興

1 震災復興への市民提言

「安全で安心して暮らせる都市」の実現を目指して策定する震災復興基本計画に、市民の皆さんの考えや提案を反映させるため、被災された方々やボランティア活動に参加された人などから広く提言を募集した。テーマは自由、500字程度ということで、平成7年3月10日から24日までの2週間を募集期間とした。募集にあたっては、市報あまがさき3月5日号に掲載するとともに、応募用紙や募集要領を支所の窓口、市内の各避難所に置き、応募を呼びかけた。

その結果、2週間という短期間にもかかわらず、81人の方々から提言をいただいた。これだけの意見があるとは当初考えておらず、締め切り間際に送られてくる封書の束を見て、改めて地震の影響の大きさを実感した。

提言の内容は、すべてワードプロセッサで活字にし、原則加筆修正なしに冊子としてまとめ、また、意見の内容を捉えやすくするため、「住宅対策」、「ボランティア」などの分野ごとに提言を分類する作業を行った。提言者の構成や分野ごとの提言項目数をまとめると右表のようになる。

震災復興基本計画に反映するための市民の提言という募集であったため、住宅対策や弱者対策、あるいは市の体制など、行政のあり方に対する意見が数多く提案された。それぞれ、地震の体験を踏まえ、自分自身が強く感じたことを提言としてまとめている。

中には、相反する意見が出されている場合もあった。たとえば、築地地区の整備に関して5件の提言があるが、そのうちの1件は、すべて更地にしてでも土地改良をすべきであるとしているのに対し、区画整理にあたっては、土地を強制的に収用するといった二度も精神的に被災させるようなことはしないで

提言者の構成

	男	女	不詳等	合計
10代	1	0	0	1
20代	0	2	0	2
30代	2	4	0	6
40代	6	12	0	18
50代	5	6	0	11
60代	8	3	0	11
70代	7	4	0	11
80代	1	1	0	2
不詳	8	6	4	18
団体	—	—	1	1
合計	38	38	5	81

分野ごとの提言項目数

住宅対策について	23
高齢者、障害者等弱者対策について	17
市の体制等について	16
広場・緑地の確保について	13
避難所について	13
道路について	11
情報伝達について	10
防火水槽設置等消火対策について	10
ボランティアについて	9
再開発等都市計画について	9
築地地区の整備について	5
災害訓練、非難訓練について	4
ライフラインの整備について	4
市民啓発、住民組織について	4
南部開発について	4
物資の備蓄について	3
就労対策について	3
戸ノ内地区の整備について	3
地震の観測について	3
義援金について	2
環境に配慮した対策について	2
初動体制について	1
中小企業対策について	1
その他意見等	33
合 計	203

ほしい、あるいは町割りなどを変えずに復興事業を進めるべきである、100年以上前に建設された建物を残してほしいといった意見である。

また、震災復興とは直接関わりはないが、市の体

制を批判する具体的な事例を指摘する意見もあった。蓬川にはフェンスが設置してあり、水に近づけない構造となっているが、夏の渇水期には市の広報車が、植木などへの散水には川の水を利用しましょうと言っている、との指摘である。些細なことではあるが、縦割行政では気づきにくい、市民の貴重な意見であり、こうした意見募集の大切さを再認識させられる意見であった。

市の情報伝達やPRのまずさも痛感させられた。市で、せめて水や乾パン程度の備蓄はしてほしかった、あるいは市内の被害状況がわからなかったなどの意見が寄せられている。中には、特定の住民を対象に、市がバスで風呂に連れていっているという間違った情報の真偽を問う意見もあった。

全体として、市民一人ひとりのふるさと尼崎に寄せる思いの深さが伝わる貴重な意見であった。でき上がった提言集を耳の不自由な方にも知ってもらえるよう、ボランティアセンターでテープに吹き込んだ。

提言集については、尼崎市震災復興基本計画策定委員会に示し、市民の生の声として計画の中にできる限り反映させるとともに、各種の復興計画の策定やまちづくりを進めるうえでの参考として活用してきた。

提言していただいた方には、提言集と震災復興基本計画に市長からの礼状を添えて送付した。

2 震災復興基本計画

復興事業に取り組むにあたり、震災復興計画の策定が必要であることは、被災直後から語られ、本市は、学校等に多くの市民が避難し、まだ一部の地区で水道やガスの復旧工事に取り組んでいる状況下の2月3日の災害復興本部発足と前後して検討を開始した。

当時、マスコミや学者などは、元に戻すだけの復旧ではだめであり、さらに一歩進んだ復興でなければならないと唱え、復旧に要する期間に被災地以外の都市が進歩する分についても、先取りして復興しなければならないとも言われていた。

策定にあたる企画調整室の職員の間で議論が始まった。まず、策定する計画の意図するところが、復旧なのか復興なのかということが議論となった。また、その方向を明らかにするためには、被害状況を正確に把握しなければならない。しかし、公共施設などの被害はほぼ正確に把握できるものの、市民の住宅被害や生活被害の状況は、なかなか正確に把握できるものではなかった。

さらに、尼崎市の震度分布を明らかにするため、市内および周辺市の加速度計の測定値を集めて分析した。調べてみると、JR駅、国の出先機関、民間企業、研究機関など、けっこう観測データがあった。京都大学防災研究所の指導も得て、市内5地点、周辺部6地点のデータを分析した結果、地震直後に尼崎は震度5と言われていたことに反し、全域ではほぼ震度6、武庫地区は観測値がないので断定はできないが、被害分布を勘案すると震度7に近い6と推定できた。

また、復旧・復興に要する費用と時間についても検討したが、この時点では国の財政支援なども明らかではなく、おおよその把握にとどまらざるをえなかった。

担当職員の思いは、できるだけ早く、市民の生活を元に戻すための事業に力を注ぐべきで、震災直後からマスコミを賑わす、まるで今まで実施できなかつ

た事業をこの機に乗じてやっけてしまおうと言わんばかりの復興事業に目を奪われたくないということであった。

それが、自ら被災した実感であるとともに、新たに膨大な事業を抱えることは、被災者の救済をいたずらに遅らせることになると思えたのである。

ただし、必要な復興事業を行う場合や、今後のまちづくりや防災体制の整備には、極力、震災の教訓を反映する方向性を明らかにしていきたいと考えた。

さらに、本市の被害状況と激甚地の被害の違いを踏まえ、ムードに流されないことも重要なポイントと思われた。

そこで、復興のおおまかな方向を示すため、尼崎市震災復興基本方針、震災復興基本計画および震災復興計画の策定フロー（339ページ）とスケジュール（340ページ）をとりまとめ、災害復興本部の議論を経て、7年2月20日の第1回災害復興促進特別委員会に提示した。

このころ、県の復興事業に位置づけておかないと、従来からの事業も国の財政支援が受けられない、あるいは、2月中に、その後は3月中に都市計画決定をしないと、被災激甚地域の面的整備事業を認めないといった情報があった。

復興事業の対応を急ぐことも大切ではあるが、通常なら十数年もかけるような事業をこの非常事態の中で、1か月や2か月でそのスタートラインにつくか否かの答えを出せというのは、実情を無視したものであった。

本市の場合、結果を急ぐことなく、地元とも話し合いの場を持って取り組んだことが、結果的にトラブルを少なくし、円満な推進へと移行させることができた。

震災復興基本計画は、3月から4月末までの2か月という短期間に策定すること、また、策定にあたり、極力市民の意見を反映し、議会と共同歩調で取り組むというスタンスに立った。

さらに、震災の教訓をしっかりと踏まえるため、地震やまちづくりの専門家、都市のインフラを担当

する関係機関の職員、国・県の職員を中心とした策定委員会を設け、市は事務局として必要な作業に従事することとして、策定委員会に復興の方向や考え方を示す基本計画の策定を委ねた。

住宅や公共施設など具体的な復興事業については、

意見

ここで、私たちが最も言いたかったことは、「策定の趣旨」と「計画の目標と理念」に結実している。そこで言い足りなかったことをまとめて記載すると、

① 震度7でも壊れないものを作ることも良いが、コストや可能性を考えると、それは一部の施設にとどめ、むしろ多少壊れても死者や重傷者を出さないことが大切ではないか。そのためには非常時にしっかりした救援体制をとることが大切だ。また地域での助け合いを強化すべきではないだろうか。なぜなら、強度ばかりを追求すると、膨大な費用を要し、味気ないまちになることから、現実には成立しないからである。

② 自然への畏敬を思い出すべきであると言われながら、復興事業と称して自然破壊を進めるような事業の提案も世間では見受けられるが、本市は公害問題や地盤沈下で苦しんだ経験を踏まえ、できるだけ自然を生かし、平常時は優れた環境を楽しみ、非常時には生活を支えるようなまちづくりを進めたい。これは、親水空間の確保や、雨水等の活用などとして取り入れた。

③ 震災の恐怖や業者の宣伝、またこの際思い切っなど理由はさまざまであろうが、十分修理できるような建築物が次々と解体撤去されていった。しかし、まちの景観を形成し、歴史を残しているような建築物が生活の場で使われ、まちの歴史やかつての人々の営みを目で見ることができることが、郷土愛の育成につながるという視点を広めることが大切である。

このようなことを考え、実際に広めるため、計画づくりを進めながらも、関係部門に働きかけを行った。その結果、成果を見たものや、残念な結果に終わったものもあったが、震災復興基本計画の精神として、次の時代に受け継がれることとなった。

基本計画の考え方によって、兵庫県のスケジュールにあわせ、6月末までに市が策定することとした。

このようにして、復興基本計画の策定作業が、平成7年3月9日、第1回策定委員会の発足と同時に始まった。

第2回は4月7日に開催した。その間、地域の被害状況の確認、基本計画の執筆、市民提言の募集と計画への反映、議会特別委員会との意見交換、各所管局との調整などを行った。普通は、計画策定を行う場合、委員の意見を聞きながら事務局が案を執筆し、委員はそれに多少の修正を加えるというパターンが多いが、今回は、学識経験者の委員と議会特別委員会と事務局のまさに共同作業となった。このこ

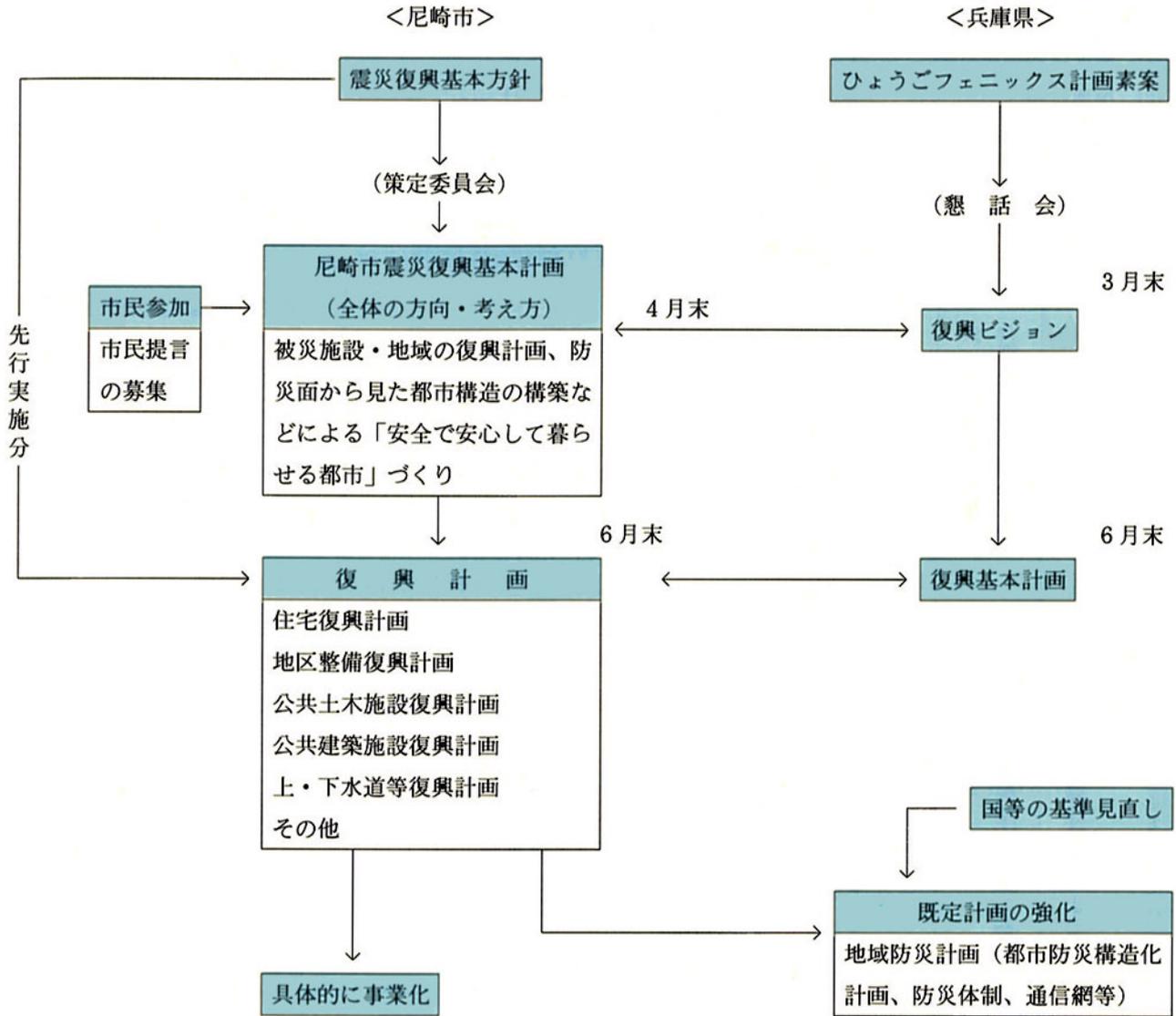
とが短時間に、より客観性と説得力を持つ計画の策定を可能にしたと考える。

第3回は最終の委員会として4月27日に開催した。この場で最終案とするため、各関係者との精力的な詰めを行った。

正確な被害状況の把握が難しいという条件下での計画づくりであったため、防災体制、緊急時の対応、防災のまちづくりなど多くの点を地域防災計画の改訂作業に譲らざるを得なかった。

こうして被災地のトップをきって尼崎市の震災復興基本計画は策定された。少しでも多くの費用を被災者の救済や復興に回したいとの思いから、すべてにわたって手作りで基本計画を策定したのである。

尼崎市震災復興基本計画および復興計画策定のフロー図

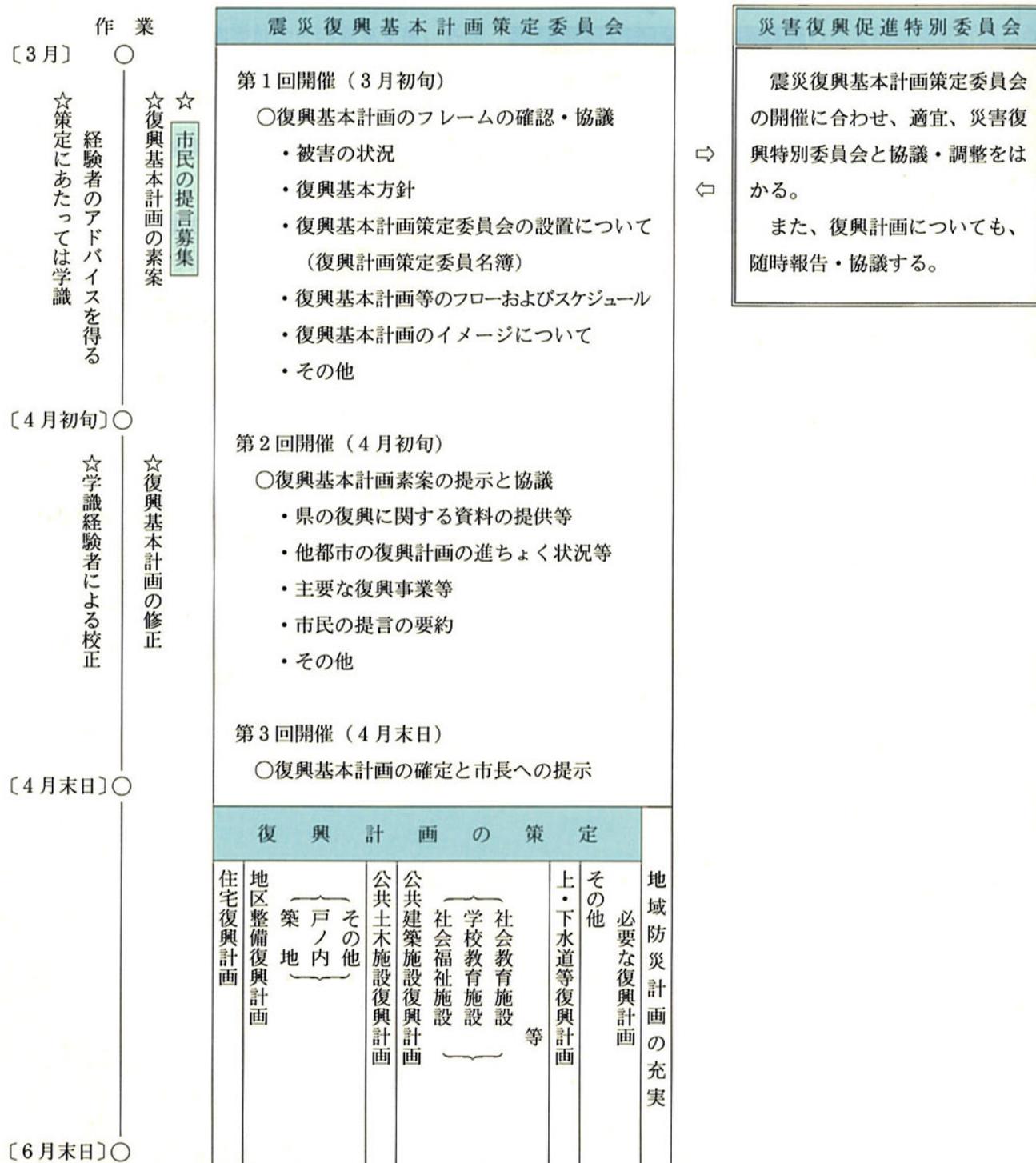


◇震災復興基本計画および復興計画策定スケジュール◇

1 策定期間

- (1) 震災復興基本計画 平成7年3月から平成7年4月末日
- (2) 復興計画 平成7年5月から平成7年6月末日

2 スケジュール等



尼崎市震災復興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県南部地震に係る尼崎市震災復興基本計画を策定するために、尼崎市震災復興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、本市が、兵庫県南部地震による被害から早急に復興し、市民が安心して暮らせる安全で災害に強い都市づくりを目指すため、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 尼崎市震災復興基本計画の策定に関すること。
- (2) 災害復興の方策に関すること。
- (3) 地域防災に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、策定委員及び事務局委員で組織する。

- (1) 策定委員は、12人以内で構成する。
- (2) 委員長は、学識経験者の策定委員から尼崎市災害復興本部長が指名する。
- (3) 副委員長は、策定委員の中から委員長が指名する。
- (4) 事務局委員は、尼崎市災害復興本部総括、副総括とする。
- (5) 委員長は、策定委員会を統括する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- (7) 策定委員会の構成員は別表のとおりとする。

(招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

(意見の聴取等)

第5条 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、尼崎市災害復興本部総務担当部企画担当に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年3月9日から実施し、尼崎市震災復興基本計画の策定後に廃止する。

別 表

尼崎市震災復興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
学 識 経 験 者 4 名	◎小森 星児 ○高田 昇 高田 至郎 室崎 益輝	姫路短期大学 学長 立命館大学 政策科学部教授 神戸大学 工学部教授 神戸大学 工学部教授	
関係行政機関 4 名	古木 岳美 本田 武志 辻井 博 松谷 春敏 伊藤 道司	建設省 近畿地方建設局 事業調整官 建設省 近畿地方建設局 都市調査課長 兵庫県 企画部 企画参事 兵庫県 都市住宅部 計画課長 兵庫県 土木部 港湾課長	H7.3.31まで H7.4.1から
関 係 機 関 4 名	宇治原邦浩 澤崎 雄介 松田 隆之 森岡 俊夫	住宅・都市整備公団関西支社 都市再開発部長 関西電力㈱ 神戸支店復興支援センター所長代理 大阪ガス(株) 兵庫供給部長 日本電信電話㈱ 尼崎支店長	
事 務 局	川野 弘 松村 優	尼崎市災害復興本部事務局総括(理事) 尼崎市災害復興本部事務局副総括(技監) ↳H7.4.1付け総括	H7.3.31まで

◎委員長、○副委員長

3 震災復興計画

震災復興基本計画策定後、息継ぐ暇もなく震災復興計画の策定作業に入らなければならなかった。

震災復興基本計画の策定作業は、策定委員会の学識経験者、関係行政機関、関係機関の委員の方々の指導を仰ぎながら、市民、庁内の意見集約を行うものであり、復旧復興事業の立ち上がりに支障をきたさないためにも、2か月という短期間に仕上げなければならなかった。

震災復興計画は、震災復興基本計画を受け、計画的に復興事業を推進する必要がある部門について策定している。その必要がある部門とは「住宅」「地区整備」「公共土木施設」「公共建築施設」「上・下水道等」を挙げている。住宅の支援事業等を除き主にハード事業である。ソフト事業は基本計画に基づき予算で対応するとした。それは当然のことで、ハード事業はある一定期間を必要とする工事を積み上げて最終の目的物ができ上がり市民にサービスを提供できるのに比べ、ソフト事業は予算を組み、事業執行の体制を整えれば市民サービスを開始できるからである。

それは裏を返せばハード事業は計画で位置づけて

いないものは、厳にその執行を慎むべきといえる。そうでなければ財源的措置を見込んで策定した当初の計画自体の達成が困難になるからである。

しかしながら、ハード事業といえども社会経済情勢の変動や的確に市民ニーズに対応するために適時見直しを行う必要がある。

その見直しとは事業の進ちょく状況、市財政状況、市民の事業に対する理解度の把握に始まり、事業を進めるにあたっての問題点・課題の抽出、そして行政の取るべき措置の検討という事業の検証作業のことである。

こうした作業を怠ると多額な費用をかけて無用の長物を作ってしまうことになる。

震災復興計画では、とくに緊急に取り組むべき事業を3か年に重点化している。

平成9年度には計画した道路など復旧事業はおおむね終了の見込みである。住宅・地区整備などの復興事業は工事の最盛期を迎える。復興事業がまさしく次のステップを迎える年といえる。こうした中で次期の実施計画が策定されることになるが、震災復興計画で位置づけた事業が再評価され、実施計画に引き継がれることになる。

尼崎市震災復興基本方針

平成7年1月17日午前5時46分に阪神間を襲った兵庫県南部地震は、本市に甚大な被害を与え、多くの人命と財産を一瞬にして奪い去るという事態を引き起こした。

この事態に対し、同日午前6時10分に災害対策本部を設置し、懸命の救援活動に取り組み、また、国、県をはじめ他都市からの応援、さらには、多くのボランティアの救護活動に支えられ、被災市民、被災施設の応急、復旧活動に取り組んできたところである。

しかし、今なお多くの市民が避難生活を余儀なくされており、一日も早く安定した生活への復興を進めていかなければならない。

さらには、全市民が再度の震災への不安を抱く結果となったこの度の災害に対して、災害に強いまちへの復興が望まれているものである。

このため、次の基本方針のもとに、市民、事業者とともに、尼崎市の震災復興を進めるものである。

1 震災復興の基本方針

兵庫県南部地震の災害から早期の立ち直りを図るため、防災の観点と社会的弱者の立場に立った被災施設、被災地域の復興基本計画の策定と、この度の地震災害を踏まえ、本市の都市構造を防災面から構築する地域防災計画の充実を図り、これらを基本に総合的な復興事業を推進することにより、「安全で安心して暮らせる都市」の実現を目指す。

(1) 市民生活と事業活動の安定

ライフラインの復旧は、ほぼ平常化に向かっているが、住宅に多大な被害を被り、避難所生活をする市民等に対しては、生活条件の改善を図る仮設住宅等の確保と、災害復旧の初期対策として倒壊家屋の解体処理の一日も早い完了を目指す。

また、恒久的な住宅対策を講じるなど、被災市民の自立を目指した復興事業を推進する。さらに、中小零細事業者に対しては、事業活動の回復に向けた支援策を講じる。

(2) 都市基盤・施設の復興

市民生活や企業活動の基礎となる道路等都市基盤の応急、復旧対策を進めているが、防災機能を回復、強化するための復興基本計画を策定し、安全な都市基盤づくりを進める。

また、学校施設等の公共施設に対しては、被害の詳細調査を行い、施設の修復、改築等の計画的な整備を図るための復興基本計画を策定する。

(3) 激甚被災地域の整備方向

液状化現象により、大きな被害を被った築地、戸ノ内地区については、重点復興地域と位置づけ、住民の意向を踏まえつつ、適切な事業手法を検討し、その復興基本計画のもとに地区整備を進める。

その他被害の大きい地区についても、復興方策を検討していく。

(4) 災害に強いまちづくり

安全で安心して暮らせる都市づくりを進めるため、今回の震災による被害状況を分析し、まちづくりの安全性を確保するためのガイドラインづくりや、安全な都市基盤のあり方、ライフラインのあり方等について検討し、既存事業も含め復興基本計画に反映し災害に強い都市構造の構築を図る。

加えて、液状化現象が生じ被害を増幅したことから、これらに対応した調査やその対策を検討する。

(5) 防災体制の整ったまちづくり

今回の震災においては、地域住民相互の助け合いや、ボランティアの支援活動が活発に展開されたことが大きな特徴である。今後の防災体制の中で、その力が生かされるようなシステムを検討する。

また、通信機能の低下により、災害時の情報収集、伝達、情報発信に混乱が見られ、改めてその機能の見直しが求められている。このため、地域防災の重要な通信機能について改善方策を検討する。

加えて、広範囲にわたる被害が発生する災害に対しては、広域的な支援体制のもと、迅速に救助対策を講じなければならない。このため、広域防災システムのあり方を検討し、防災体制の強化を図る。

2 震災復興基本計画策定委員会の設置

ここで定める基本方針の下に、市民が安心して暮らせる安全で災害に強い都市づくりを目指した震災復興基本計画を策定するため、学識経験者をはじめ関係機関による震災復興基本計画策定委員会を設置する。

以 上

尼崎市震災復興基本計画

はじめに

尼崎は2000年の歴史のなかで、古代・中世には京の都と西国との交易の中心地として繁栄し、近世は阪神間唯一の城下町として、また、近代に入っては阪神工業地帯の中核都市として発展してきた。

本市は、その永い歴史と風土に育まれた特性を踏まえつつ、「にぎわい・創生・あまがさき」の都市像のもと、21世紀を展望したまちづくりを進めている。

しかし、平成7年1月17日に、阪神、淡路地域を襲った兵庫県南部地震は、尊い人命と市民の財産を一瞬にして奪い去り、都市基盤にも多くの被害をもたらした。

このような犠牲を無にせず、今回の厳しい教訓を生かすために、早期の復興と災害に強いまちづくりが望まれている。

国においては、首相を本部長とする「阪神・淡路復興対策本部」が設置され、被災市街地復興特別措置法や特別財政援助法など、今回の震災に対する各種法制度の整備がなされてきた。

しかし、大都市を襲った大地震からの復興にとって十分な対策とは言い難く、単に一被災地域の復興問題にとどまらず、国家的な課題として長期復興事業との位置づけのもとで、一層の法体系の整備、財政的支援等が不可欠な状況にある。

今日、復興への諸条件が必ずしも万全な状況にはないが、被災市民の明日への希望をつなぐことの重要性に鑑み、市民・事業者と共に震災からの一日も早い復興を進めていかなければならない。

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

震災からの復興は、何よりも市民・事業者の復興への気運が不可欠であり、市民・事業者・行政が力を合わせ、総力をあげて取り組むことによって実現するものである。

このため、本市においては、平成7年2月3日、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、市民からの提言を始め、産業界等の意見を踏まえながら、震災復興と災害に強いまちづくりを目指した尼崎市震災復興基本計画の策定を進めてきた。

この基本計画は、総合基本計画のビジョンを踏まえつつ、防災の観点と災害の影響を特に受けやすい者の立場に立って、震災復興の基本方向を明らかにするものである。

なお、本基本計画において災害に強いまちづくりの方向性を展望するにあたり、前提とした地震の程度は、この度の兵庫県南部地震程度とした。

今後この基本方向に沿って、復興計画の策定並びに地域防災計画の充実を図り、これらを基本に総合的な復興事業を推進することにより、「安全で安心して暮らせる都市」の実現を目指していく。

2 目標年次

本基本計画の目標年次は2005年（平成17年）とする。

3 計画の目標と理念

本市の震災復興と災害に強いまちづくりの方向を展望するにあたり、今回の震災による教訓、本市の歴史、地域資源、市民の提言などを踏まえ、復興の目標を「人にやさしい、みずとみどりのさわやかなまち」とし、次のような理念に基づき、復興を推進する。

- 市民・事業者の復興へのエネルギーを結集し、市民・事業者・行政の協働により進める。
- 人と人のふれあいや助け合いなど、福祉の心を持った、人にやさしいまちづくりを進める。
- 安全でより質の高い住宅と住環境を目指して復興を進める。
- 自然を生かした、みずとみどりのまちづくりを進めるなど、ゆとりのある空間を整備し、安全性の高い都市構造を実現する。

4 本市の被災の特徴

本市における今回の震災の特筆すべきことを整理すると以下のとおりである。

- ・ 推定震度6の烈震に見舞われた結果、全市域に散在する老朽木造民間賃貸住宅に被害が集中した。また、永年の風雪を凌いできた歴史的建築物も大きな被害を受け、さらに一部ではあるが、鉄筋鉄骨の建築物にも損傷を受けたものがある。
- ・ 防潮堤、閘門等の被害は、浸水などの最悪の事態は回避できたものの、その役割の重要性を再認識することとなった。
- ・ 臨海部の低地帯を始め、河川沿いの地盤に液状化現象が見られ、地域によっては被害を増幅する現象が見られた。
- ・ 地域に根ざした助け合い活動や広範なボランティア活動の展開が見られ、市民・事業者相互と行政との協働の重要性が明らかとなった。
- ・ 高齢者や障害者に配慮し、助け合いの精神に満ちた、人にやさしいまちづくりや、自然環境に配慮した人と環境の共生が、防災対策としても重要な視点であると再確認された。
- ・ 広域幹線道路の被災と復旧の長期化から、市内の幹線道路等に大きな渋滞をまねき、市民生活や復興に大きな影響を与えている。
- ・ 阪神間の都市の記憶を蓄積した多くの建築物や文化財等が失われたなかで、潰滅的な被害を受けるにまで至らなかった本市にとって、蓄積された歴史や文化を生かし、尼崎の個性を磨き続ける可能性が残された。

5 主要な課題

この度の震災は、災害対策を進める上で大きな反省と課題を与えた。そこで得た経験と教訓を活かし、災害に備える体制を早急に強化し、災害に強いまちづくりに全力をあげる必要がある。

このため、今日までの取組のなかで、特に課題として受け止めておくべき事項を次のとおり整理する。

第一に、災害発生直後の情報管理体制があげられる。地震発生以後、数日の間、電話回線が十分機能しなかったため、情報の収集・伝達にかなりの制約を受けた。このような状況のもとで、市民や関係機関等に対して迅速かつ的確な対応ができなかった面がある。また、市民に対する即時の広報、広聴活動も十分ではなかった。

第二に、ボランティア活動との連携である。被災地においては、数多くのボランティアがめざましい成果をあげたことが大きな特色である。しかしながら、ボランティア活動への対応について、行政として未熟な面も多く、十分な連携と支援ができていなかったと考える。

第三に、避難所のあり方であるが、現状では災害時の一時的な避難場所としての機能しか有していないため、最低限の共同生活の場として、具備すべき条件が問われることとなった。また、高齢者や障害者のための避難所はどうあるべきかということも再考する必要がある。

第四に、住宅の関係であるが、住居を失った市民にとって住宅の確保は何よりも切実な願いであり、復興対策の重要な課題である。そのため、早期に応急仮設住宅の建設を完了させ、恒久的、総合的な住宅対策に取り組む必要がある。

第五に、液状化による被害である。河川が運ぶ土砂の堆積と干拓あるいは埋立によって市街地が形成され、また、地下水位が高いという特性から、地震による液状化現象が起きやすい地域がある。こうした本市の自然条件及びそれに伴う災害特性を踏まえ、その対応について十分な検討が必要である。

第六に、防潮堤、閘門などの問題である。本市は市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯という地勢であり、これらの施設は浸水災害から南部地域を守る生命線となっている。したがって、これらの安全性確保は極めて重要な課題である。

そのほか、道路ネットワークなど安全性の高い都市基盤、防災教育や防災体制、災害救助のあり方などについても十分な検討を要する。

Ⅱ 基本計画

第1部 復興に向けて

1 市民生活・事業活動の復興

(1) 住宅対策

この度の震災で、一部の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造のマンションの倒壊も含め、多くの住宅が被害を受けたが、とりわけ被害が多く見られたのは古い木造家屋であった。なかでも、全市に散在する木造民間賃貸住宅の損壊が顕著であったが、損壊に至らなかったものについても、依然として耐震性や防災上の課題が残されており、今後、これらの建替や補強を誘導していく必要がある。

住み慣れた住居を離れて、避難生活を余儀なくされている市民が、一刻も早く日常生活を取り戻すためには、仮設住宅等の確保、倒壊家屋の解体処理を早急に進め、次いで公共、民間双方の恒久住宅の建設や自力再建の支援を、国・県・関係機関等の支援を得て進めていく必要がある。

また、今回の震災は広域的な被害をもたらしたため、被災地域全体に共通する課題が多

く、国・県・関係機関との連携のもと、本市の地域性も考慮して進めるものとする。

なお、住宅供給目標については、住宅復興計画において明らかにする。

○ 公的住宅の供給

被災者の住宅を早急に確保するため、建設用地の確保に努め、市営・県営の災害復興公営住宅の建設を行うとともに、民間事業者等と協力して、災害復興準公営住宅としての特定優良賃貸住宅などの建設を促進する。

さらに、公団・公社住宅の供給を促進する。

○ 再開発事業による住宅の供給

現在、推進中の再開発事業を進め、恒久住宅の供給を一層促進する。

○ 民間住宅の建設支援

自己所有の住宅やマンションの再建に対し、低利融資などの支援を行う。また、民間賃貸住宅の供給と早期再建を図るために、建設資金の利子補給や建設費用の一部を補助するなどの支援を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業等の指定地域について、建替等の補助を行う。

○ 被災住宅の補修支援

居住可能な住宅を極力確保するため、本市の地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっ旋制度などにより、自己所有及び賃貸の被災住宅の補修を支援する。

○ 住宅再建・共同化等の技術的支援等

被災した住宅やマンションの再建や共同化を促進するため、資金、税務、法律、建築等に関する情報提供や技術的支援を行う相談所の開設、共同化などによるまちづくり等の支援策を推進する。

(2) 心の復興、災害弱者の救済対策

震災により家屋が倒壊し、住み慣れた環境を離れて、避難所や仮設住宅、親戚や知人宅などでの生活を余儀なくされている多くの人々を、一日も早く元の安定した生活の場へ戻すことが、復興に向けて最も望まれる。

特に、定住できる住宅が確保できず、不慣れな場所での生活が長期化すればするほど疲労が重なり、先行きの不安によりストレスが蓄積し、精神的に不安定になるというようなことが危惧される。そのため、被災者の心身の健康状況を的確に把握し、援助していく必要があり、また、被災者の心をリフレッシュするために、心の復興に向けた施策を推進していく必要がある。

今回の震災では、全死亡者の4割以上が高齢者であったこと、また、避難者のうち、高齢者のいる世帯が7割にも上ることから、今後の復興に向けては、災害に弱い立場にある高齢者を始め、障害者、母子世帯などへのケアを十分に配慮する必要がある。

今後、被災者がさまざまな障害を乗り越え、それぞれの生活再建を果たしていくため、それを支援するバックアップ体制を整備していく必要がある。

○ 慢性疾患等の健康相談の充実

生活環境（睡眠、食事、衛生等）の質の低下やストレスにより、感染性疾患のり患や慢性疾患の悪化が懸念されることから、保健婦等による日々の保健指導や、特に食生活への指導の充実を図る。

○ 精神保健相談の充実

メンタルケアを必要とする人々に対して、保健所の精神保健相談員等が「こころの健康相談」を継続して実施するとともに、心身のリフレッシュのための対策を進める。

また、被災した子ども達においても、表面化はしていなくてもさまざまな心の問題を抱えていることが考えられる。したがって、教職員による実態把握やカウンセリング、教育相談等専門的な心のケアについて、長期にわたって取り組む。

○ ふれあいセンターの整備

主な仮設住宅建設地にふれあいセンターを設置し、地域住民のコミュニティ形成の場、ボランティア活動の拠点として活用し、高齢者のケアを始めとする生活支援対策を進める。

○ 仮設住宅ケア体制の整備

仮設住宅に入居している高齢者や障害者に対し、住宅改造も含めたケア体制を整備する。特に高齢者等を対象としたバリアフリーの仮設住宅においては、保健、福祉が連携した、総合的なケア活動の展開を図る。

○ ショートステイの活用

被災した要介護高齢者や障害者のため、ショートステイの弾力的運用により、在宅福祉の充実を図る。

○ 在宅介護支援センターの充実

現在、市内に1か所ある在宅介護支援センターを他にも拡大し、24時間体制での介護支援の充実を図る。

○ 障害者施設等への支援

被害にあった在宅の心身障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし、自己実現を図れるよう日常生活訓練、創作活動、軽作業等を行う小規模作業所等について支援を図る。

○ ホームヘルプ制度の充実

被災した要介護高齢者や障害者の生活支援のため、社会福祉協議会や施設のホームヘルプ制度を充実する。

○ 震災復興生活アドバイザー制度の創設

被災者の住宅、福祉、保健、就労、その他生活関連に係わる各種相談に対し、解決への道筋を示すことができるように、震災復興生活アドバイザー制度を早急に創設する。

(3) 事業活動への支援

本市産業の被害は、建物被害以上に設備被害が大きく、また、取引先の被災による出荷の停滞や中止、交通網の寸断などにより、物流、営業活動、従業員確保などに大きな支障が生じ、間接的な事業活動への影響が多大であった。特に、交通インフラの復旧の長期化が、交通規制を長引かせ、本市産業活動の回復の遅れを生じさせることになる。このため、港湾、道路等の産業関連基盤施設の早期の復興に努める必要がある。

このように震災による本市産業への直接被害は比較的少なかったが、間接的な被害は非常に大きい。したがって、今後の産業復興に向けての支援については、阪神間被災地域内での復興への取組における格差が生じないよう施策を講じるとともに、支援策を国・県に

対し強く要望し、被災とその影響による事業活動の実態に対応した復興策を進めていかなければならない。

また、震災から既存産業の復興を図るためには、間接被害が雇用の問題や経済活動へ与える影響が大きいという教訓を踏まえ、緊急・短期的施策と施設面での防災機能や経営基盤の強化を図る中・長期的観点からの施策が必要である。このため、中・長期的な施策については、産業振興中期計画に位置づけ、都市立地にふさわしい産業構造への転換を一層促進する。

加えて、災害に強い産業施設の整備を行うため、工場や店舗の高度化を促進するとともに、自主防災を強化するための方策を検討する必要がある。

○ 被災事業者に対する支援

被災事業者に対しては、中小企業の経営安定のための融資制度である市の兵庫県南部地震災害対策特別融資あっせん制度や県の緊急資金等による支援を行っているが、国・県に新たな融資制度の創設を働きかけ、中小企業者の事業活動が早期に回復できるよう支援する。また、事業者自ら復興を進めるにあたり、新分野に進出する場合の支援策を検討する。

○ インフラ機能の回復と耐震性の向上

震災の影響を受けた産業インフラの早期復旧と耐震性の向上を図るとともに、阪神間の主要幹線道路、港湾、鉄道等の早期復旧・整備を関係機関に働きかける。

○ 雇用の安定

震災により雇用環境に大きな影響を及ぼしたが、今後とも安定した雇用就業環境を整えるため、関係機関との連携のもと、中・長期的な観点に立った施策を検討する。

○ 工場等立地規制の緩和

工場等制限法や工場立地法など工場等の立地規制が復興促進の阻害要因となるため、環境保全を前提とし、立地が規制される施設や環境施設の定義の見直しなどの要件緩和、あるいは規制そのものの廃止や適用除外など特別措置を国に求める。

2 公共施設等の復興

(1) 都市基盤施設

本市にとって、防災上極めて重要な施設である防潮堤・閘門は、中島川防潮堤の約1kmの区間で、亀裂による水漏れが発生したため、応急仮工事を実施しており、また、第1閘門については、開閉のためのワイヤーの切断と軀体の損傷などが発生したため、緊急対応により防潮機能を確保しているが、今後本格復旧への取組が必要である。

本市における道路・橋梁の被害は、主に橋梁と道路との境界で段差の発生、橋梁の支承の破損、道路の路面亀裂、隆起陥没等であった。

道路交通に支障をもたらした被害は、名神高速道路の橋脚損傷、山陽新幹線の高架橋の落下、県道（五合橋線、臨港線等）の橋梁と道路との境界での段差などであった。

本市が管理する道路・橋梁については、隆起・陥没・路面亀裂等の被害があったが、面的に広く損傷を受けたのは、臨海部、築地地区、武庫川沿いの地域、猪名川・神崎川沿いの地域などであった。応急復旧はほぼ終了したところであるが、今後計画的な本格復旧が必要である。

河川の護岸については、河川堤防上の道路亀裂や一部護岸の崩壊などの被害が発生した

が、出水期までに仮堤防などの応急仮工事を完成させ、その後順次本格復旧に取り組んで行く必要がある。また、水路についても、擁壁の破損等の被害があり、早期復旧の必要がある。

なお、道路・鉄道の復旧にあたっては、周辺環境への配慮に一層努める視点が必要である。

水道は取水施設・浄水施設等の被害は少なく、配水管・給水管の被害が大きかった。その被害状況は、配水管の場合、市南部など地盤の弱い地域を中心として、管の折損、継ぎ手の離脱・破損の被害があった。給水管（個人所有）については、接合部分の破損が大部分であった。これらの復旧作業は、地下埋設であることと破損箇所が多数であったため日時を要し、地盤の高い市の北西部では2週間にわたり断水状態となったことから、災害に強い施設づくりが課題である。

工業用水道は配水管に被害があり、市の南西部に立地する企業においては、10日間にわたる断水状態となった。水道と同様に災害に強い施設づくりが課題である。

下水道施設について、処理場・ポンプ場の被害は軽微であり、その処理機能の低下はなかったが、河川に接した軟弱地盤上に建設されていることから、古い施設については、耐震策を講じる必要がある。管渠施設は本管の破壊、閉塞等の重大な被害はなかったものの、液状化の発生した区域は埋設位置の浅い小口管の変形、勾配の変化、弛みが生じ、その他の区域についても、管の継ぎ手部分、マンホールとの接合部分で損傷が多くあった。今後早期の復旧が必要である。

○ 防潮堤・閘門

中島川防潮堤については仮堤防の早期完成と、引き続き、耐震性を強化した新防潮堤工事を県に要望する。閘門については、船舶航行の機能回復を図るため、復旧工事の実施と、新第1閘門の早期完成を国・県に働きかける。また、防潮堤全体の総点検の実施とその安全対策を国・県に働きかける。

○ 道路・橋梁

国・県管理分について、早期の本格復旧を要望していくとともに、市管理分については、3年間程度を目標に本格的な復旧を推進する。

○ 河川・水路

武庫川堤防について、県に対し本格的な復旧を早急に取り組むよう要望していくとともに、市管理水路については、応急工事を完成させ1年間程度を目標に本格的な復旧を推進する。

○ 水道・工業用水道

水道については、給水管の要所に伸縮性・可とう性のある材料の使用を検討するとともに、口径300mm以上の配水本管については、更新時に耐震継ぎ手を採用する。また、工業用水道の配水管についても、更新時に耐震継ぎ手を採用する。

○ 下水道

古いポンプ場・処理場の耐震策の検討を行うとともに、管渠の破損箇所を耐震性の高い管材料で復旧を図る。

(2) 公共建築物等

市内では、震度6に相当する300ガル前後の加速度が記録されているが、幸いにも市有

公共建築施設で崩壊に至った建物はなく、約半数の施設が被害を受けたものの、大半は比較的軽微な損傷にとどまった。

しかし、一部の学校施設などは建物の構造体にも被害を受け、使用できなくなっている。これらの施設については、詳細調査等を行い、早期復旧を図る必要がある。

一方、建物の構造体への影響はなくとも、ガラスやタイルなどの落下やブロック塀の倒壊など、危険な被害がみられたが、ブロック塀については、これまで学校園構想や接道緑化などを進めてきたことが幸いし、全体的には大きな被害に至らなかった。

また、給排水設備等は、被災により一時的に機能の低下をきたしたものがあり、建築設備の耐震性についても向上を図る必要がある。

さらに、都市美形成の観点から、公共建築の先導的役割を認識し、復旧に際しては、歴史・文化の薫るまちづくりに配慮するという基本姿勢で臨む。また、敷地内には可能な限り水や緑の導入を図っていく。

○ 被災施設の耐震診断等の実施

構造体に被害を受けた建築物については、耐震診断等の詳細調査を行い、安全性を確認した上で、必要な対策を講じていく。

○ ブロック塀や外装材等の点検

ブロック塀や外装材等についての点検を行い、危険なものについては、撤去ないし補強を行う。特に、ブロック塀については都市緑化の観点からも、極力、植栽化を推進する。

3 面的整備地区の復興

この度の震災で被災家屋が集中した地区は、老朽木造住宅が密集している地区と、地盤の液状化現象が面的に発生した地区である。また、防災上、同様の課題を抱えている地域も残されている。災害に強いまちづくりを目指し、このような被災地域について、地域特性や被害状況を踏まえて、復興を図る。

(1) 築地地区

液状化現象によって多くの家屋が損壊するなど、特に面的に大きな被害が発生している築地地区においては、地元住民によるまちづくり組織と協議し、被災市街地復興推進地域に指定して道路や公園の整備、良好な住宅の建設、住工分離など、都市計画事業等による面的整備を図る。

(2) 戸ノ内地区

被災家屋が多数に上った戸ノ内地区については、まちづくり推進協議会による「まちづくり計画提案書」を生かしながら、住宅地区改良事業などにより、良質な住宅の建設を行うとともに、民間による多様な住宅供給を誘導する。

また、工場の再配置を行うとともに、住工の分離された良好な住宅街区の形成を図り、さらに、道路、公園等の都市基盤の整備を図る。

(3) 東園田地区

昭和42年頃に民間開発により形成された、一団の密集住宅地である東園田町8丁目の対

象地区については、今回の震災により、半数以上の家屋が被災したため、今後の整備にあたっては、良好な住環境の形成等を図る。

(4) JR尼崎駅北部地区

当地区は、JR尼崎駅に近く、利便性の高い地域であるが、老朽化した長屋等の木造住宅が密集し、生活道路の未整備な地区が広範囲に分布しているとともに、道路、公園等の基盤施設が不足し、居住環境面での課題が多い地域である。

今回の震災で、多くの住宅が被災したため、市街地住宅の供給、老朽木造住宅や被災住宅の建替促進などにより、交通利便性を生かした都市型住宅地として再生を図るとともに、道路、公園等の都市基盤の整備を図る。

(5) 昭神通・西大物地区

当地区は、阪神尼崎駅に近く、地区の西側は都心整備の一環として再開発等を計画しており、事業化に向け取り組んでいる。東側は、道路が狭く、老朽狭小な木造賃貸住宅が集積しており、居住水準や住環境に多くの課題を抱えているため、道路等の基盤整備、老朽木造賃貸住宅等の建替等を促進する。

第2部 災害に強いまちづくり

1 21世紀に向けた災害に強いまちづくり

(1) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備

阪神間は、広域的な交通機能の観点からみると、東西方向の機能は高いものの南北方向については、機能面で劣る状況にある。

今回の震災では、阪神間における東西方向の交通施設が同時多発に被害を受け、大量の交通車両が、機能的に不十分な一般道に迂回したため、南北道路が深刻な交通渋滞となり、道路交通の分散機能の不足が随所で露呈した。

さらに、新幹線の高架橋の落下、阪神高速道路・名神高速道路等の損壊などは、主要交通基盤の耐震性が改めて問われることとなった。

今後、道路が災害時に避難、消火、救援・救助活動など地区内外の防災活動のルートとなるなど防災上重要な施設である。このことから、都市防災構造化計画を策定し、それに基づく避難路の整備や沿道の不燃化の促進を図るとともに、道路整備の課題である既存の南北幹線道路のボトルネックの解消、東西幹線道路の府・市境での連結、臨海部での幹線道路整備などを計画的に進め、防災上重要な施設間をつなぐネットワークの形成と併せ、自動車交通ルートの代替機能の向上を図る必要がある。また、道路の整備にあたっては、単に交通機能面だけでなく、植樹帯の形成など防災を配慮した整備が必要である。

さらに、高架橋や橋梁などの構造物の耐震性の強化とともに、海上交通など、所要の検討を行うなかで、複合的交通体系の整備を図る必要がある。

○ ボトルネックの解消、連結機能の強化

- ・ 南北の主要幹線道路である尼崎伊丹線・尼崎宝塚線等の整備を進めるとともに、国道43号付近での尼崎伊丹線と五合橋線の接続を促進する。

- ・ 東西の主要幹線道路の整備を進めるとともに、南部臨海地域での出屋敷線と五合橋線の接続を促進する。
- ・ 山手幹線・園田西武庫線・食満庄内線等の整備と市・府県境界の橋梁整備を行い、他都市との連結強化を図り、災害時における補完機能を確保する。
- 植樹帯の形成と生活道路の改善

幹線道路の整備にあたっては、植樹帯の形成を行い、災害時の道路上への障害物の崩落を防止し、防火帯の機能を持たせる。また、密集市街地における避難路として、生活道路の改善を図る。
- 立体交差部の耐震化

道路間、道路と鉄道間、鉄道間の立体交差部について、それぞれの施設管理者がその耐震性を検証した上で、必要な耐震強化を図る。
- 都市防災構造化計画の策定

都市防災構造化計画を早期に策定し、避難路の整備や沿道の不燃化を促進する。
- 複合交通体系の検討整備

尼崎西宮芦屋港の機能強化を図り、緊急時に対応できる物資・旅客輸送機能を有した海上輸送ルートの整備を促進するとともに、アクセス道路網の整備を図る。

(2) ライフラインの強化とライフスポットの整備

今回の地震がライフラインに与えた損傷を概観すると、供給システムの根幹をなす供給元や主要幹線の被害は軽微であり、その復旧も早期になされ、供給の体制は早い段階で整った。しかし、末端施設が地盤の液状化やひずみにより、面的・点的に被害を受け、損壊件数が大量であった。特に地下埋設管により圧力供給を行っている水道・都市ガスは、破損箇所の把握に困難性があり、復旧工事に道路掘削を伴うことから、供給再開に日時を要した。

今後、都市活動を支える重要な基盤施設であるライフラインは、耐震性の向上やまちづくりの計画と一体となった新技術の導入により、その強化が必要である。

一方、今回の大地震のような予測しがたい事態に対応するために、すべての施設について、全く損傷を起こさないような高度な耐震化を図ることは、経済性の面において困難であり、日常生活に対しても過大な負担を強いることになる。したがって、今回の震災で痛感された水の確保という課題について、平常時には散水、生活雑用水、せせらぎなどの水源として環境と共生する多様な利用が可能で、かつ非常時には復旧までの一定期間、生活雑用水、防火用水等として生活を支えるため、雨水・河川水等地域に存在する資源を活用したライフスポットの整備を推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、地域のよりどころとなるような場所を選定することや、日常の維持管理体制、非常時の対応等について十分考慮しておく必要がある。

- ライフラインの強化
 - ・ 施設を構成する重要構造物の耐震性を確保するとともに、液状化のしやすい地盤あるいは軟弱地盤の配管設備については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定など耐震性の向上に努める。
 - ・ 供給システム上の課題の詳細な検討を行い、供給源や配管ルートの複数化等による広域的なバックアップ機能の確保や地区内の供給施設のブロック化等による機能

障害地区の極小化、復旧の容易化など、システムとしての強化を図る。

- 道路管理者、ライフライン関係者との協議の場を設け、各ライフラインの特性や道路形態に配慮しながら、まちづくりの計画と一体となった耐震性を有した共同溝の整備に努める。

○ ライフスポットの整備

- ライフスポットとして、設置可能な公共施設や地域の拠点に雨水等を活用した貯水槽などを設置し、平常時は散水などに活用し、非常時は生活用水として利用できるように整備する。

また、一般民家においても雨水の貯留と活用について促進を図る。

- 本市の特性である豊かな水環境を活用し、水質の浄化を進め、利用可能な場所については、学校、公共施設、地域の拠点施設等に水路等の水を導入し、平常時は親水空間や自然復元の池等として利用するとともに、非常時はライフスポットとして生活用水等に活用する。
- 全市の配置上必要な箇所については、避難所となる公園や学校等に飲料水兼用貯水槽や耐震性防火水槽の整備を進める。また、防火水槽として蓄熱槽の活用策を検討する。

(3) 自然を生かしたみず・みどりの防災ネットワーク

本市においては、今回の震災で、耐震性貯水槽・防火水槽が消火、飲料水等の確保に役割を果たした。しかしながら、激甚地においては、火災の発生が多く、多様な水源の確保の必要性が痛感された。また、火災延焼防止や避難場所として、公園・緑地や樹木の果たす役割の重要性が再認識され、ブロック塀の倒壊が多数に及んだことに比べて、街路樹や庭木が家屋の倒壊をくい止めたり、近自然工法による河川堤防等の被害が著しく少なかったことなどは、自然を生かしたしなやかなまちづくりが、震災においても力を発揮することを実証した。

また、救援・救助活動や復旧作業においては、公園や河川敷等のオープンスペースが、重要な役割を果たし、仮設住宅の設置においても、公園や緑地などがいかに多様な目的を持つ重要な空間であるかを示した。

本市は平坦で森林もなく、みどりに乏しいまちであったため、これまでも営々として、都市緑化や公園整備に努力してきたが、その蓄積した資源をさらに発展させるとともに、本市の特性である河川・水路・運河等に恵まれた豊かな水環境を持つことに、再度目を向ける必要がある。

また、この度の震災では、地盤の液状化が大きな問題となったが、この現象も、本来その土地が持つ地形・地質が要因となっている。

このような教訓を踏まえ、今後のまちづくりにおいては、自然の特性を十分に踏まえた都市構造を構築していくことが重要と考えられる。

したがって、平常時には優れた環境と魅力を持ち、非常時にはしなやかな対応力を持ったまちの形成を目指して、水辺を活用し、多様な緑を取り入れ、自然を生かした「みずとみどりの防災ネットワーク」を持つまちを目指すものである。

○ 河川、水路、運河による防災帯の形成

河川、水路、運河の整備に際しては、場所によって水辺への接近が容易となる構造

とするとともに生き物の生息にも配慮し、平常時には水辺や生き物と親しめ、みどりの涼風を楽しめる回廊として、また、災害時には火災延焼防止機能を有した防火帯となるよう整備を図る。

○ 河川、水路の水利用

消防水利の分布を踏まえて、河川、水路に一定水量が取水できる深みを備え、非常時の防火用水等としての利用を容易にするとともに、平常時は魚類等の生息場所として活用する。

○ ブロック塀グリーン転換作戦

各民家の塀の復興は、防災とみどりの景観整備の観点から、現行の生垣助成制度を活用するなど、極力生垣等とするよう働きかけるとともに、公共施設についても積極的にこの手法を採り入れる。

なお、この施策については、家屋や塀の復旧が急がれるなかで、早急にPR等に着手し、強力に促進する。

○ みどりのネットワークの強化

樹木の防災効果に着目し、公園、緑地、緑道、街路樹等の整備、河川・水路沿いの緑化、セットバック緑化、接道緑化を推進し、避難場所となる公園、学校、公共施設等をみどりのネットワークで結ぶなど、きめ細かな防災帯を形成する。

(4) 歴史・文化の薫るまちづくり

本市の歴史のなかで培ってきたまちの記憶とも言うべき、都市美形成建築物を始め、数多くの歴史的建造物が被災した。これらの建造物の所有者は、日常の維持管理に努力してきたが、予期せぬ震災により、復旧が負担となっている。また、もともと、耐震設計がなされていなかったり、老朽化が進んでいる建物が多く、被災した建造物の所有者だけでなく、被災しなかった建物の所有者も、再度の地震に不安を抱いている。

これらは、一旦取り壊すと二度と得ることができないものであり、市民共有の貴重な財産として、後世に伝えていかなければならない。そのため、可能な限り保存していく方策を講じていくことが必要である。

また、これから市民や事業者による本格的な復興が行われ、改築や改修される建物が増えることは、都市美を向上させる機会でもあるが、耐震性のみに関心を取られたり、復旧を急ぐあまり、歴史・文化や建物のデザインなどに十分配慮されない恐れがあり、潤いに欠けるまちなみとなることが懸念されている。

そのため、機を逸せず、あらゆる機会を捕らえて市民の理解と協力を得ていかなければならない。

○ まもる

- ・ 歴史的建造物等の保全を図るため、従来の財政支援に加え、被災した建造物の復旧に対し費用負担の軽減を図る。
- ・ 専門家による耐震診断の実施や、建造物の修復及び耐震構造化を図るための技術的支援を行う。

○ つくり・そだてる

- ・ 新たに建築しようとする建築主や工務店等に対しても、美しいまちづくりのための相談を受けたり、適切なアドバイスを行うシステムを充実する。

- ・ 復興を急ぐ市民・事業者に対して、都市美の観点からの自発的な取組を促すため、平常時以上に積極的な啓発活動を展開する。
- ・ 潤いのあるまちなみを形成するため、助成制度の充実を図るとともに、積極的なPRを行うなど生垣緑化をさらに促進する。
- ・ 都市美形成条例に基づき、美しいまちづくりを進める自主的な市民活動に対し、積極的に支援する。

○ 公共建築物における先導的実施

公共建築物においても地域住民の原風景となるもの、地域の文化や歴史の証となるもの、景観上優れたものなどは、極力保存活用の途を探るとともに、新設にあたっては、景観に配慮したデザインを導入するなど、先導的役割を果たす。

○ 面的整備地区の復興

面的整備地区の復興に際しては、地域の歴史や文化などを考慮したまちづくりに配慮する。

(5) バリアフリーのまちづくり

本市では、高齢者や障害者が自分の意思で、自由に外出し、活動できる社会を目指し、昭和54年から「福祉まちづくり環境整備要綱」に基づき、高齢者等にやさしいまちづくりを進めている。これらの人々が、今回の震災後に災害弱者として厳しい環境に置かれたことを教訓に、この事業を積極的に推進することにより、すべての市民が快適で安全な生活空間を確保できるものである。

さらに、家庭においても、高齢者等が自力で移動でき、介護者の負担を少なくするための住宅改造を推進していくことが、災害時を念頭においても必要と考えられる。

また、今後の公営住宅等においても、高齢者等が安全で安心して生活できる設備を整えた高齢者・障害者向け住宅の建設を促進する必要がある。

そのため、市民・事業者の協力も得ながら、「バリアフリーのまちづくり」、すなわち「高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進する。

○ 福祉まちづくりの推進

平成5年10月から、県の「福祉のまちづくり条例」が施行されたことに伴い、本市も要綱を改正し、県と一体となって福祉まちづくりの推進を図っているところであるが、今後も国・県と連携を図りながら、公共施設や道路の新設・改修時に段差解消やスロープ、点字ブロックの設置、障害物の排除などを実施し、安全性を確保する。

また、民間に対しても啓発・指導し、協力を求める。

○ 住宅改造支援事業

家庭において、高齢者等が自力で移動でき、また、介護が容易となる住宅改造を促進し、それぞれの対象者に適した改造が行えるように、住宅改造支援チームが助言を行うとともに、改造費の一部を助成する。

○ 高齢者・障害者向け住宅の建設促進

高齢者等が安全で安心して生活できる環境を創出していくために、公営住宅等の建設時にケア付き住宅又はシルバーハウジングといった、その特性に配慮した住宅を整備する。

(6) 公共建築物の耐震性能の向上

神戸等の激震地においては、800ガルを超える加速度が観測され、気象庁の観測史上初めて震度7も発表された。今後は、国等において、今回の被災状況の調査を踏まえた、建築物・構造物の耐震設計基準等の点検が行われ、一定の見直しがされるものと考えられる。

多数の市民が利用し、災害時の拠点施設となる公共建築物については、これまで以上に耐震性能の向上を図る必要があるが、大地震時においても全く壊れないものを造るには、コストや機能の点から困難な面もある。そのため、激震時には人命や財産の保全を図ることを最低限の目標とし、災害救助や復旧の拠点となる施設や避難施設の整備にあたっては、より高い耐震性能を持たせるものとする。

また、構造体に被害がなくとも、仕上げ材や設備の被害、備品等の転倒・破損により、人身事故を生じたり、施設機能が停止・低下すれば災害救助活動などにも支障をきたすことがあるということも十分考慮する必要がある。

さらに、予期できない非常事態に対処しやすいように、ゆとりや融通性を確保し、平常時の機能にも配慮して、付加価値を高めていくような施設としなければならない。

なお、既存施設については、必要に応じて耐震診断などを行い、更新の時期等を勘案しながら、補強ないし改築を進めていく。

○ 耐震性能の目標設定

施設に求められる耐震性能の目標については、地域防災計画に基づいて災害時に求められる施設の機能や重要性を検討して設定する。

○ 仕上げ材や設備等を含めた耐震性能の向上

構造体の耐震性能だけでなく、仕上げ材や設備の耐震性能を確保するとともに、備品等の転倒防止策を講じて、施設全体の耐震性能の向上を図る。

○ 平常時の付加価値も高める防災対策

- ・ 緊急時のバックアップや復旧が速やかに行えるようメンテナンスのしやすい構造にする。
- ・ 緊急時の水需要にも役立つ池やせせらぎなどの導入、ガラスや仕上げ材の落下の恐れのある建物周りへの植え込みの整備など、施設のアメニティを高めていく対策を積極的に進める。

(7) 液状化への対応

今回の震災では、阪神間の活断層に沿った区域の被害が甚大であり、都市部におけるその存在が注目を集めているが、本市では、家屋・都市構造物の受けた被害は、直接の地震動によるもののほか、地盤の液状化によるものが大きかった。

液状化は地下水面下のゆるい砂層が、強い地震動を受けると発生する現象である。液状化が発生すると地表に大量の水や砂が噴出し、最終的にはこの分だけ沈下するが、その沈下は一様でない。液状化の最中は地盤の支持力が失われ、地表で支持される建物は沈下し、地中の配管やマンホールなど軽いものは浮き上がる現象が生じる。

築地地区においても、家屋がそのままの形状で傾き、ライフラインの配管の浮き上がりによる継ぎ手部分の損傷、建築物への取付部の損傷など典型的な液状化の被害があった。

液状化対策については、液状化しても、構造物に被害や機能保持を確保するように構造物側で対応する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法

があるが、市街化した区域では液状化防止の地盤改良工法をとることは困難であり、建築物の建設・建替時に液状化対策の個別の対応をとる必要がある。

また、将来の土木構造物等を計画するにあたっての参考とするため、活断層調査が必要である。

○ 地質マップの作成

市域の地質マップを作成し、建築物の建設・建替時の液状化対策に活用する。

○ 地下埋設物の液状化対策

液状化のしやすい場所での地中配管設備等については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付部における伸縮性・可とう性のある管の採用などの必要な対策を講じる。

(8) 臨海部の役割と開発にあたっての防災対策

今回の地震では、道路・鉄道の陸上交通機関の機能低下が著しいなかで、その代替機能としてフェリーなどの海上輸送の重要性が認識された。また、神戸市では上水の供給が停止したため、消火活動に海水を使用することが試みられ、臨海部での大規模な火災に対する海水の重要性が示唆された。

その一方で、今回の震災で液状化現象が臨海部の広い範囲で見られたように、臨海部は地下水位が高く、地震による液状化現象の発生の可能性の高いエリアである。また、本市の場合、市域の約30%が海拔ゼロメートル地帯であり、国道43号以南の臨海部においてはほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯である。したがって、防潮堤が損壊した場合、臨海部を中心とした広範囲で甚大な被害を受ける可能性がある。

こうしたことから、今後、ベイエリア法に沿った臨海部の開発・整備にあたっては、臨海部の自然条件・災害特性を踏まえながら防災の観点に立ち、防潮機能の強化、液状化対策、港湾施設の耐震性の向上などの安全対策を講じる必要がある。

○ 防潮機能の強化

新第1閘門の早期完成と防潮堤の安全度の向上を国・県に働きかける。

○ 尼崎西宮芦屋港の機能強化

尼崎西宮芦屋港について、物流などの機能強化や耐震化を図り、また、緊急時に対応できる物資・旅客輸送機能を有した海上輸送ルートを整備を促進する。

○ 道路整備

臨海部における東西軸の整備、既存道路の改良など、地域内道路のネットワーク化を図り、緊急輸送、火災延焼防止等の機能を持つ防災を配慮した道路網を整備する。

○ リフレッシュポートあまがさき計画の促進

臨海部を縦横に流れている運河は、区域をブロック化しており、火災延焼防止・消防水利など重要な防災機能を有しているが、さらに、運河の遊歩道を整備することにより、避難路に活用できるなど、一層、防災上の機能を発揮することができる。

したがって、魅力ある親水空間を創出するとともに、防災機能を高めるため、リフレッシュポートあまがさき計画を促進する。

○ 臨海部の開発

- ・ 本市の臨海部は、近年、低・未利用地の発生など産業活動の低下がみられるものの、市街化した本市にとっては、都市活力を高めるための貴重な空間であり、緊急

時に救援・避難の拠点としての活用が期待される。このため、安全・防災面について十分配慮しつつ、都市型産業の形成や住機能の導入など、ベイエリア法に沿った複合的都市機能の開発・整備を図る。

- ・ 住機能の整備にあたっては、耐震性に配慮し、みどり豊かな、安全で安心して暮らせる良好な住宅地を形成する。
- ・ 道路、運河・水路沿いの歩行者道、避難所となる公園の整備については、災害時の避難路・避難所の確保に配慮し、関係機関との連携のもと、適切な配置によるネットワーク化を図る。

○ 緊急時の空からの輸送ルートの確保

緊急時の輸送に有効な手段となる空からの輸送ルートの確保のために、ヘリポートスペースの設置を図るとともに、アクセス道路の整備を促進する。

2 防災体制の整ったまちづくり

今回の震災では、午前5時46分に地震が発生し、午前6時10分に本市の防災体制として第1号防災指令を発令した。

突然に発生する地震災害においては、いかに迅速かつ的確に必要な初動体制をとるかが、防災活動を行う上で最も重要であり、本市の地域防災計画においても、中心的な課題と認識し防災指令のマニュアル化を図ってきている。

震災当日は、多くの職員も住居等に被害を受け、交通が遮断されるなど、制約された条件の下ではあったが約3分の2の職員が出勤し、震災応急対策に従事した。また、本市の職員の居住地は市内居住が61%であるが、今回の震災を踏まえ初動体制の検討を行うにあたっては、こうした現状をも考慮しておく必要がある。

加えて、長期化する災害対策を行うには、事務分担の整理や専従化、各局職員によるチームの編成等にも考慮し、市民のニーズに適切に対応し得る業務執行体制を確保する必要がある。

次に、災害発生時においては、市民の生活や精神面での安定を図るとともに、消防・救急のための道路や通信を確保する必要から、災害に関する情報を市民・事業者及び関係機関に周知することが不可欠である。

今回の兵庫県南部地震では、広報紙の臨時号等の発行や各避難所等に掲示するお知らせピラの作成、防災行政無線戸別受信機による広報活動、広報車による街頭広報活動、市政記者クラブへの情報提供、映像媒体等のマスコミへの働きかけを実施した。しかし、本市独自の媒体である広報紙や広報車、お知らせピラの発行などは自主的かつ主体的に行うことが可能であるが、マスコミの報道については本市の被害をはるかに超える都市に片寄り、本市の情報不足が指摘された。

このことから、災害時における情報の浸透の難しさが再認識され、より効果的な広報活動の展開が必要であるとの反省のもとに、的確な情報収集・伝達の方法について検討を深める必要がある。

また、今回の震災においては、地域住民相互の助け合いやボランティアの支援活動が活発に展開されたことが大きな特徴である。今後の防災体制の中で、その力が生かされるように検討を進める必要がある。

次に、有線通信機能の低下により、災害時の情報収集、伝達、情報発信に混乱が見られ、

改めてその機能の見直しが求められている。このため、地域防災の重要な通信機能について改善方策を検討しなければならない。

加えて、広範囲にわたる被害が発生する災害に対しては、広域的な支援体制のもと、迅速に救助対策を講じなければならない。このため、広域防災システムのあり方を検討し防災体制の強化を図る。

こうした考えのもとに、地域防災計画の中で災害対策本部機能のあり方も併せて内容の充実を図る必要がある。その充実にあたっては、前提条件として今回の震災を踏まえ、また、この基本計画で指摘した事項を防災体制の面から総括した上で進めることとする。

○ 災害情報の収集、提供システムの充実

- ・ 災害情報の収集については、行政が主体的に行う情報管理システムの確立を図り、併せて、市民・事業者から情報を受け取る方策についても検討を行う。
- ・ 各種災害情報の提供については、的確に情報発信を行うため、広報内容、対象、伝達方法などの情報提供システムを検討する。
- ・ 情報提供手段は一定のメディアに固定することなく、可能な限り、多くのメディアを駆使し情報提供していくこととし、近年普及が著しいパソコン通信等の活用についても検討する。
- ・ 災害対策には、正確かつリアルタイムな各種情報の収集とそれに基づく的確な判断や情報伝達が不可欠である。そのため、本市が保有する災害情報処理システム等情報機器の高度化や、それを有効に活用するためのバックアップシステム及び災害に柔軟に対応できる体制づくりを検討する。
- ・ 地域情報のメディアとして有効なCATVを、災害時における情報提供メディアとして、その普及促進と活用方策について検討する。

○ コミュニティの育成・充実

今回の震災では地域住民の連携及び連帯感が救助活動に効力を発揮し、また、避難所でも地域の結びつきが精神面の支えとなるなど、コミュニティの重要さが改めて認識された。日常的に互いに支え合う活動が定着することは災害時のみでなく、地域福祉に大きな効果がある。

そこで、社会福祉協会などの住民自治組織及び地域に密着した消防団や自主防災組織の機能が、効果的に発揮されることが重要であり、その活性化のための連携を行い、コミュニティの充実が図れるような施策を検討する。

また、支所がコミュニティ及び地域防災対策の拠点として、十分な機能を発揮できるよう、そのあり方を検討する。

○ ボランティアへの支援

被災地でのボランティアの救援活動は、行政が果たし得ない分野に多くの成果があった。今後、活動の裾野を一層広げるため、市民のボランティア精神の醸成を図るとともに、活動の支援、情報提供及び連絡調整を行うコーディネート機能のあり方について検討を行う。

○ 避難所のあり方の検討

現在、学校が避難所に指定されているが、現状では、災害時の一時的な避難場所としての機能しか有していないため、環境やプライバシー保護の面で問題が起きている。一方、授業に支障が起これば、本来の学校教育施設に早く戻すべきとの考えもある。ま

た、高齢者や障害者のための二次的避難所はどうあるべきかということも考慮しなければならない。

このように避難所に関する課題は多く、さまざまなパターンを想定しながら、避難所のあり方について検討する。

○ 広域防災システムの充実

災害時における広域的な自治体、職員の支援体制については、県下の市町や大阪市等と相互応援協定を締結しているところであるが、今回の震災では、応援の主翼を担う都市が未曾有の被害を受け、全国の自治体から支援を受けた。

この教訓を踏まえ、より広域的な相互支援、救急医療体制及び民間における協力体制のあり方を検討する。

○ 災害応急活動体制の充実・強化

災害時においては、人命の安全確保を最優先した災害応急活動を行うことが最も重要である。この度の震災を踏まえ、消火、救急、救助活動等初動態勢の強化を図るため、総合的な消防力の充実を検討する。

○ 防災マニュアルの作成

緊急時の手引書となるとともに、地域での防災対策の話し合いの場で活用されるような防災マニュアル（障害者・外国人用も含む）を作成し、あらゆる機会を通じて防災意識啓発の充実を図る。

Ⅲ 計画の推進にあたって

本基本計画は、安全で安心して暮らせる都市づくりに必要な施策の基本方向を定めており、市が主体的に取り組むべきもののほか、国・県が実施すべきもの、さらには市民の自助努力や、民間活力によるものなどを内容としている。したがって、復興にあたっては、総力を結集して取り組むことによって実現されるものである。

1 復興のための財源措置

厳しい財政状況にある本市にあって、復興事業を積極的に進めていくためには、財源確保に努力していかなければならない。

このため、これまで国において被災地を支援するために震災関連法が整備されているが、震災の被害は重くかつ広範囲にわたっており、復興には多大な財源を要することから、国における財源面での特段の措置を強く働きかけていく。

2 市民・事業者の協働

本基本計画については、市民・事業者に広く周知するとともに、個々の事業実施にあたっては、市民等との対話のなかで合意形成に努力するものとする。

3 計画の進め方

第1部の市民生活・事業活動の復興、公共施設等の復興、面的整備地区の復興については、早期にその取組に着手する。また、第2部の21世紀に向けた災害に強いまちづくり及び防災体制の整ったまちづくりについては、実施に向けて、速やかに調査、検討を行い、

事業の促進を図る。なお、地域防災計画については、平成7年度内に改定作業を行うものとする。

4 主な復興計画

本基本計画を受けて、計画的に事業を進める必要のある部門に関する復興計画は、次のとおりとする。

- (1) 住宅復興計画
- (2) 地区整備復興計画
- (3) 公共土木施設復興計画
- (4) 公共建築施設復興計画
- (5) 上・下水道等復興計画

なお、限られた財源のなかで、これら復興事業を着実に推進していくため、緊急に取り組むべきものについては、平成7年度を初年度とする3か年計画を策定し、計画的に進めていく。

尼崎市震災復興計画

(平成7年6月30日策定)

震災復興計画の概要

1 策定の趣旨

本計画は、尼崎市震災復興基本計画を受け、計画的に復興事業を推進する必要がある部門について策定するものである。

2 目標年次

本計画の目標年次は基本計画に従い、2005年（平成17年）とする。

ただし、復興事業の緊急性に鑑み、平成7年度を初年度とする3か年について具体的な事業を明らかにするものとする。

3 対象事業

本計画では、本市の復興に係る各部門の事業・施策のうち、本市が実施主体となるもののほか、本市以外が行う施策・事業のうち、住宅・道路に係る本市の施策・事業と一体となって取り組むべきものを対象とした。

4 計画の構成

本計画は、次の五つの部門別復興計画で構成し、各計画ごとに方針及び事業内容を示した。

(1) 住宅復興計画

住宅復興の緊急性に鑑み、7～9年度の3か年の計画とした。

公的住宅の復興事業及び民間住宅の復興支援事業を示した。

(2) 地区整備復興計画

各地区ごとに方針と事業内容等を示すとともに、3か年計画を示した。

(3) 公共土木施設復興計画

分野ごとに復興方針、復興事業・施策の内容並びに3か年計画を示した。

(4) 公共建築施設復興計画

復興方針、復興事業・施策の内容並びに3か年計画を示した。

(5) 上・下水道等復興計画

分野ごとに復興方針、復興事業・施策の内容並びに3か年計画を示した。

5 計画の推進

この度の阪神・淡路大震災により、本市はかつて経験したことのない大きな被害を被った。震災からの一日も早い復興と、災害に強いまちづくりを進めるため、その基礎として、本計画を着実に推進しなければならないが、その実施には、国等の財政的支援等が欠くことのできない状況にある。今後とも、国・県に支援を強く求めていくものである。

また、住宅復興と地区整備復興については、市民・事業者の復興への立ち上がりが最も重要であり、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを進めていかなければならない。

なお、本計画の実施にあたっては、復興事業に係る国等の財源措置や事業の進捗状況などの情勢の変化に柔軟に対応する必要がある。

I 住宅復興計画

震災により失われた住宅の復旧・復興を早期に図り、災害に強く、高齢者等にやさしい安全で快適な恒久的住宅を供給するため、住宅復興計画を策定する。

住宅の供給にあたっては、まちづくりと連携した住宅整備のための諸制度の活用を図り、市・市民・事業者の協働によるすまい・まちづくりを推進する。

なお、この計画は、阪神・淡路大震災による住宅の復旧・復興に向けた「ひょうご住宅復興3カ年計画」との整合を図るとともに、21世紀に向けた本市の住宅政策の方向を総合的・体系的に定める「尼崎市住宅政策基本方針」を踏まえ、その主旨を取り入れながら推進するものとする。

1 住宅復興の基本的な考え方

(1) 恒久的住宅の供給

震災により失われた住宅の早期復旧・復興を図るため、恒久的住宅の供給を市・県・公団・公社等公的事業主体が積極的に行うとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅地区改良事業等の推進により、まちづくりと一体となった住宅供給を行う。併せて、民間住宅の復旧・復興を促進するため、積極的な再建支援策を講じる。

① 公的賃貸住宅の建設

被災市民の所得階層、世帯構成等を考慮し、公営住宅、特定優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅を積極的に建設し、適正な負担で良質な住宅の供給に努める。

② 民間住宅再建の支援

震災で多くの住宅が被害を受けたが、とりわけ被害が多く見られたのは民間の古い木造家屋であり、なかでも、木造賃貸住宅の損壊が顕著であった。民間住宅復興に際しては、被害が顕著であった木造賃貸住宅の早期再建及び防災面の向上等に向けて、低利融資や建設費の一部助成等の支援を行う。

(2) 公共と民間の協力と連携によるすまいづくり

震災からの復興は、市・市民・事業者が力を合わせ、総力をあげて取り組む必要がある。また、震災被害が広域に及んだことから、被災地域全体に共通した課題も多く、このため、国・県等関係機関や民間との協力と連携のもと、本市の特性を考慮したすまいづくりを行う。

(3) 人にやさしいすまいづくり

住宅の建設に際しては、景観やまちなみに配慮するとともに、高齢者等に配慮した人にやさしいすまいづくりを行う。

2 住宅供給計画

計画期間は平成7年度から平成9年度までの3か年とし、14,000戸の住宅を供給する。

住宅供給戸数

住 宅 種 別	供 給 戸 数
災 害 復 興 公 営 住 宅 (公 営 住 宅)	1,400戸 (10.0%)
災 害 復 興 準 公 営 住 宅 (特 定 優 良 賃 貸 住 宅)	1,300戸 (9.3%)
再 開 発 系 住 宅 (改 良 住 宅 等 を 含 む)	400戸 (2.9%)
公 団 ・ 公 社 住 宅	1,000戸 (7.1%)
公 的 住 宅 計	4,100戸 (29.3%)
民 間 住 宅	9,900戸 (70.7%)
合 計	14,000戸 (100.0%)

3 計画実現のための主要な施策

被災市民のうち生活困窮度の高い人に対しては、所得階層、世帯構成等を考慮して、災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）等の恒久的な公的賃貸住宅の供給を行う。また、融資あっせん制度、助成制度や定期借地権等を活用して民間住宅の再建を支援し、良質な民間住宅の復旧・復興を図る。

なお、施策の推進にあたっては、災害に強く、高齢者等に配慮した安全で快適な良質住宅の供給に努める。

(1) 公的住宅の供給

○ 災害復興公営住宅の供給

応急仮設住宅等に入居している被災市民のうち、低所得者層を対象に災害復興公営住宅を供給する。

なお、建設にあたっては、高齢者等が自立して暮らしやすいよう構造などに配慮する。

○ 災害復興準公営住宅の供給（特定優良賃貸住宅）

震災により住宅を失った世帯に対して適正な家賃負担で、安全で良質な賃貸住宅を供給するため、特定優良賃貸住宅供給促進事業制度を活用し、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を、県あるいは市が借上げ、又は管理を受託して、公的な賃貸住宅として供給する。

○ 再開発系住宅の供給

土地区画整理事業、住宅地区改良事業等の推進により、再開発系住宅を供給する。

○ 公団・公社住宅の供給

住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業等の推進により、住宅・都市整備公団や兵庫県住宅供給公社による安全で良質な住宅を供給する。

(2) 民間住宅の供給

① 賃貸住宅の再建支援

- 民間賃貸住宅建設資金利子補給制度
住宅・都市整備公団の民営賃貸特定分譲住宅制度及び住宅金融公庫資金を利用して賃貸住宅を建設する土地所有者に対し、建設資金の利子補給を行うことにより、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- 密集住宅市街地整備促進事業
密集住宅市街地整備促進事業指定地区内における木造賃貸住宅の建替に対し、建設費や家賃の一部について助成等を行うことにより、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- 民間賃貸住宅復興支援事業
密集住宅市街地整備促進事業指定地区外における被災した賃貸住宅の建替に対し、建設費や家賃の一部について助成等を行うことにより、民間賃貸住宅の早期再建、防災面の向上及び被災者に対する家賃負担の軽減を図る。
- 地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん制度
被災した賃貸住宅の補修に要する費用について、従前居住者の継続居住を条件に、所有者に対し、低利の融資あっせんを行うことにより、借家人を保護するとともに、住宅の補強を促進し、その再建を支援する。
- 優良建築物等整備事業
被災した賃貸住宅を2人以上の地権者が共同化して建て替える場合や、建築協定、地区計画等に従って建て替える場合において、建築整備費の一部について助成を行うことにより、再建を支援する。

② 個人住宅（持家）の再建支援

- 個人住宅復興特別融資あっせん制度
本市域内において、被災した住宅の建替や住宅を購入しようとする被災者に対し、より低利の融資あっせんを行うことにより、個人住宅の再建を支援する。
- 地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん制度
被災した賃貸住宅の補修に要する費用について、所有者に対し、低利の融資あっせんを行うことにより、住宅の補強を促進し、再建を支援する。
- 優良建築物等整備事業
10人以上の区分所有者が被災したマンションを建て替える場合、建築整備費の一部について、助成等を行うことにより、その再建を支援する。

③ 住宅相談窓口の設置

震災により飛躍的に増加が見込まれる財産関係、建築技術、まちづくり等、住宅に関する各種の相談需要に対し、継続的に対応するとともに、指導、公的施策の紹介、各種住宅情報の提供等を行い、地域住民等によるすまいづくりを積極的に支援する。

(3) その他の民間住宅再建支援

- 災害復興住宅（県）
復興計画に定める面的整備事業等の円滑な実施及び新市街地への定住促進を図るため、災害復興住宅（適正な規模・価格として県知事が認定する住宅）を取得する被災者に対し、支援を行う。

- 被災者住宅再建支援事業（県）

面的整備事業等区域内の被災県民が新市街地へ転居して住宅を建設する場合、面的整備事業等区域内での建替、面的整備事業等区域外で住宅を建設する場合などに支援する。

また、被災民間賃貸住宅所有者が、被災者向け賃貸住宅を建設する場合に支援する。
- 被災マンション建替支援事業（県）

被災したマンションの再建にあたって、区分所有者自ら建て替える場合、あるいは住宅供給公社、住宅・都市整備公団、民間事業者等が建替に同意しない被災県民の土地及び区分所有権を買い取るにより、区分所有者に代わって建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち住宅金融公庫からの借入金等に対し、利子補給を行う。
- 住宅債務償還特別対策（県）

公的及び民間の住宅ローンの住宅債務の償還を行いながら、住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資を利用して県内に住宅を新築、購入しようとする被災県民の負担軽減のため、住宅金融公庫及び住宅復興ローンからの借入金に対し、ローン残債の額に応じ、負担が急増する6年目～10年目の5年間にわたり利子補給を行う。
- 住宅復興ローン制度（県）

住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資のみでは住宅資金が不足する被災県民を対象に、特別融資枠を設け、金利及び償還期間等について住宅金融公庫と同程度の低利の融資を行う。
- 県・市町単独住宅復興融資利子補給（県）

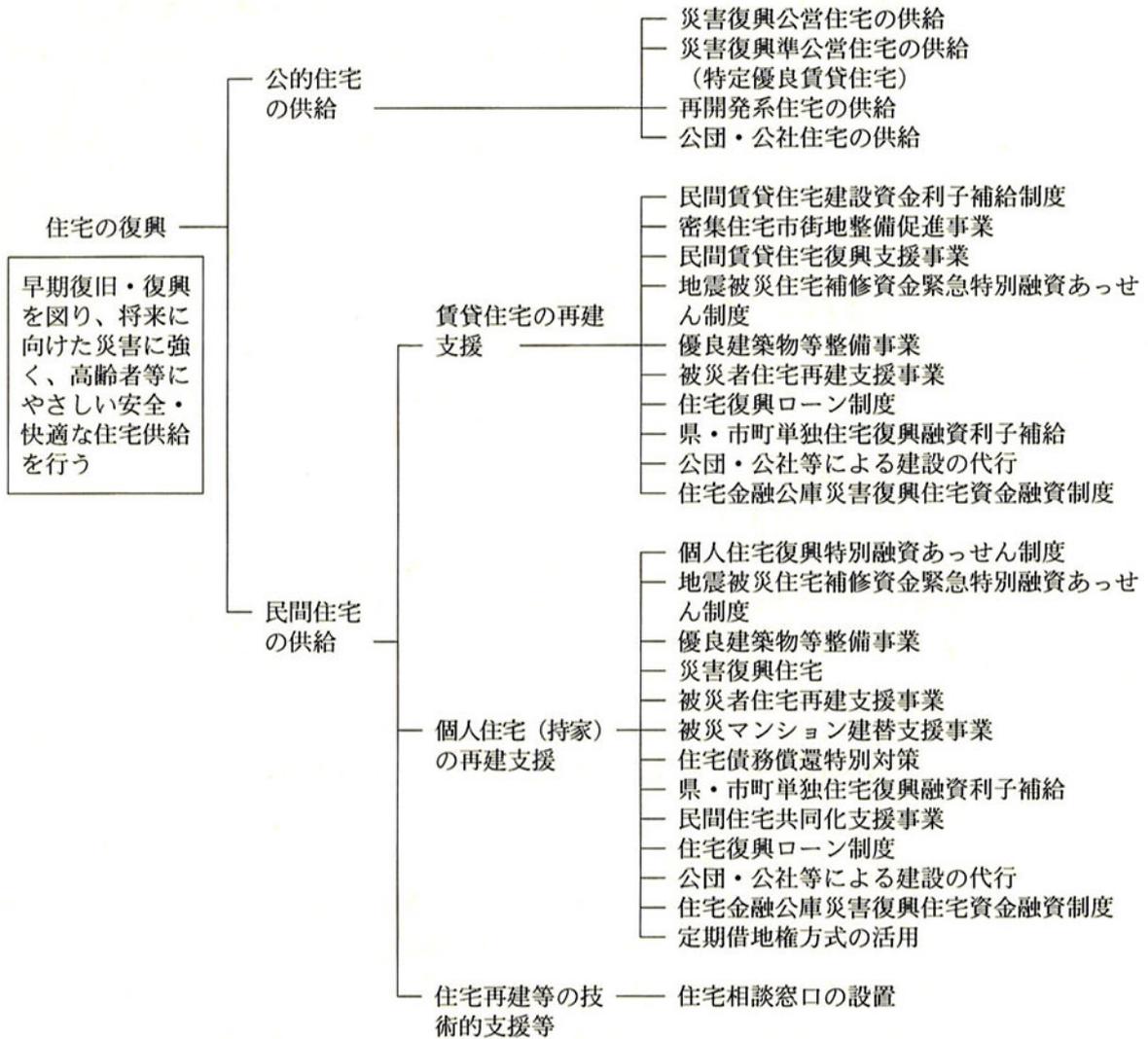
住宅金融公庫の災害復興住宅融資のみでは住宅資金が不足する者を対象に、特別に設けられた県・市町の単独融資に対し、利子補給を行う。
- 民間住宅共同化支援制度（県）

2以上の敷地等について、所有権等を有する2人以上の者又はこれらの同意を得た者が、敷地面積の合計が300㎡以上を一つの構えとする良質な共同住宅を建設する場合、その住宅の建設並びに被災県民がその住宅を購入する資金にあてる住宅金融公庫からの借入金に対し、利子補給を行う。
- 公団・公社等による建設の代行（国・県）

被災した賃貸住宅の所有者及び持家層のうち、自力では住宅の再建が困難な者を対象に、公団・公社等が建設費用相当分の土地及び建物の権利の取得を条件に、所有者に代わって建物を建設する。
- 住宅金融公庫災害復興住宅資金融資制度（国）

住宅を建設し、購入し、又は補修しようとする被災者や、被災した賃貸住宅の建替や補修あるいは被災者向け賃貸住宅を建設しようとする者に対し、低利の融資を行うことにより個人住宅や民間賃貸住宅の再建を支援する。

4 住宅復興施策体系（平成7年度～平成9年度）



5 3か年計画

（単位：百万円）

事業名	7～9年度計画	
	事業内容	事業費
災害復興公営住宅の供給	全体供給戸数 1,400戸 内市供給分 730戸	24,022
災害復興準公営住宅の供給	全体供給戸数 1,300戸 内市供給分 500戸	1,357
公団・公社住宅の供給	立花南第二地区市街地再開発事業 JR尼崎駅北地区市街地再開発事業	5,493 地区整備復興計画に計上

Ⅱ 地区整備復興計画

この度の震災で被災家屋が集中した地域は、地盤の液状化現象が面的に発生した地域や、老朽木造住宅が密集している地域などである。このような地域においては、住環境の改善と、災害に強いまちづくりが求められている。このため、これらの地域のうち、特に被害の著しい築地地区等5地区について、地域特性などを踏まえ、地区整備復興計画を策定し、復興を進めていくものとする。

1 築地地区

(1) 地区の現況

築地地区は、本市南部の臨海部に位置し、江戸時代には尼崎城の城下町として栄えた地域であり、残された当時の伝統的家屋と街割りから、歴史を感じることができるが、近年は、都市化の進展に伴い伝統的家屋と近代的住宅、工場などが混在した市街地となっている。

また、地形は、ほぼ平坦で海拔ゼロメートルの低地にあり、沖積層に覆われていることから地盤は軟弱である。

- ① 地区面積：13.7ha
- ② 土地利用：住居系 約70%、工業系 約14%、商業系 約6%、その他 約10%
- ③ 公共用地率：宅地 約75%、道路・公園・その他 約25%
- ④ 公共施設等：

市道（認定道路）	20路線
公園（街区公園）	2か所
公共建築物	築地福祉会館、築地保育所

(2) 被害の状況

この度の震災により築地地区全域にわたり地盤が液状化し、家屋の倒壊や傾斜、地盤沈下が起こり、地区内1,100戸中10戸（13棟）が全壊、292戸（217棟）が半壊し、道路及びライフラインにも大きな被害が生じた。

(3) 整備復興計画

① 整備の方向

液状化現象により、多くの家屋が損壊するなど、特に面的に大きな被害が発生している築地地区においては、地元関係権利者によるまちづくり組織と協議し、良好な住宅の建設、道路や公園の整備、住工分離などを行うため、被災市街地復興推進地域に指定して土地区画整理事業と住宅地区改良事業等の面的整備手法により復興を図る。

② 公共施設等の整備

ア 住宅

住宅地区改良事業により賃貸住宅を建設する。

イ 道路

- 地区内幹線道路として、城内大物線から五合橋線まで幅員16mの道路を整備する。

- 地区集散道路として、幅員12mの外周道路を整備する。
- 区画道路として、幅員6～8m道路を整備する。

ウ 公園

緑地防災空間として、築地公園を拡充する。

③ 整備区域は整備地区計画図のとおり（略）

(4) 市民・事業者・行政の役割分担

地元組織である築地復興委員会や地権者等との協議を通じ、官民協力して、災害に強い「町づくり計画（案）」の作成に向け合意形成を図る。

(5) 整備復興目標年次

平成17年

2 戸ノ内地区

(1) 地区の現況

戸ノ内地区は、昭和20年代後半から住宅が多く建設され、30年代には町工場が進出してきた。その後、都市基盤が未整備な状態で人口が増加し、住宅の老朽密集化と住工混在が進むなか、大阪方面へ通過する交通が増大し、住環境の悪化及び交通事故の増大等市民生活に問題が生じてきた。

このため、戸ノ内第1地区、第2地区において昭和53年度から住宅地区改良事業を実施した。さらに昭和56年度から第3地区においても同事業を実施し、平成5年度には第3地区の事業区域拡大を行ってきたところである。

- ① 地区面積：37.8ha（現改良事業区域3.9haを含む）
- ② 土地利用：住居系 約60%、工業系 約12%、商業系 約2%、その他 約26%
- ③ 公共用地率：宅地 約78%、道路 約17%、公園 約5%
- ④ 公共施設等：

道路	都市計画道路1路線、市道（認定道路）	46路線
公園・緑地	11か所	
公共建築物	戸ノ内会館、園田東会館、戸ノ内公民館、戸ノ内児童館、戸ノ内保育所	

(2) 被害の状況

この度の震災により旧猪名川、神崎川沿いで地盤が液状化し、家屋の倒壊や傾斜、地盤沈下が起こり、地区内1,500戸中31戸（23棟）が全壊、218戸（94棟）が半壊し、道路及びライフラインにも被害が生じた。

(3) 整備復興計画

① 整備の方向

被災家屋が多数に上った戸ノ内地区については、まちづくり協議会による「まちづくり計画提案書」を取り入れ、面的整備事業として、現在実施している住宅地区改良事業の拡充や密集住宅市街地整備促進事業を導入することにより、良質な住宅の建設を行うとともに、民間による多様な住宅供給を誘導するなどの復興を図る。

また、工場の再配置を行うとともに、住工の分離された良好な住宅街区の形成を図り、さらに、道路、緑地等の都市基盤の整備を図る。

② 公共施設等の整備

ア 住宅

住宅改良事業として賃貸住宅及び分譲住宅を建設する。

イ 道路

- 地区交通を処理する道路として、山手幹線から旧猪名川沿いに南下し、毛斯倫大橋北交差点までの道路を整備する。
- 地区の広域避難地として、地区北に隣接する北部浄化センターを位置付けており、ここに至る避難路を整備する。

ウ 工場

工業地域に地区内の工場の移転・誘導を図り、集团的工場の整備を図る。

③ 整備区域は整備地区計画図のとおり（略）

(4) 市民・事業者・行政の役割分担

まちづくり協議会など地元組織を通じて、十分な説明を行い、地元住民とコンセンサスを図りながら官民協働による災害につよいまちづくりを目指す。

住宅地区改良事業などにより、良質な住宅の建設と都市基盤整備を図るとともに民間による多様な住宅供給の誘導を推進する。

(5) 整備復興目標年次

平成17年

3 東園田地区

(1) 地区の現況

東園田町8丁目地区は、昭和42年頃に民間会社が開発した低質賃貸住宅地であるが、その後一部が持家化し、現在は老朽木造賃貸住宅と狭小戸建住宅が密集している。

- ① 地区面積：約2.5ha
- ② 土地利用：住居系 約89%、工業系 約1%、商業系 約8%、その他 約2%
- ③ 公共用地率：宅地 約96%、道路 約4%
- ④ 公共施設等
道路（認定道路） 4路線

(2) 被害の状況

この度の震災により、家屋の倒壊や傾斜があり、地区内戸数約760戸のうち4戸（1棟）が全壊し、430戸（75棟）が半壊するなど大きな被害が生じた。

(3) 整備復興計画

① 整備の方向

昭和42年頃に民間開発により形成された一団の密集住宅地である東園田町8丁目の対象地区については、この度の震災により、半数以上の家屋が被災したため、今後の整備にあたっては、地域住民と協議し、密集住宅市街地整備促進事業等の面的整備手法により復興を図る。また、一部に住宅地区改良事業の導入についても検討する。

② 公共施設等の整備

ア 住宅

賃貸住宅を建設するとともに老朽木造賃貸住宅の建替を促進する。

イ 道路

地区内道路を整備する。

③ 整備区域は整備地区計画図のとおり（略）

(4) 市民・事業者・行政の役割分担

まちづくり協議会や地元関係権利者との協議を通じ、合意形成を図る。また、市・市民・事業者がそれぞれ適切な役割を分担し、地区整備復興を促進する。

(5) 整備復興目標年次

平成10年

4 JR尼崎駅北部地区

(1) 地区の現況

JR尼崎駅北部地区は、大阪都心まで至近距離の利便性に恵まれた地区であり、地区の北側は、都市基盤が未整備な状態で、高度成長期に長屋や文化住宅が大量に建設され、人口が急激に増加した住宅密集地域となっている。また、地区中央は、諸機能が集積する拠点（東の都市核）として、市街地再開発事業等による整備を推進している。

① 地区面積：約71.0ha

② 土地利用：住居 約67%、工業系 約11%、商業系 約7%、その他 約15%

③ 公共用地率：宅地 約77%、公園 約3%、道路 約20%

④ 公共施設等

道路 都市計画道路 12路線、認定道路 86路線

公園・緑地 5か所

公共建築物 小田地区体育館、潮小学校、下坂部小学校、潮江保育所、会館等
5か所

(2) 被害の状況

この度の震災により、家屋の倒壊や傾斜が起こり、地区内戸数4,250戸のうち20戸（12棟）が全壊し、372戸（266棟）が半壊するなど大きな被害が生じた。

(3) 整備復興計画

① 整備の方向

JR尼崎駅北部地区は、JR尼崎駅に近く利便性の高い地域であるが、老朽化した長屋等の木造住宅が密集し、生活道路の未整備な地区が広範囲に分布しているとともに、道路・公園等の基盤施設が不足し、居住環境面での課題が多い地域である。

今回の震災で、多くの住宅が被災したため、地元関係権利者と協議し、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び密集住宅市街地整備促進事業の面的整備手法により、良質な住宅の供給と併せた良好な住環境の整備を図る。

② 公共施設等の整備

ア 住宅

賃貸住宅及び分譲住宅を建設する。

イ 道路

尼崎駅前1号線、尼崎駅前2号線、尼崎駅前3号線、尼崎駅北2号線、尼崎駅北6号線、尼崎駅北7号線及び長洲久々知線を整備する。

ウ 広場

駅前広場及び交通広場を整備する。

③ 整備区域は整備地区計画図のとおり（略）

(4) 市民・事業者・行政の役割分担

交通利便性を生かした都市型住宅地を目指し、市、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、民間がそれぞれ役割分担する。

(5) 整備復興目標年次

平成17年

5 昭和通・西大物地区

(1) 地区の現況

昭和通・西大物地区は本市の南東部に位置し、阪神電鉄尼崎駅及び大物駅に近く、大阪都心まで至近距離の交通利便性に恵まれている。

全体的に、戦前に建設された長屋建て住宅が多く現存し、狭小な道路も多く、西大物地区は特に道路が狭く、老朽狭小木造賃貸住宅が密集しており、居住水準や住環境に多くの課題をかかえている。

① 地区面積：約15.0ha

② 土地利用：住居系 約63%、工業系 約12%、商業系 約10%、その他 約15%

③ 公共用地率：宅地 77%、公園 1%、道路 22%

④ 公共施設等

道路 都市計画道路 3路線、認定道路 13路線

公共建築物 中小企業センター、防災センター、中央警察署、大物第4福祉会館、大物第5福祉会館、大物第6福祉会館

(2) 被害の状況

この度の地震により、家屋の倒壊や傾斜があり、地区内戸数1,350戸のうち、全壊はなかったが、192戸（57棟）が半壊している。

(3) 整備復興計画

① 整備の方向

地区の西側は都心整備の一環として、地域住民及び関係権利者と協議し、市街地再開発事業、住宅地区改好事業、優良建築物等整備事業及び街並み・まちづくり総合支援事業の整備手法により、多様な住宅供給等による復興を図り、西大物地区については密集住宅市街地整備促進事業による良好な住環境整備を図る。また、国道2号沿道については、都市防災不燃化促進事業により防災面での向上を図る。

② 公共施設等の整備

ア 住宅

賃貸住宅及び分譲住宅を建設する。

イ 道路

地区内交通を処理する道路として、都市計画道路の整備を行う。

③ 整備区域は整備地区計画図のとおり（略）

(4) 市民・事業者・行政の役割分担

交通利便性を生かした都市型住宅地を目指し、市・事業者がそれぞれ役割分担を行う。

(5) 整備復興目標年次

平成17年

6 3か年計画

(単位：百万円)

地区名	7～9年度計画	
	事業内容	事業費
1 築地地区	改良住宅105戸供給 用地買収 不良住宅等買収除却等	14,207
2 戸ノ内地区	改良住宅55戸供給 用地買収 不良住宅等買収除却等	6,272
3 東園田地区	賃貸住宅240戸供給 基礎・現況測量調査 用地買収 不良住宅等買収除却等	8,856
4 JR尼崎駅北部地区	用地買収 公共施設管理者負担金 分担金等	9,582
5 昭和通・西大物地区	事業計画作成 用地買収費 不良住宅等買収除却等	3,288

Ⅲ 公共土木施設復興計画

1 道路・橋梁

(1) 被災・復旧状況

本市の道路に係る被害は、147件（362路線（小規模被害を除く））に達し、そのうち主要な道路61件についての応急復旧は既に完了しているが、今後、通過車両の影響によりその損傷の拡大も考えられる。これらは、市民生活の安定と円滑な交通機能の確保のため、早期の復旧が必要である。

橋梁については24橋（小規模被害を除く）に被害があり、その内容は主に支承部の損傷である。このうち2橋についての応急復旧は既に完了しているが、今後、余震及び通過車両の振動等により損傷の拡大も考えられ、耐震性の強化も含め、その復旧の必要がある。

(2) 方針

- ① 被害を受けた道路・橋梁の復旧は、緊急性、重要性を考慮し、順次計画的に取り

組み、3か年以内の完了を目指す。

- ② 南北、東西の主な幹線道路のボトルネックの解消、他都市との連結強化、臨海部での幹線道路の整備を図るとともに、自動車交通ルートの上代替機能の向上を図る。
- ③ 都市防災構造化計画を策定し、それに基づく道路網計画の検討を行うとともに、避難路としての整備を図る。
- ④ 橋梁については、計画的にその耐震化を図る。
- ⑤ 福祉まちづくりの視点から、道路の整備を図る。
- ⑥ 幹線道路の整備にあたっては、植樹帯の形成、沿道の不燃化の促進など防火帯としての機能向上を図る。
- ⑦ 今回の地震による地盤沈下のメカニズムを究明し、今後、それを参考として、道路・橋梁など都市基盤整備を進める。

(3) 施策・事業

- 南北の幹線道路である尼崎伊丹線・尼崎宝塚線・神崎橋伊丹線の整備を促進する。
- 東西の幹線道路である山手幹線・園田西武庫線の整備を促進する。また、食満庄内線の豊中市との連結を促進する。
- 湾岸線とのアクセス道路である大高洲線・杭瀬初島線の整備を進める。
- 都市防災構造化計画に基づき、自動車交通ルートの上代替機能の向上など、災害時を想定した都市計画道路網の検討を行い、臨海部での幹線道路・避難路のネットワーク化のために必要となる路線、面整備計画のために必要となる路線の検討・調査を行い、その整備に取り組む。
- 橋梁取付部での被害による交通遮断が多くあったことから、その措置を講じるとともに、橋梁の新設・架替にあたり、その耐震性向上に取り組む。
- 密集市街地における避難路への導線確保のため、生活道路の改善に取り組む。

名称等	被災の説明	復旧状況	備考
戸ノ内尼崎線の一部外1か所	路面亀裂・隆起陥没等	復旧済	
市道第215号線外31か所	路面亀裂・隆起陥没等	応急復旧済	平成6年度繰越工事中
大庄区画24号線外70か所	路面亀裂・隆起陥没等	応急復旧済	平成7年度復旧
道意線外40か所	路面亀裂・隆起陥没等	応急復旧済	平成8年度復旧
杭瀬初島線外1か所	護岸損傷・路面亀裂陥没等	未復旧	平成7年度復旧
左門小橋	支承損傷等	復旧済	
武庫川橋外11橋	支承損傷等	応急復旧済	平成7年度復旧
蓬川橋外10橋	支承損傷等	応急復旧済	平成8年度復旧

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項 目	7 ～ 9 年 度 計 画	
	事 業 内 容	事 業 費
被災した施設の復旧	大庄区画24号線外70か所 道意線外40か所 武庫川橋外11橋 蓬川橋外10橋 杭瀬初島線外1か所	2,921
復 興	山手幹線 ・(仮称)山手橋梁下部工, 上部工 大高洲線 ・下部工、上部工 杭瀬初島線 ・鋼管矢板護岸、道路拡幅 神崎橋伊丹線 尼崎伊丹線	4,746

2 河川・水路・公園

(1) 被災・復旧状況

本市の管理する河川については、一部において擁壁傾斜・護岸崩壊等の被害が、また、水路については、約3kmにわたって擁壁・護岸の傾斜・崩壊・亀裂損傷などの被害があった。これらの被害箇所の応急復旧は既に完了しているが、その内容は、崩壊箇所の土囊による補強、擁壁傾斜に対しては切梁による補強であり、今後切梁にゴミがかかることによる流水阻害、土囊流失による擁壁・護岸の崩壊が懸念されるため、早期の復旧が必要である。

また、抽水場及び樋門についても、排水ポンプの吐出管フランジの漏水等の被害があったが、これらの復旧は既に完了している。しかし、場内建屋周辺陥没などは未復旧であり、

名 称 等	被 災 の 説 明	復 旧 状 況	備 考
蓬川外1河川	擁壁傾斜・護岸崩壊等	応急復旧済	平成7年度復旧
水路 西富松川等4か所 大島川等22か所 生島川等7か所	擁壁傾斜・護岸崩壊等	応急復旧済 一部復旧済 応急復旧済 応急復旧済	平成6年度繰越 工事中 平成7年度復旧 平成8年度復旧
大高洲抽水場外3 抽水場	吐出管漏水・場内建屋周辺陥没等	一部復旧済	平成7年度復旧
武庫豊町緑地外6 か所 芦原市民プール外 23か所	石積崩壊・池の水漏れ・場内道路の 陥没等 インターロッキング舗装の損傷・プ ール循環配管の亀裂漏水等	応急復旧済 応急復旧済	平成6年度繰越 工事中 平成7年度復旧

その復旧にも取り組む必要がある。

公園については、縁石、石積み、ブロック塀の破損や園路等舗装の亀裂・陥没など123か所に被害があった。これらのうち、軽微な箇所の復旧は完了しており、その他の箇所についても、危険なところについては応急復旧済である。公園は周辺住民の日常的な憩いの場であり、早期の復旧が必要である。

(2) 方針

- ① 河川・水路の復旧工事は渇水期に限定され、また流域との調整も必要なことから、緊急を要するものから計画的に施工し、概ね2か年で完了する。
- ② 被害を受けた公園の復旧は、概ね平成7年度中に完了する。
- ③ 河川・水路は、親水機能の整備に加え、災害時には防火、雑用水等として流水を活用できるよう整備する。また、河川・水路沿いの延焼防止機能の確保と併せ、都市緑化事業を推進し、「みずとみどりの防災ネットワーク」の形成を図る。
- ④ 都市防災構造化計画に基づき避難地となる公園について、その整備を図る。

また、面積規模・既存施設などの条件から避難地を補完し、一体となって災害時の拠点となりうる公園について整備を図るとともに、街区公園・近隣公園については、平常時から市民に親しまれ、災害時に周辺住民の一時的な避難地となるよう、その整備を図る。

(3) 施策・事業

- 蓬川環境整備事業を推進するとともに、庄下川・西富松川など市民に親しまれている河川・水路の整備に取り組む。その護岸は水辺に接近できる構造とし、平常時においては水に親しむことができ、災害時には防火、雑用水等として、流水を利用できるよう整備を進める。
- 河川・水路の防災帯としての機能の確保と向上のため、河川・水路敷での樹木や園路・通路の整備を進める。
- 「みずとみどりの防災ネットワーク」形成のため、公園、緑地、緑道、街路の緑化、さらには公共施設の接道緑化に取り組むとともに、生け垣等緑化事業など民有地緑化を促進する。
- 都市防災構造化計画に基づき、小田南公園などの避難地となる公園の整備を進める。また、指定された避難地とのネットワークにより、補完機能を持ちうる元浜緑地・上坂部西公園などについても、その整備を進める。
- 街区公園・近隣公園については、区画整理事業や面的整備地区の復興計画などに合わせ、未充足地域の整備を進めるとともに、生産緑地などのオープンスペースも含め、災害時の延焼防止や、市民の一時的な避難の場所となるよう、その整備に取り組む。
- 地域防災計画の策定作業のなかで、防火水槽など防災施設のあり方について検討し、公園などそれに基づく整備を進める。また、樹木の灌水や、非常時には生活雑用水として利用できる雨水利用施設を公共施設や地域の拠点への設置について検討し、整備を進める。

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項 目	7 ～ 9 年 度 計 画	
	事 業 内 容	事 業 費
被災した施設の復旧	蓬川外1河川	114
	水路等 ・大島川等29か所 ・大高洲抽水場外3抽水場	578
	芦原市民プール外23か所	165
復 興	蓬川河川環境整備事業 ・護岸改修 290m 避難地・防災拠点の確保 (小田南公園・元浜緑地・上坂部西公園)	2,152

Ⅳ 公共建築施設復興計画

(1) 被災・復旧状況

今回の地震による被害は、老朽化した木造住宅だけでなく、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造にも被害が発生したが、これらはいずれも新耐震基準（1981年）制定以前に設計されたものが大半である。新耐震基準の施行後に建設した本市の庁舎・その他避難施設に指定された建物については、安全性を確保した設計施工をしてきたため、これらについては大きな被害はなかった。

本市の公共建築施設の被害は、全810施設のうち416施設で、その内訳は、大規模被害（構造体の被害）12施設、中規模被害283施設、軽微及び小規模被害121施設となっている。

大規模被害施設の内訳は、新耐震基準の施行前に建設した小学校6校、中学校1校、高等学校1校、その他の教育施設等4箇所などであり、特に学校に被害が多くみられる。

これらの施設は、利用状況、安全性、緊急性等を検討し、応急復旧が必要なものについては、平成6年度中にほぼ完了している。本復旧については、平成6年度に一部完了しているが、大規模被害施設を含め、未復旧施設が残されており、今後、施設の利用者の事故防止及び建築物の耐久性を保持する観点に立って、その復旧に取り組む必要がある。

名称等	被災の説明	復旧状況	備考
本庁舎外4施設	壁亀裂損傷等 昇降機の変形	一部復旧済	平成7・8年度 復旧
環境処理センター 第3工場外5施設	壁亀裂損傷等 給排水管損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
弥生ヶ丘斎場外2 施設	門扉、ブロック塀損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
公害監視センター 外1施設	壁亀裂損傷、窓ガラス損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
西保健所外3施設	壁亀裂損傷等 玄関隆起等	未復旧	平成7年度復旧
老人福祉センター 千代木園外21施設	ボイラー及び冷暖房用配管損傷等	復旧済	
南武庫之荘保育所 外6施設	内外壁の損傷等	未復旧	平成7年度復旧
武庫支所外4施設	壁亀裂損傷、屋上防水等	未復旧	平成7年度復旧
園田地区会館外5 施設	壁亀裂損傷、屋上防水等	一部復旧済	平成7年度復旧
中央卸売市場	主要構造体損傷	一部復旧済	平成7年度復旧
労働福祉会館外9 施設	土間・壁亀裂損傷	一部復旧済	平成7年度復旧
上ノ島第1住宅	柱・壁亀裂損傷等	復旧済	
高田住宅外7住宅	壁亀裂損傷、敷地の隆起・陥没等	一部復旧済	平成7年度復旧
常光寺住宅外9住 宅	壁亀裂損傷等	未復旧	平成7年度復旧
神崎総合センター 外5施設	壁亀裂損傷等	復旧済	
防災センター外13 施設	土間・壁亀裂損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
武庫営業所外2施 設	ブロック塀倒壊、駐車場路面亀裂等	一部復旧済	平成7年度復旧
城内小学校外7施 設	主要構造体損傷	一部復旧済	平成7～9年度 復旧
青少年センター外 1施設	主要構造体損傷	一部復旧済	平成7年度復旧
成徳小学校外38施 設	壁亀裂損傷、外部測溝沈下等	一部復旧済	平成7年度復旧

大庄東中学校外20施設	壁亀裂損傷、外部測溝沈下等	一部復旧済	平成7年度復旧
尼崎東高等学校外3施設	壁亀裂損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
上坂部幼稚園外23施設	壁亀裂損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
尼崎養護学校	壁亀裂損傷等	一部復旧済	平成7年度復旧
中央公民館外47施設	壁亀裂損傷、外部測溝沈下等	一部復旧済	平成7年度復旧

(2) 方針

- ① 大規模被害を受けたものを含め、公共建築施設の復旧は、平成9年度の完了を目指す。
- ② 大規模被害の公共建築施設の復旧は、詳細調査（耐震診断）を踏まえ、復旧方法の技術的検討及び経済性・機能性を比較検討し、復旧事業を推進する。
- ③ 災害時に避難・救護のために必要な施設として位置づけられている公共建築物（新耐震基準制定以前の建物）について、補修・補強などに取り組み、耐震性の向上を図る。

(3) 施策・事業

- 新耐震基準制定以前に設計施工された公共建築物のうち、避難・救援に必要な施設を抽出し、必要に応じて耐震診断などを行い、それらを踏まえ、更新の時期などを勘案しながら、補修・補強に取り組む。
- 公共建築施設の整備に際しては、歴史・文化の薫るまちづくりに意を用い、敷地内に可能な限り水や緑の導入を図るなど都市美形成に取り組む。

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項目	7～9年度計画	
	事業内容	事業費
被災した施設の復旧	本庁舎等 環境事業部庁舎等環境関連施設 中央保健所等保健衛生施設 社会福祉センター等福祉施設 保育所 支所等コミュニティ関連施設 労働センター等産業労働関連施設 防災センター等消防関連施設 武庫営業所等交通関連施設	1,230
	市営住宅	325
	大庄児童館等民生施設 公立学校施設 中央図書館等社会教育施設	注 2,780

注) 公立学校施設等の大規模被害校は、復旧方法が未定のため事業費は未計上

V 上・下水道等復興計画

1 水道

(1) 被災・復旧状況

本市の水道施設の被害は、取水場及び浄水場では構造物及び建屋等に亀裂等が生じる程度であったが、配水管及び給水管（個人所有）については甚大な被害が生じた。直接、給水に支障を来した配水管及び給水管の被害は、配水管については市南部を中心に130か所に損傷が、給水管については市内全域で約13,000か所に損傷があった。

今回の地震による管路の被害の特徴は、配水管の被害が液状化等による被害の発生した地域に集中していること、及び給水管の被害が市内全域に及んだことがあげられる。

名称等	被災の説明	復旧状況	備考
柴島取水場	ポンプ棟の壁に亀裂	未復旧	平成7年度復旧
神崎浄水場	ろ過池等の伸縮目地の開き 管理棟の壁等の亀裂 門柱、フェンス基礎、場内道路の亀裂	未復旧	平成7年度復旧
配水管	市南部を中心に130か所に損傷	復旧済	
給水管	市内全域で約13,000か所に損傷	復旧済	

(2) 方針

- ① 取水場及び浄水場の構造物及び建屋に生じた亀裂等は、早期に修復を行う。
- ② 災害時の安定給水の確保のため、管路の耐震化・ループ化、浄水場の貯水能力の増強などを図る。

(3) 施策・事業

- 配水本管は、布設替時に耐震化を図る。また、配水支管についても、液状化しやすい地域等については、地区整備復興計画に合わせ耐震化を進める。
- 単一管路で給水されている区域については、配水本管・配水支管の新規布設により、管路のループ化を進める。
- 浄水場の施設更新に当たっては、配水池の容量の見直しを行い、事故災害時に備えるため、浄水場の貯水能力を増強する。
- 給水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料の使用を図る。

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項 目	7 ～ 9 年 度 計 画	
	事 業 内 容	事 業 費
被災した施設の復旧	柴島取水場 ・壁修復工 神崎浄水場 ・伸縮目地、壁、場内修復工	49
復 興	配水本管の布設替及び布設 φ300～500mm 延長 4,710m 配水支管の布設替及び布設 φ100～250mm 延長 1,440m	1,065

2 工業用水道

(1) 被災・復旧状況

本市の工業用水道施設の被害は、配水場の構造物及び設備の一部が損傷する程度であったが、軟弱地盤の南部地域における1期系配水管（昭和32～33年建設）に甚大な被害が生じた。

配水管については、市南部を中心に23か所の損傷及び水管橋（五合橋線）に損傷があった。

名 称 等	被 災 の 説 明	復 旧 状 況	備 考
北配水場	電気・機械設備一部損傷 構造物・通路亀裂陥没一部損傷	未復旧	平成6年度繰越 工事中
配水管	市南部を中心に23か所の損傷 水管橋の損傷（五合橋線）	復旧済 応急復旧済	平成6年度繰越 工事中

(2) 方針

現在実施している北配水場及び水管橋（五合橋線）の復旧事業を推進するとともに、南部地域の配水管については、布設替時に計画的に耐震化を行う。

(3) 施策・事業

- 1期系配水管（S32～33）を耐震管に布設替する。
- 3期系配水管（S38～43）の一部（南部軟弱地盤地域）を耐震管に布設替する。
- 3期系導水管のうち、P・Sコンクリート管部分を耐震管に布設替する。

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項 目	7 ～ 9 年 度 計 画	
	事 業 内 容	事 業 費
復 興	1期系配水管の布設替 φ250～800mm 延長 2,831m	1,088

3 下水道

(1) 被災・復旧状況

下水道のポンプ場・処理場の被害は、土木・建築施設の構造物の一部に亀裂・陥没・不等沈下等が発生し、機械・電気設備の機器の一部に損傷・変形・亀裂等の被害が発生した。このため処理場において下水処理に一時支障を来したが、直接、市民生活に支障となる被害には至らなかった。これらの機能回復のための応急処置は、3月末に全て終了したが、安定した処理機能の確保のため、早期復旧の必要がある。

管渠については、管継手部の一部に損傷、管体の一部に損傷・クラック等の被害が発生し、漏水箇所が多くみられる。また、今回の地震では、地盤の液状化による被害が著しく、築地地区等では管渠のたわみによる勾配の不良などの被害がある。これらは応急処置の必要はないが、下水の円滑な流水確保と漏水防止のため、幹線管渠で、324か所の補修、その他枝線管渠で、約14kmについて布設替や管体・継手部補修等の復旧に取り組む必要がある。

(2) 方針

- ① 現在、実施中の復旧事業を推進するとともに、残りの復旧事業について、所定の手続きを経た後、2か年以内の完了を目指す。
- ② 被災した施設の被害形態の詳細調査、新耐震基準への適合、液状化対策の検討を行うなど必要な措置を講じることにより、地震に強い施設づくりを図る。
- ③ 排水区別の施設形態を見直し、ポンプ場及び処理場のネットワーク化によって、下水道施設の機能の強化を図る。
- ④ 非常時の避難場所や防火用水等の確保に下水道施設が機能するよう整備を図る。

(3) 施策・事業

- 人孔と管渠の接続部には可とう性継手を用いるとともに、液状化の恐れのある地域においては、樹脂系管材の使用や埋戻材に良質なものをを用いるなどの対策を進める。
- 新規施設については、新耐震基準に適合させる。既存のポンプ場・処理場については耐震診断を実施し、必要に応じ耐震策を講じる。また、耐震診断の結果に基づき、施設の更新計画の見直しを行い、計画的に施設の耐震性向上を進める。
- ポンプ場・処理場の液状化の影響を受けやすい施設について、地盤改良などの措置を検討するなど液状化対策を図る。

名称等	被災の説明	復旧状況	備考
東部第1浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 地下配管廊の継手部亀裂損傷、管理棟の屋上防水亀裂損傷等 場内道路の亀裂損傷、沈砂池棟の内外壁亀裂損傷等 水処理機械及び汚泥処理機械損傷等 着水井のバイパスゲート破損、プラント給水管破損等 特別高圧受電設備の損傷等 	未復旧	平成6年度繰越
		未復旧	平成7年度復旧
		復旧済	
		応急復旧済	平成7年度復旧
		未復旧	平成6年度繰越 工事中
東部第2浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥圧送管損傷及び沈砂池亀裂損傷等 次亜塩素ナトリウム滅菌設備損傷等 	未復旧 復旧済	平成6年度繰越 工事中
北部浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 地下配管廊の継手部亀裂損傷、換気脱臭ダクトの亀裂損傷等 管理棟の内外壁亀裂損傷等 水処理機械及び汚泥処理機械損傷等 	未復旧 未復旧	平成6年度繰越 平成7年度復旧 平成6年度繰越 工事中
中在家中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ棟内の壁亀裂損傷等 	未復旧	平成6年度繰越
高田中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ棟の内外壁亀裂損傷等 	未復旧	平成7年度復旧
栗山中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 場内道路の舗装陥没等 ポンプ棟の内外壁亀裂損傷等 	未復旧	平成6年度繰越 工事中
		未復旧	平成6年度繰越
尾浜中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 雨水ポンプ設備損傷等 ポンプ棟の内外壁亀裂損傷等 	復旧済 未復旧	平成7年度復旧
富松中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ棟の内外壁亀裂損傷等 	未復旧	平成7年度復旧
大庄中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 場内道路の舗装陥没等 雨水棟の沈砂池の壁及びスラブ亀裂損傷等、放流渠の合部亀裂損傷等 	未復旧 未復旧	平成7年度復旧 平成6年度繰越
幹線管渠	<ul style="list-style-type: none"> 管渠及び人孔等に漏水亀裂損傷（北部浄化センター外8ポンプ場の流入幹線） 	未復旧	平成6年度繰越
枝線管渠	<ul style="list-style-type: none"> 管渠及び人孔等に漏水・たわみ 亀裂損傷（東本町地区） 管渠及び人孔等に漏水・たわみ 亀裂損傷（西本町地区外27地区） 	未復旧	平成6年度繰越
		未復旧	平成7年度復旧

○ ポンプ場及び処理場の一体化のため、排水区をループ化する管渠の布設を検討するとともに、幹線接続部に切替操作ができるゲートを設置するなどして、ポンプ場相互間及び処理場相互間の補完機能の向上を進める。

○ 将来の高度処理の導入に向け、処理水の防火用水、せせらぎ、雑用水としての利

用を検討し、下水道資源の多目的な利用を進める。

- 東部第1浄化センターの増設に合わせ、上部を緊急の避難場所として利用できるような構造とし、防災空間としての機能付加を進める。
- 県を含めた関係市と広域的な浸水対策の向上策の検討を行う。また、民間雨水流出抑制施設の設置促進策の検討を行い、雨水抑制策を進める。

(4) 3か年計画

(単位：百万円)

項 目	7 ～ 9 年 度 計 画	
	事 業 内 容	事 業 費
被災した施設の復旧	東部第1浄化センター 北部浄化センター 高田中継ポンプ場 尾浜中継ポンプ場 富松中継ポンプ場 大庄中継ポンプ場 ・土木、建築、機械、電気施設復旧	61
	枝線管渠 ・管渠布設替、亀裂損傷の補修	1,003
復興	東部第1浄化センター ・増設部の新耐震基準設計 東部第1浄化センター外2処理場及び 中在家中継ポンプ場外6ポンプ場 ・施設の耐震性診断 幹線管渠 ・流入制御ゲートの設置	250

4 震災復興産業関係者会議と産業振興中期計画

阪神・淡路大震災による災害からの早期復興と安全で災害に強い都市づくりを目指して策定される尼崎市災害復興基本計画および復興計画に産業界の意見を反映するとともに、国・県等への要望など震災復興に関する事項の意見調整を行うため、尼崎市震災復興産業関係者会議を設置した。

会議は、市内産業支援機関の尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業会、尼崎商店連盟、(協)阪神中小企業労務協会、(社)尼崎青年会議所、尼崎港湾協会、(株)エーリック、(財)尼崎産業振興協会からの推薦による12人の委員で構成し、震災復興基本計画策定作業の進ちょくにあわせ、第1回を平成7年3月27日、第2回を4月24日、最終の第3回を8月3日に開催した。

会議での主な意見としては、①防潮堤の早期補強、港湾の早期復旧②震災復興における産業復興の重要性と産業振興ビジョンの推進③産業復興における中・

長期的視点の重要性④金融対策の充実⑤ボランティア活動との連携⑥震災対策を含めた再開発事業の推進⑦産業インフラの早期復旧⑧地域防災計画の中で市民の自発的なボランティア活動の位置づけ⑨住工複合地での災害に対する対応⑩南部臨海地域での震災復興事業の考え方⑪震災復興での国、県とのタイアップ——などがだされた。

一方、尼崎市産業振興中期計画は、平成6年3月に策定した新たな尼崎産業の長期振興ビジョンを計画的に実現していくため、平成6年度事業として策定作業を進めていたが、地震により本市産業も大きな被害を被ったことから、策定日程を変更し、この計画に震災復興に向けての産業振興施策を組み込むこととした。

そこで、震災復興産業関係者会議での産業界の意見および尼崎市震災復興基本計画を踏まえたうえで、この計画に計上した73施策中、震災復興の観点から新たに11の施策を組み込み、平成7年8月に産業振興中期計画を策定した。

●第3節 防災都市づくり

1 防災都市づくりに向けて

❖(1) 地震防災シンポジウムの開催



地震防災シンポジウム

兵庫県南部地震から半年が経過した6月。市民、企業、行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進していくため、市内の事業所防災担当者、自主防災組織、防災関係者など500人の参加により、シンポジウムを開催した。

講演、パネルディスカッションに参加いただいたのは、平成元年から都市防災、電気、化学、構造工学などの分野で指導、助言をいただいている尼崎市防災専門委員の大学教授5人で、「安全都市あまがさきをめざして」をテーマに防災専門委員の方々の震災体験を踏まえた提言を紹介していただいた。

◇とき

平成7年6月5日(月)午後2時～4時30分

◇ところ

尼崎市中小企業センター

◇第1部 基調講演

「阪神・淡路大震災から学ぶ

今後の街づくり」

神戸大学工学部教授 高田 至郎

◇第2部 パネルディスカッション

「安全都市尼崎市をめざして」

コーディネーター

神戸大学工学部教授 室崎 益輝

パネリスト

神戸大学工学部教授 高田 至郎

神戸大学工学部助教授 今駒 博信

産業技術短期大学教授 山本 俊二

産業技術短期大学教授 大垣 定彦

尼崎市消防局長 堂本 嘉巳

❖(2) 震災復興市民のつどい

兵庫県南部地震の教訓を将来に生かすとともに、市民の方々に復興への希望と夢を持っていただこうと各界の著名人による講演と防災グッズなどの展示会を開いた。

講演をいただいたのは東京大学の廣井教授と落語家の桂文珍さんで、それぞれの立場からこのたびの震災をどのように見て、感じたか、非常に興味深い内容となった。

廣井教授は、雲仙普賢岳、奥尻島の災害現場をはじめ数々の調査体験をまじえ、情報の大切さや家庭内での安全対策について講演され、文珍さんはユニークな視点から防災には豊かな創造性とさまざまな視点を持つことが必要ですと語られた。

◇とき

平成7年8月7日(月)午後1時30分～4時30分

◇ところ

アルカイクホールオクトおよびその周辺

◇第1部 基調講演

「阪神・淡路大震災 人々はどうすればよいか」

東京大学情報研究所教授 廣井 脩

◇第2部 特別講演

「阪神・淡路大震災とわたし」

落語家 桂 文珍

◇第3部 震災関連等防災用品展示会

2 尼崎市防災支援隊

阪神淡路大震災によって、未曾有の被害が続出する中であって多くの市民、自主防災組織、消防防災に携わる者が一体となって、消火活動、救助活動、救急活動、救援活動にあたり、大きな力を発揮した。さらには、全国の防災関係機関の人々、ボランティアの人々から応援をいただいた。

このように、大災害時には初期の段階から多くの人手を必要とするところから、専門的で豊富な知識と技術を持つ尼崎市消防職員OBと、消防団員OBに「尼崎市防災支援隊」の結成を呼びかけたところ、48歳から77歳までの71人の方々から賛同を得、平成7年12月25日に、尼崎市防災センターで発隊式を行った。

宮田尼崎市長から「豊富な経験を持つみなさんは大変心強い」との激励を受け、中川重幸隊長から「これまでの経験や知識、技術を市民のために生かす」との決意の言葉が述べられ、式典の後に全員で、支援隊要綱などの協議を行い、活動の概要を次とおり確認した。

(1) 参集

発災時には、消防署所、消防分団器具庫などに自発的に参集して、主として支援活動にあたる。

(2) 活動内容

① 消防署所等の後方支援

- 1) 防災センター、消防各署所での避難者等に対する支援
- 2) 備蓄物品の払い出しおよび支援物品の受け入れの支援
- 3) 災害時支援ボランティア等の受け入れの支援
- 4) その他応急復旧活動の支援

② 災害情報提供活動

- 1) 自宅周辺および参集途上における災害情報の収集および伝達

- 2) 道路および交通機関等の災害情報の収集および伝達

- 3) ライフライン等生活関連情報の収集と伝達

- 4) その他必要な情報提供

③ 応急救援活動の支援

- 1) 仮救護所あるいは、現場救護所の設営支援

- 2) 負傷者の応急救護および搬送の支援

- 3) その他負傷者に対する応急活動の支援

④ 消火活動の支援

- 1) 火災現場への応援隊等に対する誘導

- 2) 消火活動の支援資機材搬送

- 3) 延長ホースの管理

- 4) その他消火活動の支援

⑤ 救助、救出活動の支援

- 1) 救助現場への応援隊等に対する誘導

- 2) 照明活動の支援

- 3) その他活動、救出活動の支援

※ その他支援隊の服装（支給品）

ヘルメット、帽子、ジャンパー



尼崎市防災支援隊の結成

3 地域防災計画

❖(1) 地域防災計画の改訂

本市では兵庫県南部地震の発生により、推定震度6の烈震に見舞われ、建物の倒壊やライフラインの損壊による通信機能や道路交通のマヒ、さらには、多くの避難者が発生するなど想像をはるかに超える被害の状況に、市の災害活動機能も大きく制約を受け、マニュアルにない事態の発生が数々の問題点を残す結果となった。

一方、地域社会の緊密な連携や数多くのボランティアの方々の援護活動が展開されるなど、地域の自律的な行動が見られたにもかかわらず、行政として連携や支援の体制が整っておらず、対応の不十分さが指摘される面があった。

本市の地域防災計画の改訂にあたっては、これらの教訓を十分に生かすとともに、市民の方々からの提言を踏まえ、人命の安全を最優先とした災害に強いまちづくり・人にやさしいまちづくりの一端を担い、さらには災害に対する備えや災害発生時の対応をより実践的なものとするよう検討を行ったものである。

❖(2) 検討組織

尼崎市地域防災計画の検討は、尼崎市防災会議およびその下部機関として地震災害対策部会、さらに庁内の検討組織である地域防災計画見直し庁内連絡会、地震災害対策編見直し検討会を組織し検討を行った。

① 尼崎市防災会議

災害対策基本法に基づいて設置され、地域防災計画の改訂方針や計画改定案などの重要事項の審議を行う組織である。尼崎市市長を会長とし、関係機関の長等を含め73人で構成されている。

平成7年6月8日には、第1回目の尼崎市防災会議を開催し、地域防災計画の改訂方針案が次のとお

り承認された。

- 1) 兵庫県南部地震を教訓として被害状況を分析することにより、計画の各分野での対応策を検討する。
- 2) 尼崎市震災復興基本計画の内容を踏まえ、兵庫県地域防災計画の改訂方針との整合性を図る。
- 3) 尼崎市災害復興本部で広く市民から募集した意見を反映する。
- 4) 検討にあたっては、防災に関する学識経験者の意見を得る。
- 5) 改訂時期は、平成8年3月をめどとする。

また、平成8年3月28日には第2回目の尼崎市防災会議を開催し、地域防災計画「地震災害対策編」改訂案が原案どおり承認された。

② 地震災害対策部会

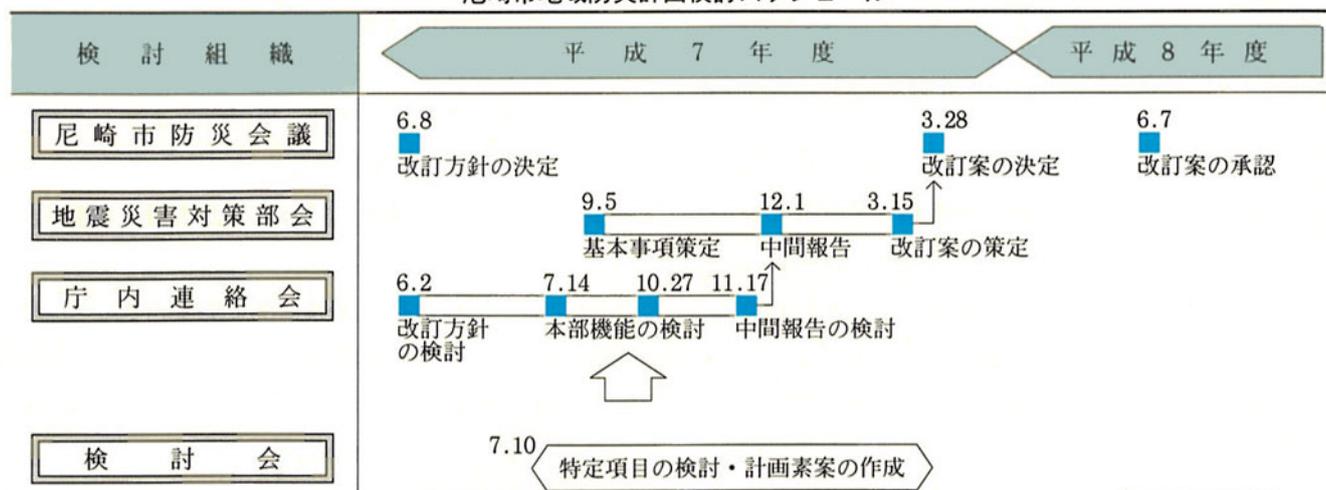
地震災害対策部会は尼崎市防災会議条例に基づき設置され、地域防災計画「地震災害対策編」を策定し、尼崎市防災会議へ報告する組織であり、平成5年度の防災会議で承認を受けた当初の尼崎市地域防災計画「地震災害対策編」を検討、策定した経緯がある。今回は、兵庫県南部地震の教訓を踏まえた改訂を行うべく、辰巳浩助役を部会長とし関係機関の長等に加え、学識経験者として神戸大学から室崎益輝教授および高田至郎教授、京都大学から林春男助教授の3人のほか、特別委員として小柳久嗣公営企業消防委員会委員長を迎え34人で構成した。

平成7年9月5日には第1回目の部会を開催し、重点検討項目などの改訂の基本事項を検討したほか、12月1日には改訂の中間報告案の審議を行い、平成8年3月15日には最終的な改訂案を作成した。

③ 地域防災計画見直し庁内連絡会

地域防災計画見直し庁内連絡会は各局室総務課長を中心とした20人で構成し、被害状況の分析、災害対策本部の機能や各部の役割、配備体制などについて検討・調整を行うとともに、地震災害対策編見直し検討会の検討結果を審議、調整を行う組織である。会議は平成7年6月から11月の間に4回開催した。

尼崎市地域防災計画検討スケジュール



複数の局室にまたがり調整が必要な課題については、主にこの連絡会で審議した。

④ 地震災害対策編見直し検討会

地震災害対策編見直し検討会は、庁内関係部局からの推薦による係長級以下の職員13人から構成され、災害対策本部機能、情報収集、広域応援体制、避難所機能、地域コミュニティ、防災ボランティアなどを検討し、計画素案の作成を行うワーキングチームである。

平成7年7月から週1回程度の割合でメンバーが集まり、問題点の抽出と具体的な解決策の検討を行うことにより計画素案を作成した。

❖(3) 地域防災計画「地震災害対策編」改訂要旨

① 改訂の基本姿勢

本計画の改訂は、次の基本姿勢に基づいたものである。

- 1) 震災経験を生かす
- 2) 実行性を担保する
- 3) 災害弱者への配慮を行う

② 改訂の前提条件

本計画の前提条件となる想定地震および被害想定については、震度7となるような直下型の大地震の発生について再発の可能性を検討するとともに、発生した場合の客観的な被害の様相を明らかにしていく。

③ 初動体制の充実

1) 配備基準の強化

指令の簡素化と職員の参集態勢の強化を図るため、配備基準を次のとおり見直す。

- ・事前配備態勢 ⇨ 現行どおり
- ・限定配備態勢 ⇨ 第1号配備態勢
- ・第1号配備態勢 ⇨ 第2号配備態勢
- ・第2号、第3号配備態勢 ⇨ 第3号配備態勢

2) 事前命令の基準拡大

震度4の地震が発生した場合は第1号配備指令とするよう基準の拡大を行う。

(配備事由) (配備態勢)

- ・警戒宣言 ⇨ 事前配備態勢
- ・震度4の地震 ⇨ 第1号配備態勢
- ・震度5の地震 ⇨ 第2号配備態勢
- ・震度6以上の地震 ⇨ 第3号配備態勢

3) 指定動員制度

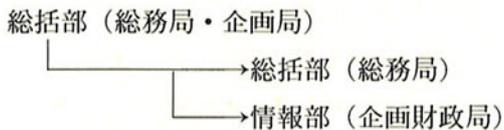
勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合において、方面部の初動態勢を確立するため、あらかじめ各支所周辺に居住している職員を指定し、地震発生と同時に各支所に参集させ、各方面主任のもとで防災活動に従事させるものとする。

④ 本部組織の再編

1) 指揮機能・情報集約機能等の充実

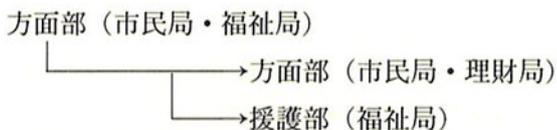
情報の収集・集約・分析を適宜、的確に行う組織と情報をもとに必要な対策の調整機能および本部員

会議等に調整案を上申する組織を明確化した。



2) 方面機能の充実

支所に期待される市民への援護活動や相談活動等の機能強化を図るとともに、調査態勢の充実のため方面部の組織再編を行った。



5) 被害情報の収集機能の整備

1) 緊急対応期の情報収集

緊急対応期において、とくに人命の確保、災害の拡大防止等のための情報として、職員が参集時に随時調査にあたる体制を確立する。

2) 応急危険度調査

建物の倒壊危険等の応急危険度調査を早期に実施し、市民の安全確保を図る。

3) 随時の被害状況調査

各部ごとの調査事項を明確にし、各部総務班および本部連絡員を通じて早期に情報部に被害状況調査の結果が集まる体制を整備する。

4) 大規模災害時の調査

建物の被害が全市に及んだ場合における全庁的な体制を早期に確立し、一貫した調査内容により、短期に被害状況を集約する。

6) 災害廃棄物の処理体制の充実

災害廃棄物の回収は環境部、障害物の除去については建設部の役割として明確にする。

7) 広報・公聴体制の充実

1) 情報伝達機能の充実

災害対策本部の広報部門を情報部内に位置づけ、情報収集から広報への連携が図れる体制とする。

2) 広報手段の充実

防災行政無線の拡充整備やコミュニティFM放送の開局による広範な広報手段を確保する。

3) 相談窓口の充実

教訓

阪神・淡路大震災では、次のような利点があったが、もしこれが逆の場合にはもっと多くの犠牲者や被害が生じていたと考えられることから、検討し対処する必要がある。

- (1) 貴重な15分（起床、炊事等の直前。新幹線等交通機関のラッシュ前）
- (2) 夜明け前（日の出が7時04分で、まもなく明るくなった）
- (3) 気象条件（風速1m、西風が強ければ、神戸から武庫川まで延焼との説もある）
- (4) 事業所が休み（大部分の事業所が14日から16日まで3連休）
- (5) 危険物火災がゼロ（石油コンビナート、ガソリンスタンド、危険物施設等）
- (6) 布団による効果（反射的に布団を被り、転倒落下物から身体を保護）
- (7) 食糧の保存（厳寒期で避難者等の食糧を屋外で保管可能、腐敗の心配が不要）

災害の状況により、早期に本庁と各支所に相談窓口を開設し、市民への対応を開始する。

8) 支援体制の確立

1) 広域的相互応援協定の推進

本市から中・遠距離にある類似都市、友好関係にある都市と協定の締結を推進し、職員の派遣、物資や資材の応援等の災害時相互応援体制を確立する。

2) 民間企業との連携

建設重機・給食・車両・物資等の調達にあたり、関係業界との連携を図り、即時対応の体制を整備する。

3) ボランティア等との連携

災害時に迅速にボランティアが機能するよう、活動拠点、資材および活動時の補償などの活動しやすい環境の整備を行う。また、市民の隣保協力に基づく自主防災組織を拡充し、訓練、広報、指導を通じ連携を深める。

4) 自衛隊との連携

非常災害の発生に際し、被害状況を自衛隊へ直接

通報するなどの緊密な連絡体制をとる。加えて、派遣の要請手続きの明確化を図り、迅速な対応を行う。

5) ライフライン関係機関との連携

被害状況および応急復旧情報の交換を行い、相互の協力が図れる体制とする。

9 避難体制の整備

1) 指定避難場所の指定

避難区域を指定避難場所の半径500mをエリアとし、エリア外の区域から2か所の公共施設を指定した。

2) 集約避難所の設置

避難生活の改善と避難者の自立促進ならびに避難所本来の機能の回復を図るため、一定期間経過後に集約避難所を設置する。

10 備蓄機能の充実

災害弱者へ配慮した次の品目の備蓄を推進する。

- ・おかゆ ・粉ミルク ・ほ乳びん ・消毒液
- ・生理用品 ・紙おむつ

11 援護体制の充実

1) 災害弱者への対応

災害直後から安否の確認や援護活動を早期に実施するとともに、福祉・保健の両面から援護体制を充実する。

2) 災害弱者用避難所の設置

避難生活が長期化した場合に、とくに配慮を必要とする災害弱者用の避難所を必要により各地区会館に設置する。

3) 援護物資の受け入れと搬送

援護物資の受け入れ場所を記念公園総合体育館に指定し、一括して受け入れるとともに、受け入れ班の人員の増強を行うことにより配送業務の迅速化を図る。

12 諸証明の発行と義援金の支給体制の充実

調査から諸証明の発行および義援金の支給など連携のとれた体制を整備する。また、全市一斉調査の集約については、被害調査電算処理システムを構築し、処理の迅速、省力化を図る。

意見

この地震の体験を風化させず、将来に生かして災害に強いまちづくりを進めていくことが重要である。大震災の被害を最小限に食い止めるには、平素からの予防対策と迅速・的確な応急対策が基本となる。それには地震災害対策計画を中心にした役割分担の周知徹底と任務の遂行が要求される。

災害に強い安全なまちづくりをめざすには、

(1) ライフライン等の防災基盤整備

電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の耐震、耐火性の強化と防災空間の確保を推進する。

(2) 拠点施設の整備

行政およびライフラインの拠点を重点的に整備し、情報収集と指令、災害対応、復旧に対処できる施設の整備を図る。

(3) 防災施設の充実

消防車、救急車、救助車、救助資機材、防火水槽等の初動体制に対応できる施設の充実と既存施設、民間協力等の体制づくりを推進する。

(4) 広域応援体制の整備

消防、警察、自衛隊、上下水道、土木、福祉、電気、ガス等全国ネットの応援体制を確立、平素の訓練を通じて実態の把握と強固な協力体制を推進する。

(5) 市民の防災意識、知識、技術の向上、初期消

火、応急手当、救助等の知識、技術を習得し、「自分では自分で守る」を基本に活動するとともに余力を災害弱者等の救援にあてる。

(6) 自主防災組織の育成

地域における各種団体を組織化し、連帯意識と相互扶助の精神を確立する。

13 防災基盤の整備

1) 都市防災構造化の推進

都市防災構造化対策事業計画を早期に策定し、避難路沿道の不燃化の促進、避難地等の災害時の拠点となる施設と避難路等のネットワーク化を図る。また、不燃化促進地域やその他の防火地域において、耐火建築物の建設を促進し、都市の不燃化を進める。

2) 公共施設の耐震性の促進

耐震性能の目標設定を行うとともに、大規模な被害を受けた公共施設について詳細調査を行い復旧事業を推進する。さらに、新耐震基準制定以前に設計施工された公共施設のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設を抽出し、補修・補強に取り組む。

3) 都市基盤施設の耐震性能の向上

河川・水路、公園、道路、水道、下水道などの都市基盤施設については、災害時における役割の重要性を認識し、防災に配慮した整備を進めるものとする。

4) 液状化対策の推進

市域の地質マップを作成し、建築物の建設や建て替え時の液状化対策に活用する。また、液状化しやすい場所での地下配管設備等の適切な管種の選定、建物等の取り付け部における伸縮性・可とう性のある管の採用を行う。

5) 臨海部における防災機能整備

災害時における情報・救援・援護機能等の内陸部のバックアップ機能をも備えた防災拠点を整備するとともに、避難路・避難所を適切に配置する。さらに、尼崎港区について物流等の機能強化や港湾施設の耐震強化を促進し、空からの輸送ルートの確保のため、ヘリポートの設置を図る。

4 広域応援協定

兵庫県南部地震の教訓から大規模な災害が発生した場合には、各自治体独自では、災害対応が困難なことから、本市から中距離、遠距離にある都市との災害時の応援協定を締結し、相互協力する体制を整備した。

協定都市については、東は千葉県船橋市から南は鹿児島県鹿児島市までの本市と類似した都市および友好関係にある都市で、全体で9市2町と協定締結するよう進めており、これまでの応援協定の締結状況は、右上表のとおりである。

協定の内容は、従来では災害応急対策を主体とし

協定締結の状況

協定都市	平成8年4月15日	岐阜県岐阜市
	〃 4月21日	島根県横田町
	〃 7月11日	長崎県長崎市
	〃 7月22日	静岡県静岡市
	〃 8月1日	熊本県熊本市
	平成9年1月21日	岡山県岡山市
予定都市	協議中	千葉県船橋市
	〃	大阪府東大阪市
	〃	大阪府堺市
	〃	鹿児島県鹿児島市
	〃	兵庫県美方町



尼崎市・岐阜市応援協定調印式

たものであったが、災害活動の長期化も視野に入れ、食糧、飲料水、援護物資の応援のほか、救援、救助活動に必要な車両の応援、さらに、応急復旧に必要な職員の派遣も含めた内容とした。また、遠方の都市であっても、災害の規模によっては応援要請ができない場合も考慮し、自主応援の規定も加えた。